

松原市地域防災計画 (資料編)

平成27年2月

1	防災関係機関等	1
	資料1-1 防災関係機関一覧	1
2	災害・危険箇所等関係	4
	資料2-1 大阪府域に関する計測震度等想定結果一覧.....	4
	資料2-2 南海トラフ巨大地震による計測震度及び液状化の可能性想定結果一覧.....	7
	資料2-3 河川の浸水想定区域	8
	資料2-4 ため池施設一覧	10
3	消防関係	11
	資料3-1 消防本部等の配置及び分団担当区域.....	11
	資料3-2 消防水利の現況	12
	資料3-3 消防車両及び消防団無線機一覧	13
	資料3-4 危険物施設一覧	15
4	水防関係	16
	資料4-1 市内観測所一覧	16
	資料4-2 ため池水防資材一覧	16
	資料4-3 水防備蓄資機材一覧	17
	資料4-4 重要水防箇所一覧	18
5	避難所・仮設住宅・ボランティア等関係	19
	資料5-1 指定緊急避難場所と指定避難所一覧.....	19
	資料5-2 一時避難場所一覧	22
	資料5-3 応急仮設住宅建設候補地一覧	22
	資料5-4 要配慮者利用施設一覧	23
	資料5-5 災害時におけるボランティア活動登録カード.....	52
6	医療機関等関係	54
	資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧	54
	資料6-2 救急搬送病院一覧	55
	資料6-3 市内医療機関一覧	56
	資料6-4 松原市開業獣医師会	62
	資料6-5 医療救護所の設置予定施設一覧	62
7	食料・給水・備蓄等関係	63
	資料7-1 応急給水拠点箇所一覧	63
	資料7-2 緊急給水拠点一覧	63

資料7-3	災害用井戸（生活用水用）設置箇所一覧	63
資料7-4	大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について	64
8	輸送等関係	65
資料8-1	市有車両一覧	65
資料8-2	市内緊急交通路一覧	67
資料8-3	災害時用臨時ヘリポート一覧	67
資料8-4	災害時用臨時ヘリポートの選定基準	68
資料8-5	物資輸送拠点一覧	68
資料8-6	緊急通行車両事前届出書及び届出済証	69
資料8-7	緊急通行車両確認申請書及び確認証明書	70
資料8-8	緊急通行車両の標章	71
資料8-9	緊急通行車両事前届出済車一覧	72
9	防災プラネット関係	73
資料9-1	防災プラネット設置箇所一覧	73
資料9-2	防災プラネットの配備車両及び配備資機材一覧	73
10	災害対策本部等関係	75
資料10-1	松原市防災会議委員一覧	75
資料10-2	松原市災害対策本部の組織及び事務分掌	76
11	条例等関係	83
資料11-1	松原市防災会議条例	83
資料11-2	松原市防災会議条例施行規則	85
資料11-3	松原市災害対策本部条例	87
12	協定等関係	88
資料12-1	災害相互応援協定	88
資料12-2	大阪府下広域消防相互応援協定	90
資料12-3	大阪市・松原市消防相互応援協定	92
資料12-4	大阪府中ブロック消防相互応援協定	94
資料12-5	松原市・堺市消防相互応援協定	96
資料12-6	八尾市・松原市消防相互応援協定	98
資料12-7	東大阪市、松原市消防相互応援協定	100
資料12-8	大阪市・松原市航空消防応援協定	101
資料12-9	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	102
資料12-10	西名阪自動車道消防相互応援協定	104
資料12-11	大和市、松原市災害時相互応援協定書	105
資料12-12	大阪広域水道震災対策相互応援協定書	107

資料12-13	松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定.....	112
資料12-14	松原市・羽曳野市水道緊急連絡管に関する協定書.....	114
資料12-15	松原市・堺市 天美我堂水道緊急連絡管に関する協定書.....	116
資料12-16	大阪市と松原市の相互応援給水に関する協定書.....	120
資料12-17	その他の災害関連協定（締結順）	122
13	自衛隊等関係.....	125
資料13-1	自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書.....	125
資料13-2	応援部隊受入れ・活動拠点	126
14	廃棄物等関係.....	127
資料14-1	し尿くみ取り許可業者一覧	127
資料14-2	浄化槽清掃業の許可業者一覧	127
資料14-3	し尿処理施設一覧	128
資料14-4	ごみ処理施設	128
資料14-5	清掃車両等一覧	128
資料14-6	ごみ処理委託業者一覧	128
15	様式等関係.....	129
資料15-1	「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式.....	129
資料15-2	被害程度判定基準	135
16	そ の 他.....	137
資料16-1	市内指定文化財等一覧	137
資料16-2	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	138
資料16-3	気象庁震度階級関連解説表	144

1 防災関係機関等

資料 1 - 1 防災関係機関一覧

1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原市役所	松原市阿保 1 - 1 - 1	072-334-1550	072-334-7870
松原市消防本部	松原市阿保 1 - 16 - 2	072-332-3102	072-332-0003

2 府

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
政策企画部危機管理室	大阪市中央区大手前 2 丁目	06-6941-0351	06-6944-6654
環境農林水産部 流通対策室	大阪市中央区大手前 2 丁目	06-6941-0351	06-6944-6754
都市整備部河川室河川環境課	大阪市中央区大手前 2 丁目	06-6941-0351	06-6949-3129
富田林土木事務所	富田林市寿町 2 - 6 - 1 南河内府 民センタービル	0721-25-1131	0721-25-6109
富田林土木事務所 松原建設事業所	松原市上田 3 - 1 - 25	072-335-4550	072-335-4146
南部流域下水道事務所	貝塚市港25番地	072-438-7406	072-438-8237
南河内農と緑の総合事務所	富田林市寿町 2 - 6 - 1 南河内府 民センタービル内	0721-25-1131	0721-24-3231
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺 1 - 8 - 36	072-955-4181	072-939-6479

3 府警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原警察署	松原市阿保 1 - 2 - 26	072-336-1234	072-334-0862

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
近畿農政局 大阪地域センター	大阪市中央区大手前 1 - 5 - 44	06-6943-9691	06-6943-9699
大阪管区气象台	大阪市中央区大手前 4 - 1 - 76大阪 合同庁舎第 4 号館	06-6949-6304	06-6949-6079
近畿地方整備局 大和川河川事務所	藤井寺市市川北 3 - 8 - 33	072-971-1381	072-973-1480

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊第 3 師団 第 37 普通科連隊	兵庫県伊丹市広畑 1 - 1 和泉市伯太町官有地	072-781-0021 0725-41-0090	

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原郵便局	松原市上田 1—1—10	072—331—0200	072—331—7079
松原一津屋郵便局	松原市一津屋 1—21—19	072—336—4150	072—333—7049
松原駅前郵便局	松原市上田 3—6—1	072—333—4371	072—331—7406
松原岡郵便局	松原市岡 3—4—42	072—333—4375	072—333—7075
松原高見郵便局	松原市高見の里 3—12—27	072—333—4378	072—335—2806
松原三宅郵便局	松原市三宅中 3—11—6	072—333—4373	072—331—7096
松原新町郵便局	松原市南新町 1—13—5	072—333—4374	072—333—7074
松原天美西郵便局	松原市天美西 2—1—17	072—335—7025	072—336—0491
松原天美東郵便局	松原市天美東 6—15—14	072—333—4377	072—335—2843
松原天美南郵便局	松原市天美南 1—93—2	072—337—0620	072—336—7576
松原天美北郵便局	松原市天美北 3—14—25	072—336—2700	072—336—7578
松原天美郵便局	松原市天美南 5—2—34	072—333—1600	072—333—7069
松原別所郵便局	松原市別所 7—13—25	072—333—4376	072—333—7086
西日本電信電話株式会社 大阪支店	大阪市中央区博労町 2—5—15 O C B 11 F	06—6120—4771	06—6120—4783
株式会社 N T T ドコモ 関西	大阪市北区梅田 1—10—1	06—6457—8950	
日本赤十字社 大阪府支部	大阪市中央区大手前 2—1—7	06—6943—0705	06—6941—2038
日本放送協会 大阪放送局	大阪市中央区大手前 4—1—20	06—6937—6020	
西日本高速道路株式会社 関西支社	大阪市北区堂島 1—6—20 堂島ア バンザ18階	06—0344—8888	
阪神高速道路株式会社	大阪市中央区久太郎町 4—1—3	06—6252—8121	06—6251—6933
K D D I 株式会社 関西総支社	大阪市中央区城見 2—2—72	06—4965—8200	—
大阪ガス株式会社 導管事業部	堺市堺区住吉橋町 2—2—19	(平日昼間9:00~17:40)	
		072—238—2375	072—222—3476
		(上記以外)	
		072—238—2716	06—6205—4626
		(ガス漏れ専用ダイヤル)	
0120—3—19424			
日本通運株式会社 大阪支店	大阪市北区梅田 3—2—103	06—6451—0987	06—6451—4443
関西電力株式会社 羽曳野営業所	羽曳野市軽里 1—2—1	072—958—4010	072—956—0171
近畿日本鉄道株式会社	河内松原駅	松原市上田 3—5—1	072—331—1111
	河内天美駅	松原市天美南 3—15—41	072—332—2030
	布忍駅	松原市北新町 1—2—1	
	高見ノ駅	松原市高見の里 3—1—1	
社団法人 大阪府医師会	大阪市天王寺区上本町 2—1—22	06—6763—7000	06—6764—0267
社団法人 大阪府歯科医師会	大阪市天王寺区堂ヶ芝 1—3—27	06—6772—8882	06—6774—0488
社団法人 大阪府薬剤師会	大阪市中央区和泉町 1—3—8	06—6947—5481	06—6947—5480
社団法人 大阪府 L P ガス協会	大阪市中央区船場中央 2—1 船場 センタービル 4 号館 405 号室	06—6264—7888	06—6264—7804

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
松原商工会議所	松原市阿保 1—2—30	072—331—0291	072—332—5720
松原市医師会	松原市新堂 1—602—4	072—333—3531	072—336—8647
松原市歯科医師会	松原市田井城 3—104—2 松原市 立保健センター 3 F	072—337—0286	072—336—3181
松原市薬剤師会	松原市田井城 3—104—2 松原市 立保健センター 3 F	072—337—8766	072—337—8766
代表 イソノ薬局 磯野元三	上田 1—10—9	072—331—0446	072—336—0999
松原市開業獣医師会	松原市天美我堂 4—10—28	072—330—3191	
松原市社会福祉協議会	松原市新堂 1—589—6	072—333—0294	072—336—0806
大阪中河内農業協同組合			
天美支店	松原市天美東 7—8—17	072—332—8110	072—334—5674
恵我支店	松原市大堀 3—3—14	072—332—8080	072—332—7354
布忍支店	松原市南新町 1—9—20	072—332—1011	072—332—0790
松原営農経済センター	松原市三宅西 5—903	072—331—1881	072—331—1882
松原支店	松原市上田 5—10—35	072—332—8008	072—335—6463
三宅支店	松原市三宅中 3—16—9	072—332—8001	072—336—8139
今池水みらいセンター	松原市天美西 7—265—1	072—336—7654	072—330—1613

2 災害・危険箇所等関係

資料2-1 大阪府域に関する計測震度等想定結果一覧

想定地震（府域対象シナリオ）の断層パラメータ

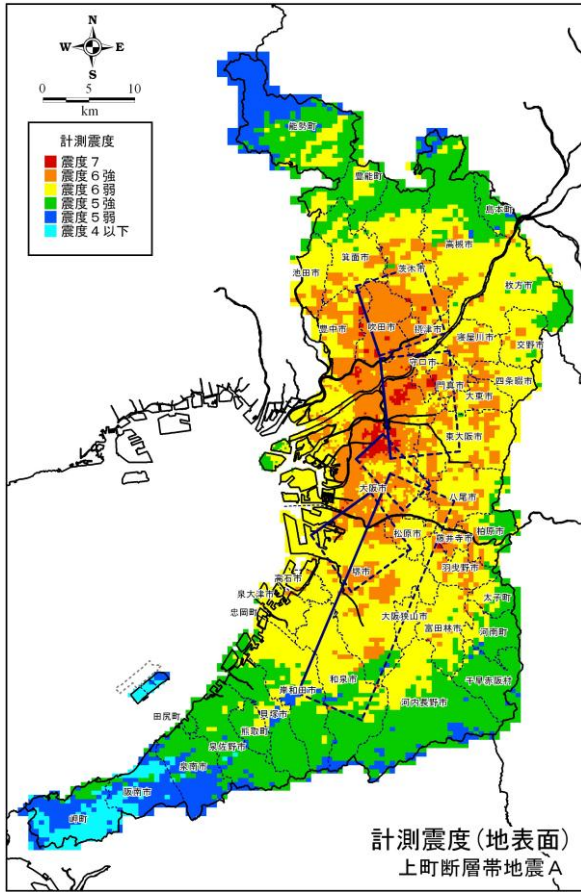
想定地震名称	対応断層名称	長さ(km)	幅(km)	走向(度)	傾斜(度)	断層タイプ	地震モーメント(dyne·cm)	モーメント・マグニチュード	気象庁マグニチュード	平均すべり量(m)	
上町断層帯地震	佛念寺山断層	8	58	18	342	逆断層	5.17×10^{26}	7.1	7.5-7.8	1.4	
	上町断層北部	12			354						
	上町断層南部	26			23						
	桜川撓曲	4			48						
	住之江撓曲	8			55						
生駒断層帯地震	田口断層・交野断層	16	54	18	20	逆断層	4.48×10^{26}	7.0	7.3-7.7	1.3	
	生駒断層・菅田断層	26			8						
	枚方断層	12			349						
有馬高槻断層帯地震	天王山断層	8	54	16	234	右横ずれ断層	3.81×10^{26}	7.0	7.3-7.7	1.3	
	有馬-高槻構造線・有野-淡河断層	48			262						
中央構造線断層帯地震	友ヶ島水道断層～根来断層	44	90	16	261	右横ずれ断層	1.12×10^{27}	7.3	7.7-8.1	2.1	
	五条谷断層	30			249						
	金剛断層帯	16		22	181	45	逆断層				
東南海・南海地震	東南海地震東部	130	640	110	235	逆断層	1.08×10^{29}	8.6	7.9-8.6	3.7	
	東南海地震西部	120		80	215					14	5.6
	南海地震東部	170		100	270					14	
	南海地震西部	220		160	245					7	

- 地震モーメント(M_0)は、断層面積(S)との経験式、 $S=4.59 \times 10^{-11} \times M_0^{1/2}$: Irikura et al. (2004)より想定。
- 内陸地震の気象庁マグニチュードは、各種経験式*による想定値の範囲。
- 平均すべり量(D)は、地震モーメントの評価式、 $M_0=\mu SD$ より、 $\mu=3.43 \times 10^{11}$ として換算。
- 東南海・南海地震は、中央防災会議による想定値。長さ・幅は周辺も含めた場合。
気象庁マグニチュードは既往地震(慶長、宝永、安政、昭和)で推定されている値(単独も含む)
および経験式(佐藤式: $\log(M_0)=1.5M_j+16.2$)による範囲。
* 松田式: $\log(L)=0.6M_j-2.9$ (Lは断層全長(km))、武村式: $\log(M_0)=1.2M_j+17.7$ 、中防式: $M_0=0.88M_j+0.54$

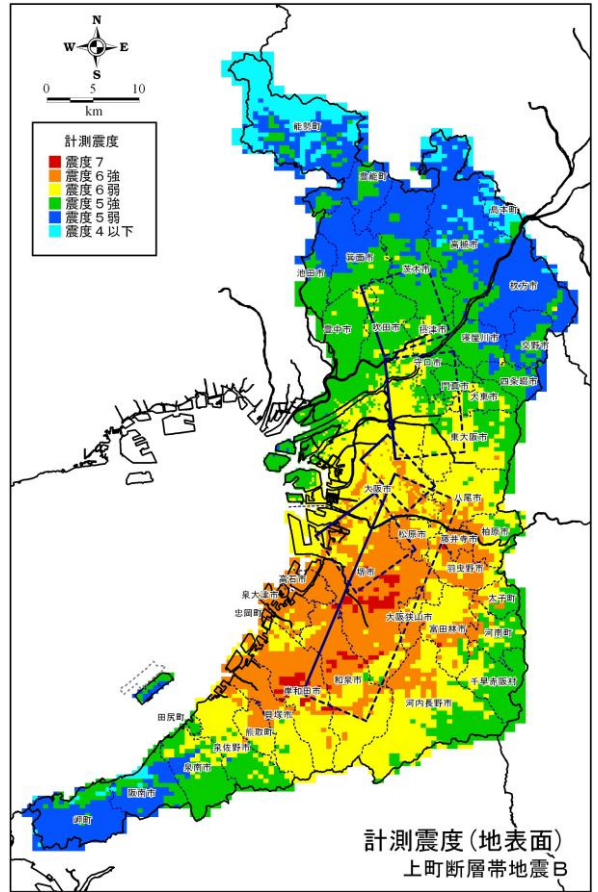
想定地震（府域対象シナリオ）の震度階の面積率

	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下
上町断層帯地震A	1% (72)	19% (1350)	43% (3065)	28% (1996)	7% (507)	2% (167)
上町断層帯地震B	1% (88)	18% (1270)	30% (2124)	28% (2021)	19% (1359)	4% (295)
生駒断層帯地震	1% (75)	11% (802)	23% (1615)	30% (2117)	27% (1928)	9% (620)
有馬高槻断層帯地震	0.4% (30)	6% (394)	21% (1520)	21% (1499)	17% (1224)	35% (2490)
中央構造線断層帯地震	0.1% (7)	9% (650)	23% (1629)	22% (1562)	26% (1893)	20% (1416)
東南海・南海地震	0% (0)	0% (0)	3% (247)	42% (2976)	37% (2675)	18% (1259)

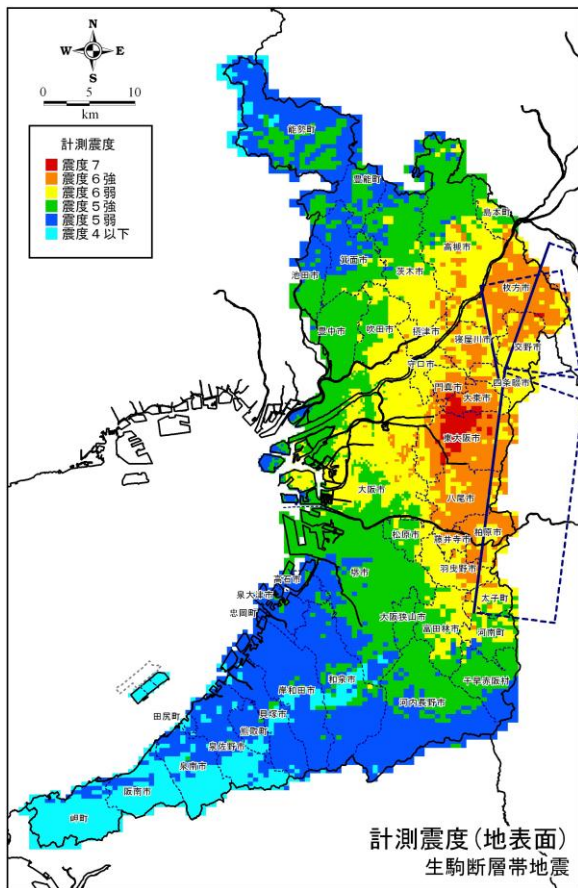
()内は500mメッシュ数, 総数=7157



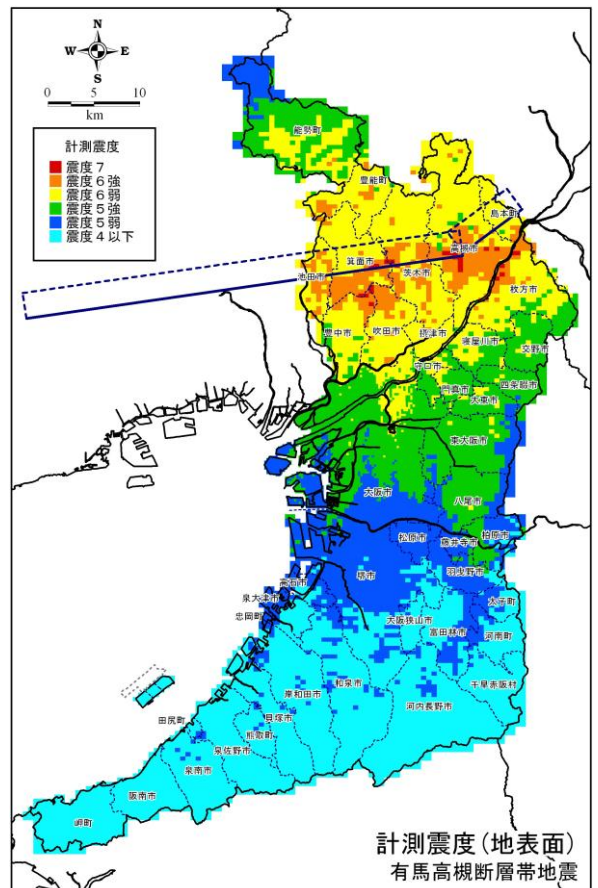
地震動予測結果〔上町断層帯地震A〕



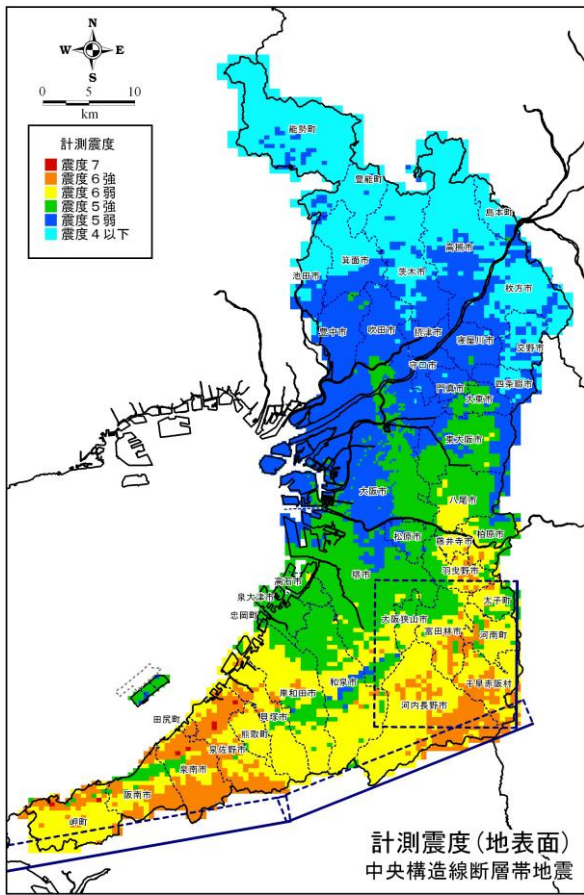
地震動予測結果〔上町断層帯地震B〕



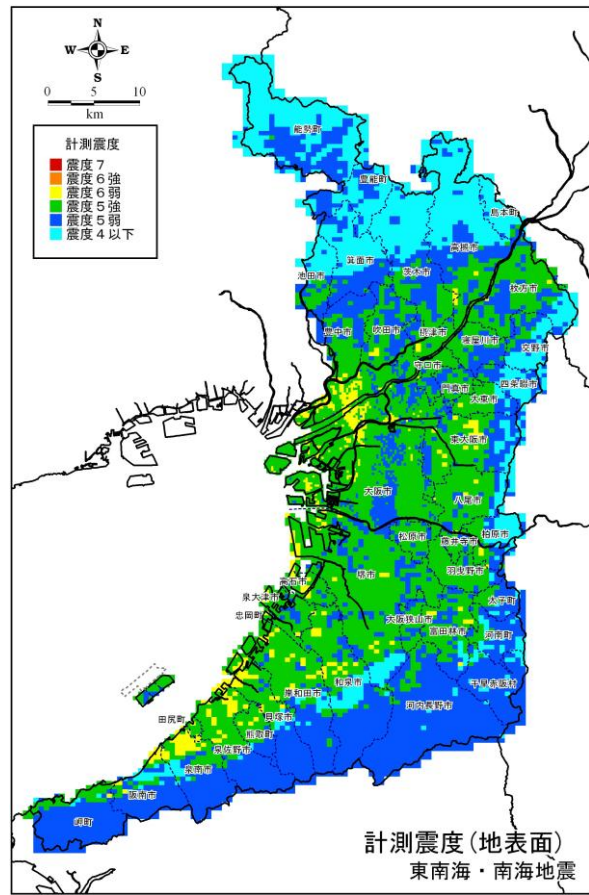
地震動予測結果〔生駒断層帯地震〕



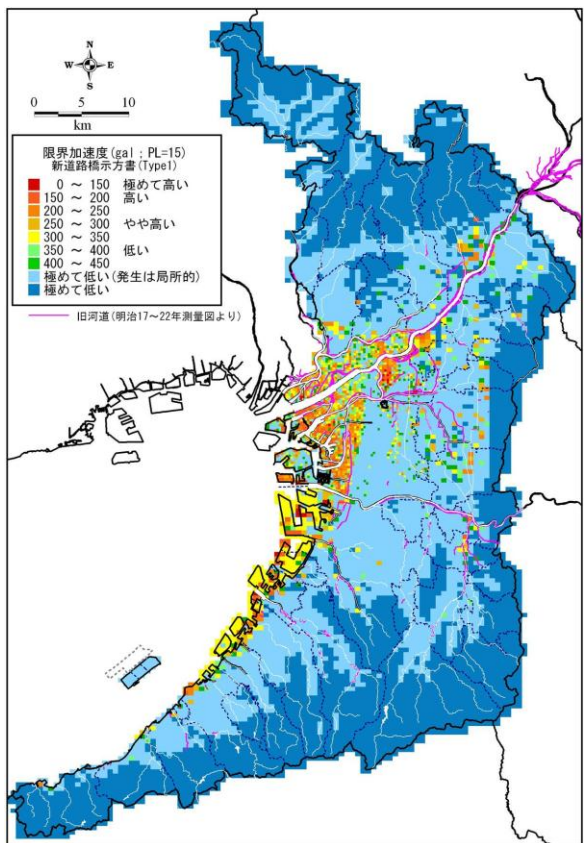
地震動予測結果〔有馬高槻断層帯地震〕



地震動予測結果〔中央構造線断層帯地震〕



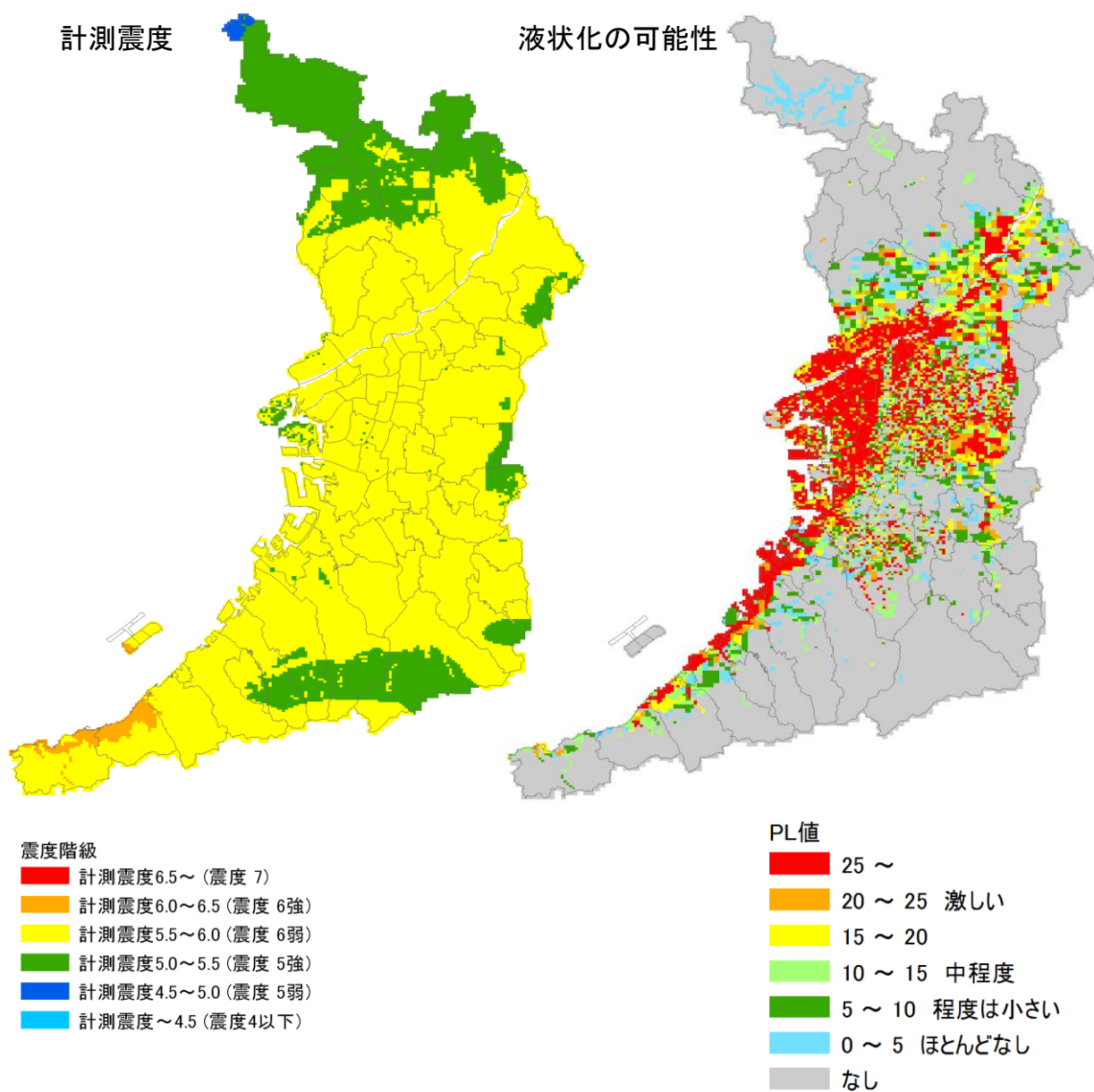
地震動予測結果〔東南海・南海地震〕



液状化危険度〔海溝型地震タイプ〕

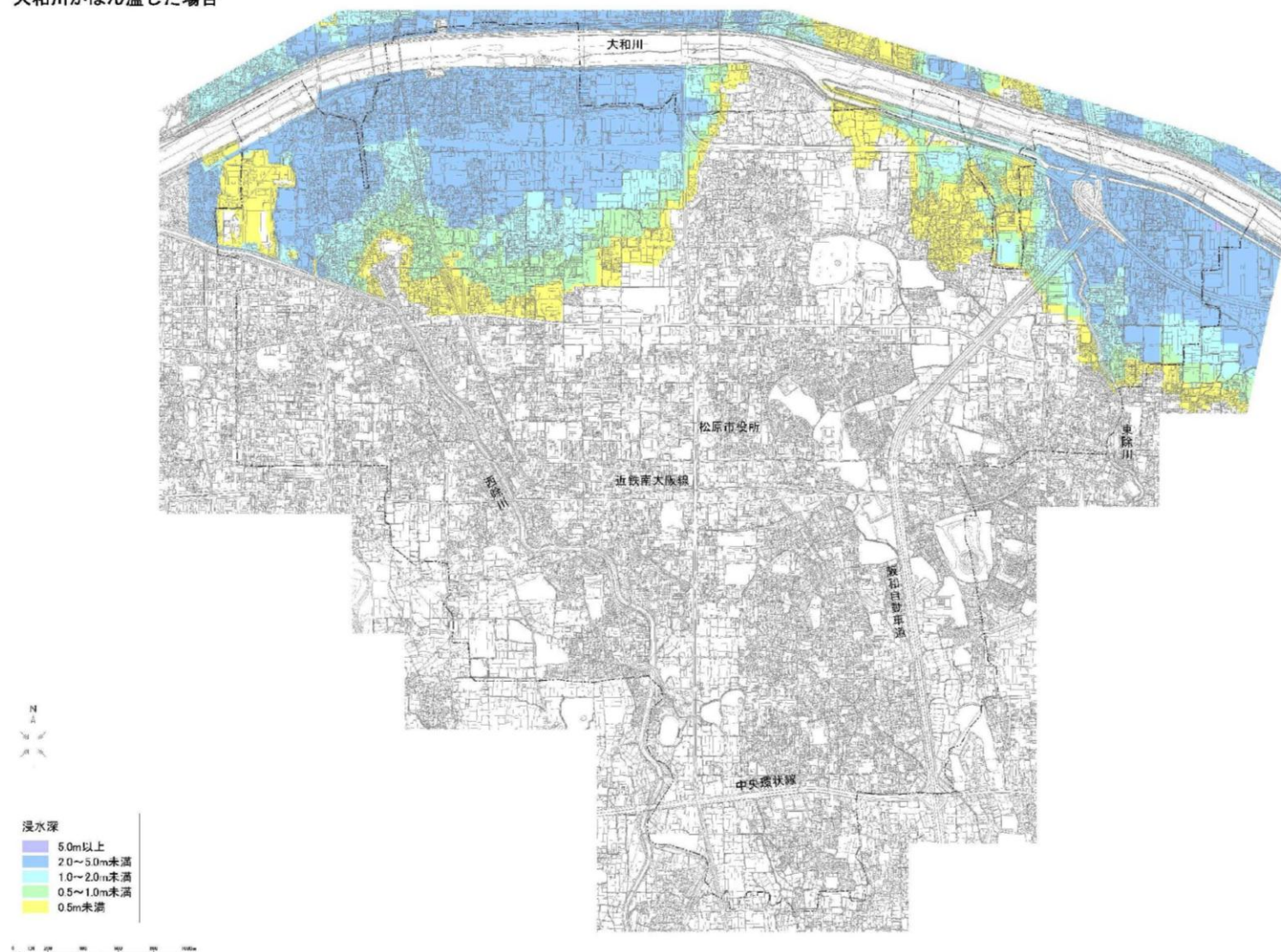
資料 2-2 南海トラフ巨大地震による計測震度及び液状化の可能性想定結果一覧

8 / 8 (Mw=9.0)

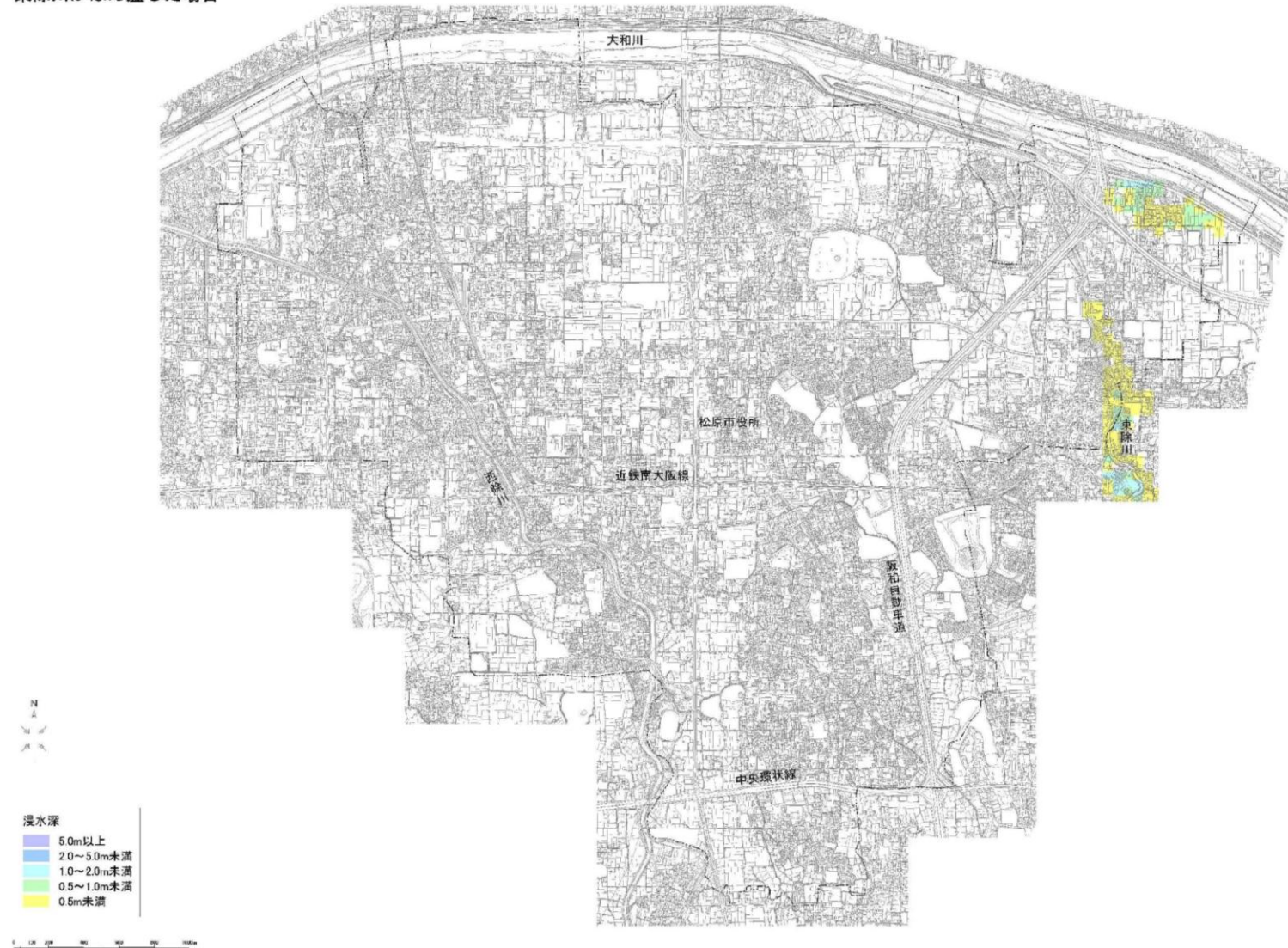


資料 2 - 3 河川の浸水想定区域

大和川がはん蓋した場合



東除川がはん蓋した場合



資料 2 - 4 ため池施設一覧

1 重要水防ため池

た め 池 名	所 在 地	た め 池 管 理 者
別所今池	松原市別所	別所水利組合
大座間池	堺市美原区丹上、羽曳野市郡戸	(松原市) 新堂大座間池水利組合

2 要水防ため池

た め 池 名	所 在 地	た め 池 管 理 者
阿湯戸池	松原市立部	立部水利組合
清水新池	〃 南新町	清水水利組合
深淵池	〃 三宅西	松原市三宅町土地改良区
小川三ツ池	〃 小川	小川水利組合
河合古池	〃 河合	河合水利組合
大堀上ノ池	〃 大堀	大堀水利組合
丹南今池	〃 丹南	丹南水利組合
菅池	堺市美原区大保	松原市岡水利組合

(資料 平成26年度 大阪府水防計画)

3 消防関係

資料3-1 消防本部等の配置及び分団担当区域

1 本部等の配置

(平成26年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松原市消防本部・消防署	松原市阿保1丁目16番2号	072-332-3102
松原市消防署西分署	〃 天美南4丁目5番12号	072-284-9550
松原コミュニティ消防センター	〃 西野々1丁目4番25号	072-331-0119
天美コミュニティ消防センター	〃 天美東8丁目12番20号	072-332-0119
第3分団屯所	〃 南新町1丁目10番9号	072-333-0119
恵我コミュニティ消防センター	〃 大堀3丁目19番11号	072-334-0119
三宅コミュニティ消防センター	〃 三宅中2丁目19番12号	072-335-0119
松原南コミュニティ消防センター	〃 岡4丁目1番63号	072-336-0119

2 消防団

〈消防団の分団担当区域〉

(平成26年4月1日現在)

分 団 別	所 在 地	電話番号	F A X 番号	区 域
第1分団	松原市西野々1丁目4番25号	072-331-0119	072-338-0091	阿保、上田、田井城、高見の里 河合（河合5丁目を除く） 西野々、松ヶ丘
第2分団	〃 天美東8丁目12番20号	072-332-0119	072-338-0092	天美東、天美西、天美南 天美北、天美我堂
第3分団	〃 南新町1丁目10番9号	072-333-0119	072-338-0093	東新町、南新町、北新町 河合5丁目
第4分団	〃 大堀3丁目19番11号	072-334-0119	072-338-0094	大堀、別所、若林、小川 一津屋
第5分団	〃 三宅中2丁目19番12号	072-335-0119	072-338-0095	三宅中、三宅東、三宅西
第6分団	〃 岡4丁目1番63号	072-336-0119	072-338-0096	新堂、岡、立部、丹南、 西大塚、柴垣

資料 3 - 2 消防水利の現況

1 消防水利

(平成26年 4 月 1 日現在)

消火栓	防 火 水 槽														そ の 他			
	公 設			私 設				合 計				左のうち耐震性を有しているもの						
公 設	40m ³ 以上	80m ³ 以上	合 計	40m ³ 未 満	40m ³ 以 上	80m ³ 以 上	合 計	40m ³ 未 満	40m ³ 以 上	80m ³ 以 上	合 計	40m ³ 以 上	80m ³ 以 上	合 計	プ ー ル	貯 水 槽	池	合 計
	80m ³ 未 満				80m ³ 未 満				80m ³ 未 満				80m ³ 未 満					
2,183	91 (25)	8 (6)	99 (31)	1	83 (16)	9 (1)	93 (17)	1	174 (41)	17 (7)	192 (48)	41	7	48	25	5	41	71

() は耐震性を考慮した防災水槽

2 公設消火栓口径別数

(平成26年 4 月 1 日現在)

75mm	100mm	150mm	200mm	250mm	300mm	350mm	400mm	500mm	合計
295	755	451	521	1	130	7	22	1	2,183

資料 3 - 3 消防車両及び消防団無線機一覧

1 消防本部及び消防署の車両

(平成26年10月31日現在)

配置	区分	名 称	
消 防 本 部	総務課	広報車 3	
	予防課	査察車	
		広報車 1	
		広報車 2	
	消 防 署	本	ポンプ車 1
			ポンプ車 3 (予備)
			ポンプ車 5 (CAFS付)
			化学車
			梯子車 1
			救助工作車
			指揮車
			資材搬送車
			救急車 3
			救急車 5
		西 分 署	ポンプ車 2
			ポンプ車 4 (CAFS付)
			梯子車 2
			救急車 2
			救急車 1

2 消防団の車両

所 属	機 械 名
第 1 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 2 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 3 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 4 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 5 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車
第 6 分団	CD-I 型ポンプ
	積 載 車

3 消防団無線機配置状況

無線波 所 属	消 防 波 (市町村波 2)		防 災 行 政 無 線	
	種 別	呼 出 名 称	種 別	呼 出 名 称
消防団長	携帯移動局	まつしょう 501	携帯移動局	ぼうさいまつばら 701
消防副団長	携帯移動局	まつしょう 502~504	携帯移動局	ぼうさいまつばら 702 703 127
第 1 分団	固 定 局	まつしょう うえだ	車載移動局	ぼうさいまつばら 1
	携帯移動局	まつしょう うえだ 1~5	携帯移動局	ぼうさいまつばら 101~103
第 2 分団	固 定 局	まつしょう あまみ	車載移動局	ぼうさいまつばら 2
	携帯移動局	まつしょう あまみ 1~5	携帯移動局	ぼうさいまつばら 201~203
第 3 分団	固 定 局	まつしょう みなみしんまち	車載移動局	ぼうさいまつばら 3
	携帯移動局	まつしょう みなみしんまち 1 ~5	携帯移動局	ぼうさいまつばら 301~303
第 4 分団	固 定 局	まつしょう おおぼり	車載移動局	ぼうさいまつばら 4
	携帯移動局	まつしょう おおぼり 1~5	携帯移動局	ぼうさいまつばら 401~403
第 5 分団	固 定 局	まつしょう みやけ	車載移動局	ぼうさいまつばら 5
	携帯移動局	まつしょう みやけ 1~5	携帯移動局	ぼうさいまつばら 501~503
第 6 分団	固 定 局	まつしょう おか	車載移動局	ぼうさいまつばら 6
	携帯移動局	まつしょう おか 1~5	携帯移動局	ぼうさいまつばら 601~603

資料 3 - 4 危険物施設一覽

1 危険物製造所等施設

(平成26年 4月 1日現在)

区 分	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
施 設 数	0	26	1	5	29	1	28	0	35	0	0	22	147

2 圧縮アセチレンガス等・少量危険物・指定可燃物等施設

(平成26年 4月 1日現在)

圧縮アセチレンガス等						少量危険物		指 定 可 燃 物 等
圧 縮 ア セ チ レ ン ガ ス	無 水 硫 酸	液 化 石 油 ガ ス	生 石 灰	毒 物	劇 物	少 量 危 険 物	移 動 タ ン ク	
8	0	129	0	3	7	181	11	26

4 水防関係

資料4-1 市内観測所一覧

1 雨量観測所

観測所名	流域河川名	施設			所在地	管理者	観測者	既往最大 日降雨量
		日巻	月巻	テレメータ				
松原	西除川		○ (3)	○ 58 (無)	松原市上田3-1-25 松原建設事業所内	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 (335) 4550	S57.8.2 167mm

2 水位観測所

観測所名	観測級別	河川名	施設			通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標識) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標高 線高 O. P. +(m)	既往最高位 水 (量水標識) (m)	備考
			量水標	自記	テレメータ								
布忍橋	1	西除川	○		○ 54 (無)	1.00 2.50	左岸 5.05 右岸 5.80	松原市北新町 2丁目	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 -335-4550	12.460	H16.5.13 2.55	水晶水圧式
大堀上橋 小	1	東除川	○		○ 54 (無)	1.00 2.25	左岸 6.788 右岸 6.788	松原市大堀	富田林土木 事務所長	所員 TEL 072 -335-4550	10,807	H19.7.17 3.83	超音波式

資料4-2 ため池水防資材一覧

A・B				C				計			
凧・土 のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)	凧・土 のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)	凧・土 のう袋 (枚)	縄 (kg)	葦 (シート) (枚)	杭 (本)
295	95	30	107	480	158	51	181	775	253	81	288

(大座間池・管池含む。)

資料4-3 水防備蓄資機材一覧

(平成26年3月31日現在)

品名	数量	品名	数量
電子メガホン	40台	掛矢	46丁
鉄線	100kg	スコップ	284丁
シート	100枚	ツルハシ	249丁
土のう袋	4,070枚	おの	139丁
縄 (ナイロン製含む)	100巻	かま	20丁
土入り土のう	12,070袋	バール	259丁
一輪車	20台		

資料4-4 重要水防箇所一覧

河海	川岸	関係土木事務所 工事営所	担水体防管 理団名	C 要水防区域		B 重要水防区域		A 特に重要な水防区域		水防区域 延長合計	摘 要
				区 域	延 長	区 域	延 長	区 域	延 長		
大和川	左岸	八尾林	泉州水防 大阪市東南工営所 柏原寺市市市					自奈良県界 至海	24,840	24,840	A: 築堤
落堀川	左岸	富田林	松原寺市市市 藤井尾市市市					自東除川合流点 至一級河川区域	3,700	3,700	A: 築堤
	右岸	〃	〃					〃	3,690	3,690	A: 築堤
東除川	左岸	〃	松原野水市市防市市 羽州狭阪市市市 泉大阪	自大堀橋 至大阪中央環状線	400	自大和川合流点 至大堀橋 至大阪中央環状線 至一津屋橋 至松原市一津屋4丁目 至北脇橋	11,040	自一津屋橋 至松原市一津屋4丁目	160	11,600	A: 築堤 B: 築堤、堤防高 C: 堤防高
	右岸	〃	〃	〃	400	自大和川合流点 至大堀橋 至大阪中央環状線 至北脇橋	11,200			78	C: 堤防高 (流下能力)
西除川	左岸	〃	泉州水防市市 松原狭山市市市 大阪	自至高河聖薬渡高聖狭太 自至美大池 自至合堂井丈 自至アンドンレダム(ダム堰)池路合流点 自至美大池	10,430	自至高河聖薬渡高聖狭太 自至美大池 自至合堂井丈 自至アンドンレダム(ダム堰)池路合流点 自至高河聖薬渡高聖狭太	5,080	自境聖アンデレ野大野 自至	3,550	19,060	A: 堤防高 (流下能力) B: 築堤 C: 堤防高 (流下能力)
	右岸	〃	泉州水防市市 松原狭山市市市 大阪内長野市市市 大河	自至高河聖薬渡高聖狭太 自至美大池 自至合堂井丈 自至アンドンレダム(ダム堰)池路合流点 自至高河聖薬渡高聖狭太	12,420	自至高河聖薬渡高聖狭太 自至美大池 自至合堂井丈 自至アンドンレダム(ダム堰)池路合流点 自至高河聖薬渡高聖狭太	4,440	自境聖アンデレ野大野 自至	3,550	20,410	〃

5 避難所・仮設住宅・ボランティア等関係

資料5-1 指定緊急避難場所と指定避難所一覧

指定緊急避難場所と指定避難所

No.	名 称	住 所	電 話	指定緊急避難場所		指定避難所
				①地震	②水害	
1	松原中学校	新堂1-604-1	339-2501			○
2	松原小学校	新堂2-683-2	332-7000			○
3	松原西小学校	新堂5-57	332-0130			○
4	河合小学校	河合2-405-1	336-5200			○
5	中央公民館	新堂2-683-2	334-1330			○
6	総合福祉会館	新堂1-589-6	336-0805			○
7	ふるさとぴあプラザ	上田7-11-19	336-6800			○
8	高見苑	高見の里5-458-2	332-9850			○
9	大阪府立生野高等学校	新堂1-552	332-0531			○
10	阪南大学高等学校	河合2-10-65	332-1221			○
11	松原第2中学校	三宅西2-12-1	339-2502			○
12	天美南小学校	天美南1-108-3	332-8711			○
13	天美北小学校	天美東4-240-1	335-7400			○
14	弁天苑	天美東7-103	334-8399			○
15	阪南大学本キャンパス	天美東5-4-33	332-1224			○
16	阪南大学南キャンパス	天美南1-108-1	332-1224			○
17	松原第3中学校	東新町3-1-23	339-2503			○
18	布忍小学校	南新町1-6-17	332-0001			○
19	中央小学校	田井城3-72-2	334-0005			○
20	新町公民館	南新町1-15-2	332-0022			○
21	松原公民館	田井城1-3-11	336-2816			○
22	はーとビュー	南新町2-141-1	332-5705			○
23	松原市文化会館	田井城1-3-11	336-5755			○
24	市立保健センター	田井城1-1-40	336-7100			○
25	新町福寿苑	南新町1-6-22	336-2417			○
26	つるかめ苑	南新町3-3-12	336-0516			○
27	松原第4中学校	別所3-19-28	339-2504			○

No.	名 称	住 所	電 話	指定緊急避難場所		指定避難所
				①地震	②水害	
28	松原北小学校	阿保1-16-3	332-0431			○
29	三宅小学校	三宅中2-14-21	332-0813			○
30	三宅公民館	三宅中3-17-15	331-0039			○
31	松寿苑	阿保2-28-1	332-6240			○
32	三宅コミュニティ消防センター	三宅中2-19-12	335-0119			○
33	松原コミュニティ消防センター	西野々1-4-25	331-0119			○
34	松原市民道夢館	阿保4-210-7	338-0500			○
35	大阪府立松原高等学校	三宅東3-4-1	334-8008			○
36	松原第5中学校	天美我堂3-124-2	339-2505			○
37	天美小学校	天美東8-12-22	332-0333			○
38	天美西小学校	天美西6-238-1	333-1200			○
39	天美公民館	天美西1-18-28	332-0259			○
40	天美荘	天美東9-12-7	336-0517			○
41	天美コミュニティ消防センター	天美東8-12-20	332-0119			○
42	松原第6中学校	岡1-340	339-2506			○
43	松原東小学校	柴垣2-23-1	335-7200			○
44	松原南小学校	岡4-1-5	332-1650			○
45	松南苑	岡6-5-37	334-8383			○
46	松原南コミュニティ消防センター	岡4-1-63	336-0119			○
47	大阪府立大塚高等学校	西大塚2-1005	332-7515			○
48	松原第7中学校	一津屋2-1-9	339-2507			○
49	恵我小学校	大堀3-4-17	332-1212			○
50	恵我南小学校	一津屋1-10-9	336-6900			○
51	恵寿苑	大堀3-19-11	336-2410			○
52	恵我コミュニティ消防センター	大堀3-19-11	334-0119			○
53	大阪府立平野高等学校	大阪市平野区長吉川辺 4-2-11	334-7400			○
54	大塚運動広場	立部3-399-1		○	○	

No.	名 称	住 所	電 話	指定緊急避難場所		指定避難所
				①地震	②水害	
55	天美西運動広場	天美西4-230-1		○	×	
56	松原市民運動広場	岡7-212		○	○	
57	松原中央公園	田井城1丁目地内		○	○	
58	天美西公園	天美西5・6丁目地内		○	×	
59	三宅東公園	三宅東3・4丁目地内		○	×	
60	新町南公園	南新町3丁目地内		○	○	
61	北新町大池公園	北新町3丁目地内		○	○	
62	四つ葉幼稚園	天美南4-276-1	332-0015	○	○	
63	松原商工会議所	阿保1-2-30	331-0291	○	○	
64	丹南公民館	丹南3-6-11		×	○	
65	立部公民館	立部2-213-2		×	○	
66	高木町公民館	北新町5-2-24		×	○	
67	向井公民館	北新町1-5-16		×	○	
68	堀公民館	天美南4-8-28		×	○	
69	西野々会館	西野々2-8-23		×	○	
70	上田第3町会公民館	上田3-2-14		○	○	
71	東代公民館	東新町5-10-23		○	○	
72	岡新町公民館	岡2-10-24		○	○	
73	岡公民館	岡5-4-33		○	○	
74	新栄連合会館	東新町2-168-2		○	○	
75	阿保公民館	阿保4-210-1		○	○	
76	丹南町会総合会館	丹南4-113-1		○	○	
77	池内総合会館	天美東8-2-23		○	×	
78	別所公民館	別所6-5-12		○	×	
79	新栄公民館	東新町1-38-8		○	○	
80	池内記念会館	天美東8-6-6		○	×	

資料5-2 一時避難場所一覧

一時避難場所		所在地	収容可能人数(※1)	面積(m ²)
1	大塚運動広場(※2)	松原市立部3丁目399番地の1	15,121	15,121
2	天美西運動広場	〃 天美西4丁目230番地の1	10,500	10,500
3	松原市民運動広場(※2)	〃 岡7丁目212番地	24,815	24,815
4	松原中央公園	〃 田井城1丁目地内	12,000	12,000
5	天美西公園(※2)	〃 天美西5,6丁目地内	13,000	13,000
6	三宅東公園(整備中)(※2)	〃 三宅東3・4丁目地内	22,000	22,000
7	新町南公園	〃 南新町3丁目地内	10,000	10,000
8	北新町大池公園	〃 北新町3丁目地内	11,380	11,380
計			118,816	118,816

※1 収容可能人数：避難者一人当たり必要な面積を現状は1m²以上として算定しているが、将来は、一時避難場所としての防火機能を向上させるべく、2m²以上を確保するよう努める。

※2 特に災害の規模が大きい場合、災害の状況に応じて広域避難場所として利用する避難場所

資料5-3 応急仮設住宅建設候補地一覧

〈松原市〉

名称	所在地	計画決定		開設	
		年月日	面積(ha)	年月日	面積(ha)
松原中央公園	田井城1丁目地内	昭和53年11月29日	1.2	昭和58年3月31日	1.2
北新町大池公園	北新町3丁目地内			平成22年8月8日	1.1
東新町公園	東新町5丁目地内	昭和54年11月21日	0.73	昭和60年11月30日	0.73

資料5-4 要配慮者利用施設一覧

1 介護関連施設

1-1 居宅介護支援

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2774801647	ケアプランセンター北 燦まつばら	580-0003	一津屋3丁目5番22号	072-335-2700	072-335-2711	松原市、羽曳野市	●
2774801167	ケアプランセンターあ とむ	580-0005	別所2丁目2番16号	072-349-1511	072-349-1711	松原市、藤井寺市、羽曳野市、堺市全 域	●
2774801712	c o c o r o ケアプラ ンセンター	580-0006	大堀2丁目18番14号	072-339-1272	072-339-1273	松原市、藤井寺市、羽曳野市	●
2774800698	寿里苑サラケアプラン センター	580-0013	丹南4丁目172	072-337-7555	072-337-8555	松原市、堺市美原区	●
2774800086	遊べる居宅介護支援事 業所	580-0014	岡1丁目184番地の1	072-335-0110	072-335-1771	松原市、堺市全域	●
2774800557	こもれび	580-0014	岡3丁目4番40号	072-334-5332	072-334-5380	松原市、堺市全域、羽曳野市	●
2774801746	コープのヘルパース テーション松原居宅介 護支援事業所	580-0014	岡7丁目229番1	072-339-2521	072-331-8864	松原市、堺市美原区、堺市北区、堺市 東区、羽曳野市	●
2764890055	一般社団法人松原市医 師会医療介護センター	580-0015	新堂1丁目602番地の4	072-339-7071	072-339-7073	松原市、堺市美原区、羽曳野市恵我之 荘・島泉、堺市北区南花田町	●
2774801662	ケアプランセンターう えだ	580-0016	上田8丁目11-11	072-339-1661	072-339-1662	松原市、羽曳野市、藤井寺市	●
2774801779	ケアプランセンター北 燦 しばがき	580-0017	柴垣二丁目527番地	072-337-5566	072-337-5565	松原市、羽曳野市、堺市北区	●
2774800680	阪南中央病院在宅ケア サービスあおぞら	580-0023	南新町3丁目3番28号	072-338-7799	072-333-2109	松原市、堺市全域	●
2774801241	あっぷらいふ介護セン ター	580-0024	東新町4丁目4番6号	072-337-8122	072-337-8123	松原市、堺市北区、藤井寺市	●

2774801340	野いちごケアプランセンター	580-0024	東新町4丁目12番12号 コーポアテネ401号	072-360-4561	072-360-4562	松原市、羽曳野市、堺市堺区、堺市北区	●
2774800326	有限会社介護サロンしあわせ	580-0025	北新町6丁目17番25号	072-335-2913	072-335-3203	松原市、堺市全域、羽曳野市、藤井寺市、八尾市、大阪市全域 柏原市、東大阪市、富田林	●
2774800920	松原ケアセンターそよ風	580-0026	天美我堂7丁目463番地	072-337-8171	072-338-2292	松原市、堺市全域、住吉区、東住吉区、平野区	●
2774801456	ケアステーションかえで	580-0026	天美我堂7丁目4番1号 長谷川ビル2階	072-339-6577	072-339-6570	松原市、堺市北区、堺市東区、堺市美原区、平野区、東住吉区	●
2774801225	株式会社ケアネット徳洲会居宅介護支援センター天美	580-0031	天美北6丁目499番地1	072-334-6662	072-334-9992	松原市	●
2774800060	医療法人徳洲会介護老人保健施設松原徳洲苑介護センター	580-0032	天美東7丁目10番20号 ロイヤルパレ天美 1階	072-334-3451	072-334-3454	松原市	●
2774801589	せいこう会ケアプランセンター天美東	580-0032	天美東7丁目7番1号 メゾン・ブランシュ1階北側号室	072-337-8114	072-337-8120	松原市、堺市全域、富田林市、藤井寺市、八尾市、大阪狭山市 平野区 東住吉区	●
2774801621	居宅介護支援センタースマイル	580-0033	天美南4丁目9番13号	072-339-0888	072-339-0800	大阪市全域、松原市、藤井寺市、羽曳野市、堺市全域、富田林市	●
2774800615	介護支援センター茶の木	580-0033	天美南2丁目89番1号 高松ビル2階東側	072-290-7193	072-290-7194	松原市、堺市堺区、堺市北区	●
2774800011	まつばらケアプランセンター	580-0043	阿保3丁目14番22号	072-331-4164	072-333-2388	松原市、羽曳野市、藤井寺市	●
2774800045	社会福祉法人松原市社会福祉協議会ケアプランセンター	580-0043	阿保1丁目1番1号 松原市役所東別館内	072-339-2941	072-336-0806	松原市	●
2774801126	パームコートケアプランセンター	580-0043	阿保3丁目6番18号	072-337-8685	072-338-8666	松原市	●
2774801365	ヤマダケアプランセンター	580-0043	阿保4丁目3番41号 桑田マンション201号室	072-288-4444	072-288-4445	松原市、大阪市全域、堺市全域	●
2774800433	ピース介護プランセンター	580-0043	阿保5丁目14番5号 ふぁみ〜ゆ阿保Ⅱ101号	072-334-0151	072-334-0292	松原市、平野区、八尾市、藤井寺市、堺市美原区	●

2774800805	ケアプランセンタークローバーハウス	580-0044	田井城2丁目2-2 サンシティ松原122	072-333-9680	072-338-9680	松原市、堺市美原区	●
2774800052	明治橋病院居宅介護支援事業所	580-0045	三宅西1丁目358番地3	072-334-8558	072-334-0293	松原市	●
2774800136	ニチイケアセンター松原	580-0046	三宅中3丁目16番2号	072-339-5971	072-339-5973	松原市、堺市美原区、羽曳野市恵我之荘	●
2774801027	ハーブケアプランセンター	580-0046	三宅中6丁目857番地の1	072-335-5678	072-335-7766	松原市、羽曳野市、大阪市全域、堺市美原区	●

1-2 訪問介護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/予防
2774800565	青山ケアセンター松原	580-0003	一津屋3丁目1番16号	072-333-6541	072-333-6841	松原市	◎
2774801639	訪問介護事業所北燦まつばら	580-0003	一津屋3丁目5番26号	072-330-6868	072-330-6869	松原市、羽曳野市	◎
2774800359	ヘルパーステーションあとむ	580-0005	別所2丁目2番16号	072-349-1511	072-349-1711	松原市、藤井寺市、羽曳野市、堺市全域	◎
2774800532	ケアショップまごころ	580-0005	別所2丁目3番30号 メゾンマツバラ304号	072-337-8899	072-337-9988	松原市、堺市全域、羽曳野市、藤井寺市	◎
2774800664	寿里苑サラヘルパーステーション	580-0013	丹南4丁目172	072-337-7555	072-337-8555	松原市、堺市全域	◎
2774800557	こもれび	580-0014	岡3丁目4番40号	072-334-5332	072-334-5380	松原市、堺市全域、羽曳野市、藤井寺市	◎
2774801753	コープのヘルパーステーション松原訪問介護事業所	580-0014	岡7丁目229番1	072-339-2521	072-331-8864	松原市、堺市美原区、堺市北区、堺市東区、羽曳野市	◎
2774800789	ニチイケアセンター松原駅前	580-0016	上田2丁目7番21号 松原駅前ビル3階	072-337-7580	072-338-7580	松原市、羽曳野市、堺市美原区	◎
2774801563	さくら・介護ステーション2丁目	580-0016	上田2丁目1番3号 2丁目五島ビル4階	072-339-0077	072-339-0078	松原市、羽曳野市、藤井寺市、平野区、堺市美原区	◎

2774801761	訪問介護事業所北燦しばがき	580-0017	柴垣二丁目527番地	072-337-5566	072-337-5565	松原市、羽曳野市、堺市北区	◎
2774801738	ケアステーションかえで 高見の里店	580-0021	高見の里3丁目8番22号	072-349-1120	072-349-1130	松原市、堺市北区、堺市東区、堺市美原区、平野区、大阪市東住吉区	◎
2774801241	あっぷらいふ介護センター	580-0024	東新町4丁目4番6号	072-337-8122	072-337-8123	松原市、堺市北区、藤井寺市	◎
2774801183	訪問介護愛あーる	580-0024	東新町3丁目5-17 アーバンコンフォート101号	072-330-5544	072-330-5622	松原市	◎
2774800649	有限会社訪問介護ステーション未来	580-0024	東新町3丁目14番31号 ルイシャトレ松原605号室	072-332-3095	072-332-3310	松原市、堺市全域、平野区、東住吉区、住吉区	◎
2774801357	ヘルパーステーションサンライフ	580-0025	北新町3丁目3番17号205号室	072-339-0150	072-337-8658	松原市、羽曳野市、堺市堺区、住吉区、堺市北区	◎
2774800326	有限会社介護サロンしあわせ	580-0025	北新町6丁目17番25号	072-335-2913	072-335-3203	松原市、堺市全域、大阪市全域	◎
2774801456	ケアステーションかえで	580-0026	天美我堂7丁目4番1号 長谷川ビル2階	072-339-6577	072-339-6570	松原市、堺市北区、堺市東区、堺市美原区、東住吉区、大阪市平野区	◎
2774801217	株式会社ケアネット徳洲会訪問介護センターゆとり	580-0031	天美北6丁目499番地1	072-334-6662	072-334-9992	松原市	◎
2774800060	医療法人徳洲会介護老人保健施設松原徳洲苑介護センター	580-0032	天美東7丁目10番20号 ロイヤルパレ天美 1階	072-334-3452	072-334-3454	松原市	◎
2774801274	スマイル・ケアステーション	580-0033	天美南4丁目9番13号	072-339-1111	072-339-0800	大阪市全域、松原市、東大阪市、八尾市、藤井寺市、羽曳野市 堺市内全域 富田林市	◎
2774800623	介護支援センター茶の木ヘルパーステーション	580-0033	天美南2丁目89番1号 高松ビル2階東側	072-290-7193	072-290-7194	松原市、堺市堺区、堺市北区	◎
2774800854	松原介護センターそら	580-0034	天美西5丁目139番地の4	072-337-9070	072-337-9071	松原市、堺市全域、東住吉区	◎

2774801282	スーパー・コート松原 訪問介護事業所	580-0042	松ヶ丘1丁目1番1号 伊 藤ビル2FC	072-338-4852	072-338-4853	松原市、堺市全域	◎
2774800151	まつばらヘルパース テーション	580-0043	阿保3丁目14番22号	072-335-4767	072-334-2362	松原市	◎
2774800102	社会福祉法人松原市社 会福祉協議会ホームヘ ルプサービス	580-0043	阿保1丁目1番1号 松原 市役所東別館内	072-339-2941	072-336-0806	松原市	◎
2774800417	介護サービスセン ター・ピース	580-0043	阿保5丁目14番5号 ふぁみ〜ゆ阿保Ⅱ101号	072-334-0151	072-334-0292	松原市、平野区、八尾市、藤井寺市、 堺市美原区	◎
2774800771	クローバーハウス	580-0044	田井城2丁目2-2 サン シティ松原122	072-333-9680	072-338-9680	松原市、堺市美原区	◎
2774800136	ニチイケアセンター松 原	580-0046	三宅中3丁目16番2号	072-339-5971	072-339-5973	松原市、羽曳野市恵我之荘	◎
2774801001	ハープ訪問介護ステー ション	580-0046	三宅中6丁目857番地の 1	072-335-5678	072-335-7766	松原市、羽曳野市、藤井寺市、平野 区、堺市美原区	◎

1-3 訪問入浴介護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2774801258	有限会社ユニール	580-0015	新堂3丁目13番21号	072-332-3217	072-339-4330	松原市、藤井寺市、羽曳野市	◎

1-4 訪問看護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2764890055	一般社団法人松原市医 師会医療介護センター	580-0015	新堂1丁目602番地の4	072-339-7071	072-339-7073	松原市、羽曳野市恵我之荘・島泉、堺 市美原町・南花田町	◎
2764890121	A i スローライフ訪問 看護ステーション	580-0021	高見の里3丁目17番5号 オレンジコーポⅡ1階	072-338-5666	072-338-5667	松原市、平野区、東住吉区、羽曳野 市、藤井寺市、大阪市住吉区 柏原市 堺市堺区	◎

2764890089	訪問看護ステーション やすらぎ	580-0023	南新町3丁目3番28号	072-336-0027	072-336-0027	松原市	◎
2764890105	アクティブ訪問看護ステーション	580-0024	東新町4丁目13番12号 ファラン松原1階	072-337-9515	072-337-9516	住吉区、東住吉区、堺市北区、堺市堺区、堺市美原区、堺市東区、堺市中央区、松原市	◎
2764890154	カノン訪問看護ステーション	580-0033	天美南4丁目9-15	072-321-1029	072-321-1030	松原市、東住吉区、平野区、堺市北区	◎
2764890048	エンゼル訪問看護ステーション	580-0043	阿保5丁目7番13号	072-330-0322	072-330-0328	松原市、堺市美原区、羽曳野市恵我之荘・その他、事業所より車で片道30分以内の圏内は相談に応じる。	◎
2764890139	あかね訪問看護ステーション	580-0043	阿保4丁目3番37号	072-349-1102	072-349-1103	松原市、堺市美原区、羽曳野市	◎
2764890147	白樺訪問看護ステーション	580-0043	阿保5丁目19番6号	072-336-1113	072-336-1119	松原市、八尾市、平野区、東住吉区、堺市北区	◎
2764890097	リハアル訪問看護ステーション	580-0043	阿保3丁目5番18号 ヒ ダカビル3階	072-338-8345	072-338-8346	松原市、堺市全域、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、平野区	◎
2764890162	クローバーハウス 訪問看護ステーション	580-0044	田井城2丁目2-2 サン シティ松原122	072-333-9680	072-338-9680	松原市	◎

1-5 居宅療養管理指導

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2764890154	カノン訪問看護ステーション	580-0033	天美南4丁目9-15	072-321-1029	072-321-1030		◎
2764890048	エンゼル訪問看護ステーション	580-0043	阿保5丁目7番13号	072-330-0322	072-330-0328		◎
2764890139	あかね訪問看護ステーション	580-0043	阿保4丁目3番37号	072-349-1102	072-349-1103		◎
2764890147	白樺訪問看護ステーション	580-0043	阿保5丁目19番6号	072-336-1113	072-336-1119		◎

1-6 通所介護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2774800813	デイハウス若葉さんち	580-0001	若林1丁目1番23号	072-336-8880	072-336-8886	松原市、八尾市、藤井寺市、羽曳野市、平野区	◎
2774801514	茶話本舗デイサービス松原	580-0002	小川1丁目12番16号	072-330-1560	072-330-1561	松原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市	●
2774801324	青山デイサービス松原	580-0003	一津屋3丁目1番16号	072-335-4126	072-333-6841	松原市	◎
2774801571	デイサービスまある	580-0005	別所5丁目21番24号	072-339-6070	072-339-6071	松原市、平野区、羽曳野市、藤井寺市、八尾市、大阪市東住吉区	◎
2774801506	デイサービスセンター c o c o r o 大堀	580-0006	大堀2丁目18番14号	072-339-1272	072-339-1273	松原市、藤井寺市、羽曳野市	◎
2774801688	樹楽松原	580-0011	西大塚二丁目1番19号	072-206-8800	072-206-8855	松原市	◎
2774800672	寿里苑サラデイサービスセンター	580-0013	丹南4丁目172	072-337-7555	072-337-8555	松原市、堺市美原区	◎
2774801811	L e ' c o e u r	580-0013	丹南5丁目43番1号	072-289-7300	072-289-7308	松原市、堺市美原区	◎
2774800235	遊ぶるデイサービスセンター	580-0014	岡1-184-1	072-335-0110	072-335-1771	松原市、堺市全域	◎
2774801787	コープのデイサービス松原	580-0014	岡7丁目229番1	072-339-2521	072-331-8864	松原市、羽曳野市、堺市美原区、堺市北区、堺市東区	◎
2774801795	ビーナスプラス新堂	580-0015	新堂1丁目512番1	072-349-0171	072-349-1151	松原市	◎
2774801449	デイサービスユニール	580-0015	新堂3丁目13番21号	072-332-3217	072-339-4330	松原市、藤井寺市、羽曳野市	◎
2774800656	まつばら駅前デイサービスセンターおおぞら	580-0016	上田4丁目3番32号	072-338-0288	072-330-6039	松原市	◎
2774801399	デイサービスセンターうえだ	580-0016	上田8丁目11-11	072-339-1662	072-339-1660	松原市、羽曳野市一部（恵我之荘・南恵我之荘・島泉・野・高鷲7丁目～10丁目）	◎

2774801696	増田整形外科加圧トレーニングデイサービス	580-0016	上田4丁目3番22号	072-331-9060	072-331-9066	松原市	◎
2774801431	デイ・ケア遊Youサロン	580-0023	南新町1丁目1番7号	072-333-1007	072-333-1017	堺市北区、松原市	◎
2774800847	アイデイサービスセンター	580-0024	東新町4丁目11番2号	072-336-0333	072-336-0113	松原市	◎
2774801837	ミック健康の森 松原	580-0026	天美我堂一丁目10番1号 アルファワン1階	072-349-4061	072-349-4062	松原市、堺市北区、住吉区、平野区	◎
2774800920	松原ケアセンターそよ風	580-0026	天美我堂7丁目463番地	072-337-8171	072-338-2292	松原市、堺市北区、堺市堺区、東住吉区	◎
2774801522	アクティブデイサービス	580-0026	天美我堂1丁目7番地F-114号	072-289-8151	072-289-8152	松原市、堺市北区、堺市堺区	◎
2774801829	デイサービスセンター なごやか河内天美	580-0032	天美東1丁目93-2	072-339-3201	072-339-3205	松原市、東住吉区、住吉区、平野区、 堺市北区、堺市東区、美原区、藤井寺市、 羽曳野市、八尾市	◎
2774801613	デイサービスセンター 華まつばら	580-0042	松ヶ丘1丁目10番61号	072-336-4187	072-336-4187	松原市	◎
2774801480	デイセンターリハビリ プラザ松原	580-0042	松ヶ丘3丁目4番10号	072-339-2330	072-339-2340	松原市、平野区の一部 堺市北区の一部	◎
2774801498	デイサービスはつらつ 館松原松ヶ丘	580-0042	松ヶ丘2丁目29番10号	072-338-5076	072-338-5077	松原市、羽曳野市、藤井寺市、平野区、 堺市北区	◎
2774801118	パームコートデイサービスセンター	580-0043	阿保3丁目6番18号	072-337-8686	072-338-8666	松原市	◎
2774801043	デイサービスセンター 田坐	580-0044	田井城1丁目177番地の1	072-332-8068	072-332-6401	松原市	◎
2774800599	デイサービスセンター ひまわり	580-0044	田井城6丁目282番地2	072-334-7221	072-334-7227	松原市、堺市北区野遠町、羽曳野市恵我之荘・ 島泉3~5丁目、大阪市平野区瓜破南1・2丁目、 堺市美原区丹上・今井	◎
2774801704	ベリー松原デイトレー ニングセンター	580-0044	田井城4丁目145番1号	072-333-1500	072-333-1510	松原市	◎

2774800136	ニチイケアセンター松原	580-0046	三宅中3丁目16番2号	072-339-5975	072-339-5973	松原市、堺市北区、羽曳野市恵我之荘、平野区瓜破、平野区長吉長原	◎
------------	-------------	----------	-------------	--------------	--------------	---------------------------------	---

1-7 通所リハビリテーション

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	通常の事業実施地域	介護/予防
2714801780	医療法人千達会増田整形外科クリニック	580-0016	上田4-4-5 ビービーグラnde1階	072-331-9030	072-331-9048		◎
2714802689	医療法人徳洲会天美クリニック	580-0033	天美南3丁目8番12号	072-338-1189			★
2774800318	明治橋病院通所リハビリテーションセンター	580-0045	三宅西1丁目358番地3	072-334-8558	072-334-8537		◎

1-8 短期入所生活介護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	通常の事業実施地域	介護/予防
2774800706	特別養護老人ホーム寿里苑サラ	580-0013	丹南4丁目172	072-337-7555	072-337-8555		◎
2774800219	特別養護老人ホーム遊ぶる	580-0014	岡1丁目184番地の1	072-335-0110	072-335-1771		◎
2774801415	大阪老人ホームうえだ	580-0016	上田8丁目11-11	072-339-1661	072-339-1660		◎
2774800920	松原ケアセンターそよ風	580-0026	天美我堂7丁目463番地	072-337-8171	072-338-2292		◎
2774800177	特別養護老人ホーム大阪老人ホーム	580-0043	阿保3丁目14番22号	072-331-4164	072-334-2362		◎

1-9 福祉用具貸与

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2774801720	株式会社シャムロック	580-0011	西大塚1丁目3番30号 センチュリー山繁1階	072-333-6500	072-333-6500	松原市、羽曳野市、藤井寺市、南河内 郡河南町、富田林市	◎
2774800326	有限会社介護サロンし あわせ	580-0025	北新町6丁目17番25号	072-335-2913	072-335-3203	松原市、堺市全域、羽曳野市、藤井寺 市、八尾市、柏原市 東大阪市 富田 林市 大阪市全域	◎
2774801456	ケアステーションかえ で	580-0026	天美我堂7丁目4番1号 長谷川ビル2階	072-339-6577	072-339-6570	松原市、堺市北区、堺市東区、堺市美 原区、平野区、東住吉区	◎
2774800409	介護サロンあすか	580-0034	天美西1丁目13番22号	072-336-0844	072-336-0847	松原市、堺市全域、藤井寺市、羽曳野 市、大阪市全域、富田林市・河内長野 市・大阪狭山市	◎
2774801316	株式会社すみれクリエ イツ	580-0043	阿保2丁目55番15号	072-332-6116	072-332-6116	松原市	◎
2774800938	有限会社コーラル商会	580-0043	阿保4丁目10番21号	072-331-3587	072-331-3586	松原市、堺市全域、藤井寺市、羽曳野 市	◎

1-10 特定福祉用具販売

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2774801720	株式会社シャムロック	580-0011	西大塚1丁目3番30号 センチュリー山繁1階	072-333-6500	072-333-6500	松原市、羽曳野市、藤井寺市、南河内 郡河南町、富田林市	◎
2774800326	有限会社介護サロンし あわせ	580-0025	北新町6丁目17番25号	072-335-2913	072-335-3203	松原市、堺市全域、羽曳野市、藤井寺 市、八尾市、柏原市 東大阪市 富田 林市 大阪市全域	◎
2774801456	ケアステーションかえ で	580-0026	天美我堂7丁目4番1号 長谷川ビル2階	072-339-6577	072-339-6570	松原市、堺市北区、堺市東区、堺市美 原区、平野区、東住吉区	◎
2774800409	介護サロンあすか	580-0034	天美西1丁目13番22号	072-336-0844	072-336-0847	松原市、堺市全域、藤井寺市、羽曳野 市	◎
2774801316	株式会社すみれクリエ イツ	580-0043	阿保2丁目55番15号	072-332-6116	072-332-6116	松原市	◎

2774800938	有限会社コーラル商会	580-0043	阿保4丁目10番21号	072-331-3587	072-331-3586	松原市、堺市全域、藤井寺市、羽曳野市	◎
------------	------------	----------	-------------	--------------	--------------	--------------------	---

1-11 特定施設入居者生活介護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	通常の事業実施地域	介護/予防
2774801159	松原なごみの里	580-0005	別所7丁目12番26号	072-338-0753	072-338-0839		◎
2774801597	コープアイメゾン松原	580-0014	岡7丁目229番1	072-339-0067	072-339-0069		◎
2774801100	パームコートまつばら	580-0043	阿保3丁目6番18号	072-338-8665	072-338-8666		◎
2774801035	有料老人ホーム田坐の家	580-0044	田井城1丁目177番地の1	072-332-8067	072-332-6401		◎

1-12 認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	通常の事業実施地域	介護/予防
2774800201	デイハウス松原「ファミリー」	580-0031	天美北6-446-5	072-332-3120	072-332-3186		◎
2774800169	まつばらデイサービスセンターレューナの家	580-0043	阿保3-14-22	072-335-4767	072-334-2362	松原市	◎

1-13 小規模多機能型居宅介護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	通常の事業実施地域	介護/予防
2794800058	コープの多機能ホーム松原	580-0014	岡7丁目229番1	072-339-2521	072-331-8864	松原市	◎

1-14 認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2794800025	グループホームマーヤの家柴垣	580-0017	柴垣 2-506-1	072-335-8023	072-335-8024		◎
2794800066	グループホーム松原なごみ	580-0024	東新町 5 丁目 4 番 1 0 号	072-336-1981	072-336-1982		◎
2774800383	グループホーム和み庵	580-0025	北新町 1-3-18	072-338-7525	072-338-7525		◎
2794800033	グループホーム華まつばら	580-0042	松ヶ丘 1-10-61	072-336-4187	0723364177		◎
2774800581	グループホーム田井城の里	580-0044	田井城 6-282-2	072-334-5311	072-334-7227		◎

1-15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2794800041	ケアネット徳洲会定期巡回・随時対応型訪問介護看護 松原	580-0031	天美北 6 丁目 4 9 9 番地 1	072-334-6662	072-334-9992	松原市	●

1-16 介護予防支援

事業所番号	事業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	通常の事業実施地域	介護/ 予防
2704800024	松原市地域包括支援センター徳洲会	580-0032	天美東 7 丁目 1 0 番 2 0 号 ロイヤルパレ天美 1 階	072-334-3439	072-334-3454	松原市	●
2704800016	松原市地域包括支援センター社会福祉協議会	580-0043	阿保 1-1-1 松原市役所東別館内	072-349-2112	072-335-1294	松原市	●

2 障害者関連施設

2-1 居宅介護

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2714800121	ケアショップまごころ	072-337-8899	072-337-9988	580-0005	別所 2 丁目 3 番 3 0 号 メゾンマツバラ 3 0 4 号
2714800048	こもれび	072-334-5332	072-334-5380	580-0014	岡 3 丁目 4 番 4 0 号
2714800287	ニチイケアセンター松原駅前	072-337-7580	072-338-7580	580-0016	上田 2 丁目 7 番 2 1 号 松原駅前ビル 3 階
2714800493	さくら・介護ステーション 2 丁目	072-339-0077	072-339-0078	580-0016	上田 2 丁目 1 番 3 号 2 丁目五島ビル 4 階
2714800501	ケアステーションかえで 高見の里店	072-349-1120	072-349-1130	580-0021	高見の里 3 丁目 8 番 2 2 号
2714800089	えるでヘルパーステーション	072-332-0993	072-332-0995	580-0024	東新町 4 丁目 8 番 2 7 号
2715800294	訪問介護愛あーる	072-330-5544	072-330-5622	580-0024	東新町 3 丁目 5 番 1 7 号 アーバンコンフォート 1 0 1 号
2714800030	きずな	072-338-7161	072-338-7162	580-0025	北新町 4 丁目 2 番 1 8 号
2714800246	障害者支援センターしあわせ	072-335-2911	072-335-3203	580-0025	北新町 6 丁目 1 7 番 2 5 号
2714800352	ケアステーションかえで	072-339-6577	072-339-6570	580-0026	天美我堂 7 丁目 4 番 1 号 長谷川ビル 2 階
2714800329	スマイル・ケアステーション	072-339-1111	072-339-0800	580-0033	天美南 4 丁目 9 番 1 3 号
2714800063	介護支援センター茶の木ヘルパーステーション	072-290-7193	072-290-7194	580-0033	天美南 2 丁目 8 9 番 1 号 高松ビル 2 階
2714800055	松原介護センターそら	072-337-9070	072-337-9071	580-0034	天美西 5 丁目 1 3 9 番 4 号

2714800113	ふれあいサークルまどか	072-338-3381	072-338-3381	580-0042	松ヶ丘4丁目3番5号
2744800018	まつばらヘルパーステーション	072-335-4767	072-334-2362	580-0043	阿保3丁目14番22号
2714800105	社会福祉法人松原市社会福祉協議会ホームヘルプサービス	072-339-2941	072-336-0806	580-0043	阿保1丁目1番1号 松原市役所東別館内
2714800022	介護サービスセンター・ピース	072-334-0151	072-334-0292	580-0043	阿保5丁目14番5号 ふぁみ〜ゆ阿保Ⅱ101号
2714800279	クローバーハウス	072-333-9680	072-338-9680	580-0044	田井城2丁目2-2サンシティ松原122
2714800261	ニチイケアセンター松原	072-339-5971	072-339-5973	580-0046	三宅中3丁目16番2号
2714800071	ハーブ訪問介護ステーション	072-335-5678	072-335-7766	580-0046	三宅中6丁目857番地の1

2-2 重度訪問介護

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所FAX番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2714800121	ケアショップまごころ	072-337-8899	072-337-9988	580-0005	別所2丁目3番30号 メゾンマツバラ304号
2714800048	こもれび	072-334-5332	072-334-5380	580-0014	岡3丁目4番40号
2714800287	ニチイケアセンター松原駅前	072-337-7580	072-338-7580	580-0016	上田2丁目7番21号 松原駅前ビル3階
2714800493	さくら・介護ステーション2丁目	072-339-0077	072-339-0078	580-0016	上田2丁目1番3号 2丁目五島ビル4階
2714800501	ケアステーションかえで 高見の里店	072-349-1120	072-349-1130	580-0021	高見の里3丁目8番22号
2714800089	えるでヘルパーステーション	072-332-0993	072-332-0995	580-0024	東新町4丁目8番27号

2715800294	訪問介護愛あーる	072-330-5544	072-330-5622	580-0024	東新町3丁目5番17号 アーバンコンフォート101号
2714800030	きずな	072-338-7161	072-338-7162	580-0025	北新町4丁目2番18号
2714800246	障害者支援センターしあわせ	072-335-2911	072-335-3203	580-0025	北新町6丁目17番25号
2714800352	ケアステーションかえで	072-339-6577	072-339-6570	580-0026	天美我堂7丁目4番1号 長谷川ビル2階
2714800329	スマイル・ケアステーション	072-339-1111	072-339-0800	580-0033	天美南4丁目9番13号
2714800063	介護支援センター茶の木ヘルパー ステーション	072-290-7193	072-290-7194	580-0033	天美南2丁目89番1号 高松ビル2階
2714800055	松原介護センターそら	072-337-9070	072-337-9071	580-0034	天美西5丁目139番4号
2714800113	ふれあいサークルまどか	072-338-3381	072-338-3381	580-0042	松ヶ丘4丁目3番5号
2714800105	社会福祉法人松原市社会福祉協議 会ホームヘルプサービス	072-339-2941	072-336-0806	580-0043	阿保1丁目1番1号 松原市役所東別館内
2714800022	介護サービスセンター・ピース	072-334-0151	072-334-0292	580-0043	阿保5丁目14番5号 ふぁみ〜ゆ阿保II101号
2714800279	クローバーハウス	072-333-9680	072-338-9680	580-0044	田井城2丁目2-2サンシティ松原122
2714800261	ニチイケアセンター松原	072-339-5971	072-339-5973	580-0046	三宅中3丁目16番2号
2714800071	ハーブ訪問介護ステーション	072-335-5678	072-335-7766	580-0046	三宅中6丁目857番地の1

2-3 同行援護

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2714800121	ケアショップまごころ	072-337-8899	072-337-9988	580-0005	別所 2丁目3番30号 メゾンマツバラ 304号
2714800048	こもれび	072-334-5332	072-334-5380	580-0014	岡 3丁目4番40号
2714800287	ニチイケアセンター松原駅前	072-337-7580	072-338-7580	580-0016	上田 2丁目7番21号 松原駅前ビル 3階
2714800493	さくら・介護ステーション 2丁目	072-339-0077	072-339-0078	580-0016	上田 2丁目1番3号 2丁目五島ビル 4階
2714800501	ケアステーションかえで 高見の里店	072-349-1120	072-349-1130	580-0021	高見の里 3丁目8番22号
2715800294	訪問介護愛あーる	072-330-5544	072-330-5622	580-0024	東新町 3丁目5番17号 アーバンコンフォート 101号
2714800352	ケアステーションかえで	072-339-6577	072-339-6570	580-0026	天美我堂 7丁目4番1号 長谷川ビル 2階
2714800063	介護支援センター茶の木ヘルパーステーション	072-290-7193	072-290-7194	580-0033	天美南 2丁目89番1号 高松ビル 2階
2714800055	松原介護センターそら	072-337-9070	072-337-9071	580-0034	天美西 5丁目139番4号
2714800113	ふれあいサークルまどか	072-338-3381	072-338-3381	580-0042	松ヶ丘 4丁目3番5号
2714800105	社会福祉法人松原市社会福祉協議会ホームヘルプサービス	072-339-2941	072-336-0806	580-0043	阿保 1丁目1番1号 松原市役所東別館内
2714800279	クローバーハウス	072-333-9680	072-338-9680	580-0044	田井城 2丁目2-2 サンシティ松原 122
2714800261	ニチイケアセンター松原	072-339-5971	072-339-5973	580-0046	三宅中 3丁目16番2号

2-4 生活介護

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2714800196	社会福祉法人松原市社会福祉協議会障害者生活介護センター	072-333-0194	072-333-0192	580-0015	新堂1丁目589番地の6 松原市総合福祉会館内
2714800311	地域生活総合支援センターおんど	072-338-5850	072-338-5860	580-0016	上田8丁目7番16号
2714800394	ワークセンターまつのみ	072-336-3233	072-334-6466	580-0023	南新町1丁目10番2号
2714800253	松原ワークセンター・リサイクル	072-337-9456	072-337-9456	580-0031	天美北4丁目2番4号
2714800451	ひまわり作業所	072-335-5120	072-335-5120	580-0033	天美南2丁目190番地
2714800402	えるで	072-332-0987	072-331-8200	580-0044	田井城6丁目328番地2

2-5 短期入所

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2714800212	特別養護老人ホーム遊づる	072-335-0110	072-335-1771	580-0014	岡1丁目184番地の1
2714800345	地域生活総合支援センターおんど	072-338-5856	072-338-5860	580-0016	上田8丁目7番16号
2714800527	阪南中央病院	072-333-2100	072-335-2005	580-0023	南新町3丁目3番28号
2714800519	地域生活支援センターかーさ	072-336-3355	072-336-3666	580-0031	天美北五丁目10番37号
2714800477	ほっとあまきた	072-337-9456	072-337-9856	580-0031	天美北4丁目2番4号
2714800204	特別養護老人ホーム大阪老人ホーム	072-331-4164	072-334-2362	580-0043	阿保3丁目14番22号

2-6 共同生活援助

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2724800020	いいともハウス	072-336-3101	072-336-3100	580-0005	別所7丁目5番2号
2724800020	いいともハウス	072-336-3101	072-336-3100	580-0005	別所7-5-2
2724800020	いいともハウスⅡ号館	072-336-3101	072-336-3100	580-0005	別所7-5-2
2724800053	カーサまつのみ	072-336-3233	072-334-6466	580-0014	岡2丁目 府営松原岡住宅2棟408号
2724800053	カーサおか3	072-338-2204	072-338-2204	580-0014	岡二丁目8番地 府営松原岡住宅2棟502号
2724800053	カーサまつのみ	072-336-3211	072-336-3211	580-0014	岡二丁目 府営松原岡住宅2棟408号
2724800053	カーサまつのみ2	072-336-3211	072-336-3211	580-0014	岡二丁目 府営松原岡住宅2棟412号
2724800053	カーサたつべ1	072-333-8170	072-333-8170	580-0012	立部五丁目4番地 府営松原立部住宅2棟203号
2724800053	カーサたつべ2	072-333-8170	072-333-8170	580-0012	立部五丁目4番地 府営松原立部住宅2棟204号
2724800053	カーサおか1	072-336-0220	072-336-0220	580-0014	岡二丁目13番地 府営松原岡住宅3棟106号
2724800053	カーサおか2	072-336-0234	072-336-0234	580-0014	岡二丁目13番地 府営松原岡住宅3棟604号
2724800053	カーサあまみ1	072-336-0505	072-336-0505	580-0034	天美西一丁目18番地 府営天美住宅3棟201号
2724800053	カーサあまみ2	072-336-0505	072-336-0505	580-0034	天美西一丁目18番地 府営天美住宅3棟301号
2724800053	カーサふじいでら1	072-939-5671	072-939-5671	583-0882	高鷲五丁目4番地 府営羽曳野高鷲住宅1棟507号

2724800053	カーサふじいでら2	072-939-5671	072-939-5671	583-0882	高鷲五丁目4番地 府営羽曳野高鷲住宅1棟807号
2724800053	カーサたかわし1	072-954-7666	072-954-7666	583-0882	高鷲五丁目4番地 府営羽曳野高鷲住宅1棟301号
2724800053	カーサたかわし2	072-954-7666	072-954-7666	583-0882	高鷲五丁目4番地 府営羽曳野高鷲住宅1棟302号
2724800053	カーサはるかぜ1	072-336-3355	072-336-3666	580-0031	天美北五丁目10番37号 2F
2724800053	カーサはるかぜ2	072-336-3355	072-336-3666	580-0031	天美北五丁目10番37号 3F
2724800061	ホームズあまみ	072-331-9200	072-338-3456	580-0016	上田8丁目7番 府営松原上田住宅1棟706号
2724800061	松原第4ホーム	072-335-8432	072-335-8432	580-0045	三宅西2-19-5
2724800061	松原第1ホーム(1)	072-330-6117	072-330-6117	580-0014	岡2-8 府営松原岡住宅2-106
2724800061	松原第1ホーム(2)	072-330-6117	072-330-6117	580-0014	岡2-8 府営松原岡住宅1-401
2724800061	松原第2ホーム(1)	072-336-2451	072-336-2451	580-0034	天美西1-24 府営松原天美住宅5棟204号
2724800061	松原第2ホーム(2)	072-336-2451	072-336-2451	580-0034	天美西1-24 府営松原天美住宅5棟405号
2724800061	松原第3ホーム(1)	072-336-0180	072-336-0180	580-0044	田井城1-6-10 春日マンション301、303
2724800061	松原第3ホーム(2)	072-336-0180	072-336-0180	580-0044	田井城1-6-10 春日マンション210、305
2724800061	ホームズあまみ(2)	072-331-2663	072-331-2663	580-0016	上田8-7 府営松原上田住宅2棟403号
2724800061	松原第5ホーム(1)	072-332-9600	072-332-9600	580-0016	上田8-7 府営松原上田住宅3棟801号
2724800061	松原第6ホーム(1)	072-331-7710	072-331-7710	580-0045	三宅西2-18-19 ロイヤルコートA館202

2724800061	松原第6ホーム(2)	072-331-7710	072-331-7710	580-0045	三宅西 2-18-19 ロイヤルコート A 館 304
2724800061	松原第7ホーム(1)	072-331-7896	072-331-7896	580-0046	三宅中 5-1-16 新池マンション 301、302
2724800061	松原第7ホーム(2)	072-331-7896	072-331-7896	580-0046	三宅中 5-1-16 新池マンション 303、401、305
2724800061	松原第8ホーム	072-338-9360	072-338-9360	580-0033	天美南 5-22-19
2724800061	松原第9ホーム	072-331-5051	072-331-5051	580-0003	一津屋 3-4 府営松原一津屋住宅 7 棟 603、8 棟 603、7 棟 201
2724800061	ホームズあまみ	072-331-2663	072-331-2663	580-0016	上田 8 丁目 7 番 府営松原上田住宅 1 棟 706 号
2724800061	碓井ホーム	072-331-7028	072-331-7028	580-0003	一津屋 3-4 6 棟 702、13 棟 304、13 棟 603
2724800061	松原第5ホーム(2)	072-332-9600	072-332-9600	580-0016	上田八丁目 7 番 府営松原上田住宅 2 棟 506 号
2724800012	おんど	072-338-3101	072-338-5860	580-0016	上田 3 丁目 9 番 9 号 サンハイム陵西 102 号室
2724800012	ひなた I	072-338-3101	072-338-3102	583-0882	高鷲 4-9-1-111
2724800012	おんど	072-338-3101	072-338-3102	580-0016	上田三丁目 9 番 9 号 サンハイム陵西 102 号室
2724800012	だん	072-338-3101	072-338-3102	580-0016	上田三丁目 9 番 9 号 サンハイム陵西 202 号室
2724800012	「こころ」 I	072-954-9333		583-0036	恵美坂一丁目 1 番 8 号 丸正ハイツ 301 号
2724800012	「こころ」 II	072-954-9333		583-0036	恵美坂一丁目 1 番 8 号 丸正ハイツ 302 号
2724800012	あかり I	072-338-3101	072-338-3102	583-0033	小山二丁目 6 番 1 棟 706 号
2724800012	あかり II	072-338-3101	072-338-3102	583-0033	小山二丁目 6 番 1 棟 804 号

2724800012	ひなたⅡ	072-338-3101	072-338-3102	583-0882	高鷲 4-9-1-507
2724800012	たいこ	072-338-3815	072-338-3851	580-0016	上田八丁目 7 番 16 号
2724800012	おはやし	072-338-3852	072-338-3852	580-0016	上田八丁目 7 番 16 号
2724800012	つづみ	072-338-3853	072-338-3853	580-0016	上田八丁目 7 番 16 号
2724800012	やぐらⅠ	072-333-1224		580-0025	北新町 3-3-17-201
2724800012	やぐらⅡ	072-333-1224		580-0025	北新町 3-3-17-202
2724800079	あいのわ松原南新町	072-350-0787	072-350-0787	580-0023	南新町 1 丁目 4 番 5 号
2724800079	あいのわ松原南新町	072-350-0787	072-350-0787	580-0023	南新町 1-4-5
2724800079	あいのわ松原上田	080-5311-0787	072-350-0787	580-0016	上田 6-254-1
2724800038	ホーム空	072-332-0987	072-331-8200	580-0033	天美南 2 丁目 1 9 9 番地の 1
2724800038	ホーム空	072-332-0987	072-331-8200	580-0033	天美南二丁目 199 番地の 1
2724800038	ホーム風	072-332-0987	072-331-8200	580-0033	天美南二丁目 199 番地の 9
2724800046	ごはんつぶ	072-336-1130	072-336-1130	580-0045	三宅西 4 丁目 5 8 5 番 1 号
2724800046	ごはんつぶ	072-333-7168	072-333-7168	580-0045	三宅西四丁目 585-1
2724800046	ごはんつぶ 2	072-333-7168	072-333-7168	580-0045	三宅西四丁目 585-1
2724800046	ごはんつぶ 3	072-333-7168	072-333-7168	580-0045	三宅西五丁目 1-16

2-7 自立訓練（生活訓練）

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2714800444	ぼぼろスクエア	072-349-3958	072-349-3959	580-0026	天美我堂 2 丁目 3 3 9 番地の 1

2-8 就労移行支援（一般型）

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2714800253	松原ワークセンター・リサイクル（大堀リサイクル）	072-338-8158	072-338-8158	580-0031	天美北 4 丁目 2 番 4 号
2714800469	支援センターあまみ・ピカイチ	072-331-9200	072-338-3456	580-0032	天美東 1 丁目 5 5 番 1 号

2-9 就労継続支援（B型）

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2714800311	地域生活総合支援センターおんど	072-338-5850	072-338-5860	580-0016	上田 8 丁目 7 番 1 6 号
2714800394	ワークセンターまつのみ	072-336-3233	072-334-6466	580-0023	南新町 1 丁目 1 0 番 2 号
2714800394	まつのみ作業所	**-****-****	**-****-****	000-0000	（以下略）
2714800485	アフター作業所	072-335-7744	072-355-7734	580-0026	天美我堂 6 丁目 1 3 4 番地の 2
2714800535	さんらいず松原	072-337-7733	072-337-7736	580-0026	天美我堂二丁目 2 6 9 番地

2714800253	松原ワークセンター・リサイクル	072-337-9456	072-337-9456	580-0031	天美北4丁目2番4号
2714800253	大堀リサイクル	072-338-8158	072-338-8158	580-0006	大堀3丁目9番7号
2714800469	支援センターあまみ・ピカイチ	072-331-9200	072-338-3456	580-0032	天美東1丁目55番1号
2714800337	まーる	072-331-1231	072-331-1231	580-0033	天美南6丁目8番8号
2714800337	キッチンはな	072-333-5051	072-333-5051	580-0043	阿保1丁目1番1号

2-10 計画相談支援

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2734800010	生活支援センターそうそう	072-331-4081	072-331-8008	580-0021	高見の里5-513
2734800044	生活支援センターれいんぼう	072-336-3240	072-334-6466	580-0023	南新町1-10-2
2734800051	地域生活サポートセンターいこな	072-335-5561	072-332-0995	580-0024	東新町4丁目8番27号
2734800028	支援センターあまみ	072-331-9200	072-338-3456	580-0032	天美東1-55-1
2734800036	社会福祉法人松原市社会福祉協議会障害者相談支援事業所	072-337-7333	072-335-0294	580-0043	阿保1-1-1 松原市役所東別館

2-11 障害児相談支援

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2774800029	生活支援センターれいんぼう	072-336-3240	072-334-6466	580-0023	南新町1丁目10番2号
2774800037	地域生活サポートセンターいこな	072-335-5561	072-332-0995	580-0024	東新町4丁目8番27号
2774800011	支援センターあまみ	072-331-9200	072-338-3456	580-0032	天美東1丁目55番1号
2774800045	社会福祉法人松原市社会福祉協議会障害者相談支援事業所	072-337-7333	072-335-0294	580-0043	阿保1丁目1番1号 松原市役所東別館

2-12 従たる事業所

事業所番号	事業所名称	事業所電話番号	事業所 FAX 番号	事業所郵便番号	事業所所在地
2714800394	まつのみ作業所	**-****-****	**-****-****	000-0000	(以下略)
2714800253	大堀リサイクル	072-338-8158	072-338-8158	580-0006	大堀3丁目9番7号
2714800337	キッチンはな	072-333-5051	072-333-5051	580-0043	阿保1丁目1番1号

3 有料施設

NO	施設名	設置者	類型	定員	開設年月日（西暦）	住所		
						都道府県名	郡市区名	町名、番地
1	有料老人ホーム 田坐の家	社会福祉法人 聖徳会	介護付	27	平成 18 年 3 月 1 日	大阪府	松原市	田井城 1 丁目 1 7 7 番地の 1
2	パームコートまつばら	株式会社コスコサービス	介護付	75	平成 18 年 12 月 1 日	大阪府	松原市	阿保 3 丁目 6 番 1 8 号
3	アプリシェイト天美	有限会社クオリティサービス	住宅型	75	平成 18 年 12 月 4 日	大阪府	松原市	天美北 3 丁目 1 7 番 1 8 号
4	松原なごみの里	株式会社大隆	介護付	36	平成 19 年 3 月 1 日	大阪府	松原市	別所 7 丁目 1 2 番 2 6 号
5	スーパーコート松原	株式会社シティ・エステート	住宅型	60	平成 20 年 12 月 1 日	大阪府	松原市	西野々 1 丁目 1 番 1 号
6	高木の郷Ⅰ	有限会社ドリーム	住宅型	18	平成 21 年 12 月 1 日	大阪府	松原市	北新町 3 丁目 2 番 4 2 号
7	高木の郷Ⅱ	有限会社ドリーム	住宅型	18	平成 21 年 12 月 1 日	大阪府	松原市	北新町 3 丁目 2 番 4 0 号
8	メイプルコートまつばら	有限会社グリーンケア千里山	住宅型	28	平成 23 年 9 月 1 日	大阪府	松原市	新堂 4 丁目 2 7 6 番
9	介護付有料老人ホーム コープアイメゾン松原	大阪いずみ市民生活協同組合	介護付	50	平成 24 年 3 月 1 日	大阪府	松原市	岡 7 丁目 2 2 9 番 1
10	住宅型有料老人ホーム オアシス北燦 まつばら	株式会社北燦	住宅型	45	平成 24 年 11 月 1 日	大阪府	松原市	一津屋 3 丁目 5 番 2 2 号
11	ピュアネス高見の里	株式会社アクティブ	住宅型	31	平成 24 年 12 月 1 日	大阪府	松原市	高見の里 6 丁目 4 番 1 6 号
12	ライフパートナー松原	有限会社ネクストライフ	住宅型	47	平成 25 年 6 月 3 日	大阪府	松原市	別所 3 丁目 3 番 5 号
13	住宅型有料老人ホーム オアシス北燦 しばがき	株式会社北燦	住宅型	61	平成 26 年 1 月 24 日	大阪府	松原市	柴垣 2 丁目 5 2 7 番地

14	みとう高見の里げんきハウス	株式会社まらく	住宅型	9	平成 25 年 11 月 1 日	大阪府	松原市	東新町 5 丁目 2 番 9 号
15	住宅型有料老人ホーム雅苑	株式会社アセット不動産	住宅型	42	平成 26 年 7 月 31 日	大阪府	松原市	高見の里 6 丁目 2 6 番 1 2 号
16	天美きらく荘	有限会社ナオビッグ	住宅型	42	平成 26 年 1 月 31 日	大阪府	松原市	天美北 3 丁目 1 7 番 5 号
17	みとう高見の里げんきハウス 2 号棟	株式会社まらく	住宅型	9	平成 26 年 10 月 14 日	大阪府	松原市	東新町 5 丁目 2 番 1 0 号

4 児童福祉施設

4-1 保育所

公私別	法人名	法人所在地	保育所名	定員	保育所所在地		電話番号
公立			第1保育所	60	580-0014	岡4丁目1-65	332-1649
公立			第2保育所	120	580-0023	南新町3丁目7-30	331-7846
公立			第3保育所 (平成26年4月1日 休止)	60	580-0016	上田7丁目11-34	332-8763
公立			第4保育所	120	580-0025	北新町5丁目107	332-0010
公立			第7保育所	90	580-0003	一津屋3丁目4-32	335-6116
私立	社会福祉法人 岡町福祉会	松原市岡2丁目10-31	岡町学園	120	580-0014	岡2丁目10-31	334-5116
私立	社会福祉法人 岡町福祉会	松原市岡2丁目10-31	新堂保育園	90	580-0015	新堂5丁目227	332-7707
私立	社会福祉法人 今川福祉会	松原市天美南1丁目202	青い鳥学園	90	580-0033	天美南1丁目202	332-0580
私立	社会福祉法人 三和福祉会	松原市南新町5丁目13-4	清水保育園	90	580-0023	南新町5丁目13-4	335-1050
私立	社会福祉法人 ピヨピヨ福祉会	松原市西野々2丁目3-5	ピヨピヨ保育園	90	580-0004	西野々2丁目3-5	333-8066
私立	社会福祉法人 聖徳会	松原市阿保3丁目14-22	まつばら駅前 おおぞら保育園	120	580-0016	上田4丁目3-32	338-0288
私立	社会福祉法人 立青福祉会	松原市松ヶ丘3丁目845	松原保育園	90	580-0042	松ヶ丘3丁目845	337-9477

私立	社会福祉法人 立青福祉会	松原市松ヶ丘3丁目845	天美保育園	90	580-0032	天美東8丁目6-35	332-0341
私立	社会福祉法人 立青福祉会	松原市松ヶ丘3丁目845	天美北保育園	170	580-0031	天美北1丁目360	339-1750
私立	社会福祉法人 ユタカ福祉会	大阪市平野区喜連西3丁目15-23	松原カーリーノ保育園	120	580-0024	東新町2丁目210	334-6080
私立	社会福祉法人 アルマ会	大阪市平野区瓜破4丁目2-34	アミリア保育園	90	580-0004	西野々1丁目9-3	336-0606
私立	社会福祉法人 あおば福祉会	堺市北区新金岡町4丁1番6号	みつばち保育園	90	580-0045	三宅西2丁目466-4	336-4900
私立	社会福祉法人 大阪福祉事業財団	大阪市城東区古市1丁目20番82号	阿保くすの木保育園	90	580-0043	阿保2丁目23-2	336-8928
認定 こども園	社会福祉法人 博光福祉会	河内長野市小山田448番地2	宮前つばさ保育園	90	580-0016	上田6丁目10-14	337-0283

4-2 認可外保育施設

届出	事業所名称	所在地（通知送付先）		施設の所在地	電話番号
届出済	パンダ保育園松原園	580-0044	田井城2丁目2-2 サンシティ松原 1F	同左	338-0268
届出済	日本同盟基督教団 松原聖書教会付属 ジョイファミリー幼児園	580-0016	上田1丁目6-10	同左	336-3858
届出済	ひまわり保育24 (休止中)	580-0024	東新町4丁目1-36	同左	337-7750
除外	医療法人徳洲会松原徳洲会病院 にじいろ保育園	580-0032	天美東7丁目13-26 医療法人 徳洲会 松原徳洲会病院内	同左	334-3400
除外	ひまわり保育所	580-0045	三宅西1丁目358-3 医療法人 垣谷会 明治橋病院内	阿保5丁目7-13	330-7137

除外	こじか保育園	580-0023	南新町3丁目3-28 阪南中央病院内	南新町3丁目111-2	335-6524
除外	松原中央病院保育所	580-0043	阿保1丁目2-32	同左	331-4161
除外	堺ヤクルト販売(株)三宅保育ルーム	580-0043	阿保5丁目16-4	同左	なし
除外	堺ヤクルト販売(株)松原保育ルーム	580-0026	天美我堂2丁目207-2	同左	なし

4-3 児童厚生施設

施設名称		所在地	
松原市青少年会館内児童館	580-0023	南新町2丁目141-1	

資料5-5 災害時におけるボランティア活動登録カード

団体用

登録申込年月日 平成 年 月 日

団体名	フリガナ		
所在地	〒□□□-□□□□	電話番号	— —
		FAX番号	— —
構成人員	人 (内訳 : 男性 人、女性 人)		
代表者	氏名	フリガナ	
	住所	〒□□□-□□□□	電話番号 FAX番号
代表者以外の 連絡責任者	氏名	フリガナ	
		電話番号	FAX番号
災害時におけるボランティアの活動実績	有 ・ 無		
災害時における活動可能なボランティアの内容 (該当するもの全てにレ印をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 被災者に対する炊き出し <input type="checkbox"/> 救援物資の仕分け・配布 <input type="checkbox"/> 高齢者・障害者などの避難行動要支援者の介助 <input type="checkbox"/> 避難所内における給食・清掃などの運営補助 <input type="checkbox"/> 要配慮者などのニーズ把握や安否確認 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)		
活動可能な地域	<input type="checkbox"/> 府 全 域 <input type="checkbox"/> 活動可能な市町村名 ()		
活動可能な日数	日程度 / 1回		
活動可能な人員	人程度 / 1回 (内訳 : 男性 人、女性 人)		
ボランティア活動に使用可能な資機材の保有状況	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自動二輪車 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機器 <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> ワープロ <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)		
その他特記事項			

↑ 太線の枠の中のみ記入してください。

登録番号

個人用

登録申込年月日

平成 年 月 日

氏 名	フリガナ		
生 年 月 日	昭和 年 月 日生 平成		
住 所	〒□□□□—□□□□		
電 話 番 号	— —	F A X 番 号	— —
災害時におけるボランティアの活動実績		有 ・ 無	
災害時における活動可能なボランティアの内容 〔該当するもの全てにレ印〕 をつけてください。〕	<input type="checkbox"/> 被災者に対する炊き出し <input type="checkbox"/> 救援物資の仕分け・配布 <input type="checkbox"/> 高齢者・障害者などの避難行動要支援者の介助 <input type="checkbox"/> 避難所内における給食・清掃などの運営補助 <input type="checkbox"/> 要配慮者などのニーズ把握や安否確認 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）		
活動可能な地域	<input type="checkbox"/> 府 全 域 <input type="checkbox"/> 活動可能な市町村名（ ）		
活動可能な日数	日程度／1回		
ボランティア活動に使用可能な資機材の保有状況	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自動二輪車 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機器 <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> ワープロ <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）		
その他特記事項			

↑ 太線の枠の中のみ記入してください。

登録番号

6 医療機関等関係

資料6-1 大阪府内災害拠点病院一覧

1 災害拠点病院（基幹災害医療センター）

（平成20年12月1日現在）

名称	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数	ICU病床数
大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3丁目1番56号	06-6692-1201	06-6606-7000	778	18

2 災害拠点病院（地域災害医療センター）

名称	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数	ICU病床数
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221	06-6929-2041	1,063	7
国立病院機構 大阪医療センター	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	698	8
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	1,021	12
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	1,020	4
済生会千里病院	吹田市津雲台1-1-D6	06-6871-0121	06-6871-0148	343	12
大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1,076	10
大阪府三島救命救急センター	高槻市南芥川町11番1号	072-683-9911	072-683-6111	41	7
大阪医科大学附属病院	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	072-682-3822	1,026	6
関西医科大学附属枚方病院	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	744	7
関西医科大学附属滝井病院	守口市文園町10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	700	8
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30	8
東大阪市立総合病院	東大阪市西岩田3丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	573	4
近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市大野東337-2	072-366-0221	072-366-0206	1,000	11
市立堺病院	堺市南安井町1-1-1	072-221-1700	072-225-3303	493	3
大阪府立泉州救命救急センター	泉佐野市りんくう往来北2-24	0724-64-9911	0724-64-9943	30	8
市立泉佐野病院	泉佐野市りんくう往来北2-23	0724-69-3111	0724-69-7929	358	8
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051	06-6775-2838	580	8

3 特定診療災害医療センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
大阪府立成人病センター	大阪市東成区中道1—3—3	06—6972—1181	06—6981—3000	500	6
大阪府立精神医療センター	枚方市宮之阪3—16—21	072—847—3261	072—840—6206	592	
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	羽曳野市はびきの3—7—1	0729—57—2121	0729—58—3291	640	6
大阪府立母子保健医療センター	和泉市室堂町840	0725—56—1220	0725—56—5682	375	6

4 災害医療センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
松原徳洲会病院	松原市天美東7—13—26	072—334—3400	072—332—3512	170	8

5 災害医療協力病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	総病床数	I C U 病床数
阪南中央病院	松原市南新町3—3—28	072—333—2100	072—335—2005	235	6
明治橋病院	松原市三宅西1—358—3	072—334—8558	072—334—8537	396	
寺下病院	松原市岡7—191—1	072—333—1411	072—333—1777	72	
吉村病院	松原市別所7—5—3	072—336—3101	072—336—3100	222	

資料6—2 救急搬送病院一覧

1 市内

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
阪南中央病院	〃 南新町3—3—28	072—333—2100	072—335—2005
松原徳洲会病院	〃 天美東7—13—26	072—334—3400	072—332—3512
明治橋病院	〃 三宅西1—358—3	072—334—8558	072—335—2005
寺下病院	〃 岡7—191	072—333—1411	072—333—1777
松原中央病院	〃 阿保1—2—32	072—331—4161	072—335—2005

2 市外

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高村病院	羽曳野市恵我之荘3—1—3	072—938—2631
藤本病院	〃 誉田3—15—27	072—958—5566
城山病院	〃 はびきの2—8—1	072—958—1000
島田病院	〃 檜山100—1	072—953—1001
青山病院	藤井寺市野中4—16—25	072—953—1211

富田林病院	富田林市向陽台 1—3—36	0721—29—1121
大阪南脳神経外科病院	大阪狭山市半田 5—2610—1	072—366—5757
檜本病院	〃 東茱萸 4—1151	072—366—1818
辻本病院	〃 池之原 2—1128—2	072—366—5131
近大付属病院	〃 大野東 377—2	072—366—0221
八尾市立病院	八尾市龍華町 1—3—1	072—922—0881
医真会八尾総合病院	〃 沼 1—41	072—948—2500
八尾徳洲会病院	〃 久宝寺 3—15—38	072—993—8501
今川病院	〃 東本町 3—9—33	072—993—5761
厚生会第一病院	〃 西木の本 1—63	072—992—7055
清恵会病院	堺市堺区向陵中町 4—2—10	072—251—3471
市立堺病院	〃 堺区安井町 1—1—1	072—221—1700
田中病院	〃 美原区黒山 39—10	072—361—3555
馬場記念病院	〃 西区浜寺船尾町東 4—244	072—265—5588
ベルランド病院	〃 中区東山 500—3	072—234—2001
新金岡豊川総合病院	〃 北区新金岡 4—1—7	072—255—1001
大阪労災病院	〃 北区長曾根町 1179—3	072—252—3561
近畿中央病院	〃 長曾根町 1180	072—252—3021
金岡病院	〃 中長尾町 2—4—3	072—252—2461
緑風会病院	大阪市平野区背戸口 1—18—13	06—6705—1021
長吉総合病院	〃 平野区長吉長原 1—2—34	06—6709—0301
東住吉森本病院	〃 東住吉区鷹合 3—2—66	06—6702—0010
阪和記念病院	〃 住吉区苅田 7—11—11	06—6696—5591
富永脳神経外科病院	〃 浪速区湊町 1—4—48	06—568—1601
大野記念病院	〃 西区南堀江 1—26—10	06—531—1815
大阪警察病院	〃 天王寺区北山町 10—31	06—6771—6051
府立急性期・総合医療センター	〃 住吉区万代東 3—1—56	06—6692—1201

資料 6—3 市内医療機関一覧

1 松原市医師会

名 称	所 在 地	電話番号 (局番072)
池下整形外科クリニック	松原市上田 5—8—17	338—1682
市丸内科	〃 上田 3—4—11 ペルル YTK 2 F	333—3808
巽クリニック	〃 上田 7—1—13—101	338—2221
鶴山耳鼻咽喉科医院	〃 上田 3—6—1 ゆめニティまつばら 2 F	335—2105
岡田眼科	〃 上田 3—4—8 ロイヤルアネックス 201	330—4611
杉山医院	〃 上田 3—2—6	332—1492
中山内科	〃 上田 8—16—37	331—3040

西本内科医院	〃 上田 3—3—8	332—1104
西本産婦人科	〃 上田 3—7—25	331—0512
西本耳鼻咽喉科	〃 上田 6—7—26	336—3341
ヒフ科クリニックいつみ	〃 上田 3—1—13 サンライズビル 2 F	330—5743
増田整形外科クリニック	〃 上田 4—4—5 ヴィーヴーイークランテ 1 F	331—9030
高田泌尿器科	〃 上田 2—2—22 松原北駅前ビル 2 F	337—0020
山名医院	〃 上田 5—16—2	332—5581
塩見内科ひふ科医院	〃 上田 2—2—22 松原北駅前ビル 1 F	337—8833
西山整形外科	〃 上田 2—2—22 松原北駅前ビル 2 F	321—8350
皆川医院	〃 上田 1—8—2	331—5566
伊藤病院	〃 上田 1—10—12	332—0045
梶本こころのクリニック	〃 上田 3—1—13 サンライズビル 4 F	330—3007
いしはまクリニック	〃 阿保 3—8—21	335—4043
井上小児科内科	〃 阿保 3—4—10	336—4537
岩田記念診療所	〃 阿保 3—14—22	333—1801
清水医院	〃 阿保 3—15—25	331—0705
杉山クリニック	〃 阿保 3—6—22	331—3077
田中医院	〃 阿保 2—11—1	331—0265
中原耳鼻咽喉科	〃 阿保 3—4—29	331—0465
吉本眼科	〃 阿保 1—3—12 塩野ビル 2 F	333—8666
うえだクリニック	〃 阿保 1—4—12 コーポイン松原 1 F	337—9000
田中眼科	〃 阿保 3—5—25 中西第2ビルF号	339—5455
松原中央病院	〃 阿保 1—2—32	331—4161
上田診療所	〃 新堂 3—5—12	330—5525
本吉診療所	〃 柴垣 1—24—12	335—8630
岩倉内科	〃 松ヶ丘 1—6—25	332—4477
宮高医院	〃 松ヶ丘 3—3—18	336—7933
竹田耳鼻咽喉科	〃 岡 3—4—6	332—8118
ふくしまこどもクリニック	〃 岡 2—7—3 セントヒルマンション 1 F	338—2911
田上整形外科	〃 岡 3—2—1	336—4060
松本医院	〃 岡 2—11—29	332—4470
寺下病院	〃 岡 7—191—1	333—1411
たなか内科	〃 高見の里 4—8—31	338—6338
にしやまクリニック	〃 高見の里 3—4—30	338—2480
森山眼科	〃 高見の里 4—2—20	334—1115
西田耳鼻咽喉科	〃 高見の里 3—12—22	338—3341
にしの皮フ科・アレルギー科クリニック	〃 高見の里 4—2—17 M&Iビル 2 F	284—8111
井上整形外科・胃腸内科クリニック	〃 田井城 1—1—6	334—5050
可児放射線科	〃 田井城 1—145—9	335—1112
吉村内科病院	〃 田井城 4—51	337—1131
阪倉クリニック	〃 立部 5—5—12	335—3111
はくいクリニック	〃 丹南 4—169—2	336—7711
オノクリニック	〃 西野々 2—2—10	330—2600

清田クリニック	〃 西野々 1—1—1	338—3177
青木医院	〃 天美我堂 1—17—4	331—1210
きただ女性クリニック	〃 天美我堂 3—261—55	334—9116
染谷医院	〃 天美我堂 4—62—1	335—5511
ほづみ小児科クリニック	〃 天美我堂 4—61—1	337—1811
阿部産婦人科	〃 天美東 6—11—2	334—0301
うえの整形外科クリニック	〃 天美東 7—7—7 ロイヤルコート天美 3 F	337—2580
植村耳鼻咽喉科	〃 天美東 7—7—1 メゾンブランシュ 2 F	333—8741
江崎眼科	〃 天美東 7—7—14	332—6600
御勢医院	〃 天美東 8—2—29	331—2345
船井皮膚科	〃 天美東 7—7—20	330—5500
箕浦医院	〃 天美東 6—18—37	332—2882
り内科診療所	〃 天美東 7—2—27	330—4663
松原徳洲会病院	〃 天美東 7—13—26	334—3400
松田医院	〃 天美西 1—21—13	331—1136
片平内科	〃 天美南 2—83—3	332—3687
北中耳鼻咽喉科医院	〃 天美南 5—22—1	334—3311
武田整形外科クリニック	〃 天美南 2—90	332—6162
ひのうえ眼科	〃 天美南 5—20—30	337—8186
山田医院	〃 天美南 6—5—3	331—0463
竹本クリニック	〃 東新町 3—14—20	334—5211
西澤クリニック	〃 東新町 4—15—2	331—0012
マサキクリニック	〃 東新町 4—11—2	339—6828
やの耳鼻咽喉科	〃 東新町 3—5—17—119 アーバンコンフォート114号	339—3387
山本医院	〃 東新町 3—5—17—119 アーバンコンフォート119号	331—6234
木下整形外科医院	〃 南新町 5—1—35	336—0381
益海医院	〃 南新町 1—10—10	331—0367
森村医院	〃 南新町 1—11—27	331—0430
阪南中央病院	〃 南新町 3—3—28	333—2100
江崎医院	〃 三宅中 5—8—23	335—3503
妻谷クリニック	〃 三宅東 4—1674—1	338—5577
明治橋病院	〃 三宅西 1—358—3	334—8558
石田診療所	〃 別所 3—17—22	330—5570
高橋眼科	〃 別所 3—17—18	338—8111
吉村病院	〃 別所 7—5—3	336—3101
松本クリニック	〃 一津屋 5—9—5	336—7264
西森整形外科医院	〃 一津屋 5—1—4	339—0022
黒岡診療所	〃 一津屋 1—21—25	330—5272

2 松原市歯科医師会

名 称	所 在 地	電話番号 (局番072)
いけおか歯科医院	松原市上田5-11-34	321-2010
池田歯科医院	〃 上田5-9-22	331-7310
岩間歯科	〃 上田3-8-22 ザウバーベルグ2F	333-2475
上田にしもと歯科医院	〃 上田6-7-26	336-1887
高田歯科医院	〃 上田3-3-11	332-1484
タニ歯科医院	〃 上田3-1-13 サンライズビル3F	330-8041
西本歯科医院	〃 上田5-11-1 西本ビル2F	334-2100
ジョイファミリー歯科大土	〃 上田2-5-21	337-8855
のだ歯科	〃 上田1-4-9	334-6474
ふじい歯科クリニック	〃 上田1-7-6	338-8114
よこうち歯科医院	〃 上田4-4-1 アルコート松原102	336-8241
伊藤歯科医院	〃 新堂4-38-2	331-2828
宇野歯科医院	〃 新堂3-4-10	333-5584
後藤歯科医院	〃 阿保1-3-12 塩野ビル3F	335-1418
しげた歯科&矯正歯科医院	〃 阿保3-5-21 MCビル1F	333-4618
弓立歯科医院	〃 阿保3-16-21	333-1313
はやしもと歯科医院	〃 阿保3-5-25 中西第2ビル1F	332-8041
カワムラ歯科診療所	〃 松ヶ丘1-6-15	336-6480
島田歯科診療所	〃 松ヶ丘1-336	335-2070
枝川歯科医院	〃 田井城2-2-2 サンシティ松原1F	336-7272
小淵歯科医院	〃 高見の里4-2-19 PAL・SHビル2F	335-6644
ふくもと歯科	〃 高見の里2-20-8	334-7618
古橋歯科	〃 高見の里4-14-16	336-6220
松川歯科医院	〃 高見の里5-455-4	333-2418
松谷歯科医院	〃 高見の里1-15-5	334-6480
清誠歯科	〃 田井城1-1-1 カナートモール松原1F	349-1515
岡田歯科医院	〃 岡2-5-2	332-6474
寺下歯科	〃 岡7-191-2	334-0811
松永歯科医院	〃 岡3-8-3	337-1818
しょうはら歯科医院	〃 河合2-2-1 リバーサイドエケル1F	336-8841
シモムラ歯科医院	〃 丹南4-117-83	335-3457
林歯科	〃 天美我堂1-7 アサヒプラザ松原F棟201	333-3585
わたなべ歯科	〃 天美我堂2-389-2	330-0822
ひがしの歯科医院	〃 天美我堂1-71	331-8020
今岡歯科	〃 天美東7-7-7 ロイヤルコート天美2F	337-1717
塩井歯科医院	〃 天美東7-12-18 ジョイフル21 2F	336-2224
隅野歯科	〃 天美東8-1-9 清月ビル2F	331-3031
中辻歯科医院	〃 天美東7-3-4	333-6060
松原徳洲会病院(歯科口腔外科)	〃 天美東7-13-26	334-3400
辻本歯科医院	〃 天美西1-4-28	336-8564

大塚歯科	〃 天美西 3—2—24	330—3203
柴田歯科医院	〃 天美西 1—16—9	334—3366
奥野歯科医院	〃 天美南 1—98—25	336—1823
芝野歯科医院	〃 天美南 5—18—7	333—9792
下野歯科医院	〃 天美南 5—2—2	332—0418
逸見歯科医院	〃 天美南 3—15—57	333—6030
すが歯科医院	〃 天美南 5—20—30	338—4618
たなか歯科クリニック	〃 天美南 2—197—5	333—8241
さつき歯科	〃 東新町 3—5—17 松原アパルトメント1F (111)	335—8241
藤田歯科	〃 東新町 3—6—18	332—0858
鶴谷歯科医院	〃 南新町 1—12—29	334—9924
谷下歯科医院	〃 北新町 6—158—3	331—8964
堀内歯科医院	〃 三宅中 3—10—6	335—8824
いなだ歯科	〃 三宅中 1—2—25	338—5489
早川歯科医院	〃 一津屋 4—3—21	332—3660
福田歯科	〃 一津屋 4—5—9	337—0012

3 松原市薬剤師会

名 称	所 在 地	電話番号(局番072) (F A X 番号)
イソノ薬局	松原市上田 1—10—9	331—0446 (336—0999)
日の丸薬局	〃 上田 3—4—4	331—0919 (332—0932)
わかば薬局	〃 上田 3—1—13	339—6630 (339—6640)
ピープル薬局	〃 上田 3—4—11	333—5900 (333—5911)
スギ薬局 河内松原駅前店	〃 上田 3—6—1 ゆめニティ 1階	339—1951 (338—5561)
松原中央薬局	〃 上田 7—14—15	332—9332 (332—9332)
ライフオート松原薬局	〃 上田 5—10—37	341—0395 (332—0378)
ラビット松原薬局	〃 上田 2—2—22	349—0300 (349—0301)
アイセイ薬局 松原店	〃 阿保 3—15—24	338—3577 (338—3588)
アイ薬局	〃 阿保 3—5—25	349—0508 (349—0508)
いるか薬局	〃 阿保 1—4—12	332—1721 (332—1723)
品川薬局	〃 松が丘 1—4—21	331—4343 (331—4525)

漢薬堂薬局	〃 新堂 3—4—10	336—0067 (336—0207)
きらら薬局	〃 新堂 3—5—10	337—7622 (337—7623)
おひさま薬局	〃 高見の里 4—8—27	338—5338 (338—5339)
セントラル薬局	〃 高見の里 1—13—13	332—9956 (332—9957)
井内薬局	〃 高見の里 3—4—42	331—4627 (331—4627)
オリーブ薬局	〃 高見の里 4—2—17	339—3223 (339—3223)
いちご薬局	〃 岡 2—7—5	336—1589 (336—1588)
トンボ薬局	〃 河合 1—1—26	338—8660 (338—8661)
宮崎薬局	〃 立部 1—121	334—7600 (334—5160)
天美ケンコー薬局	〃 天美東 7—2—28	337—7506 (337—7701)
天美薬局	〃 天美南 5—17—18	331—0644 (331—0093)
林薬局	〃 天美南 5—18—17	331—0178 (331—0478)
やまと薬局	〃 天美南 5—20—31	338—3480 (338—3477)
太田薬局	〃 東新町 3—5—17	331—7352 (331—7352)
パートナーぬのせ薬局	〃 東新町 4—11—2	339—7771 (339—7772)
リーフ薬局	〃 東新町 3—5—17	369—4360 (369—4361)
うめ薬局	〃 南新町 3—2—29	349—1362 (349—1372)
芝池じゅんあい薬局	〃 南新町 1—105—3	336—1122 (336—3314)
アイセイ薬局 南新町店	〃 南新町 1—11—26	333—1051 (333—1052)
みやげ薬局	〃 三宅西 1—360—1	333—3975 (333—3903)
アリカワ薬局	〃 一津屋 3—5—27	334—2424 (334—2424)
別所うめ薬局	〃 別所 3—17—19	337—8165 (337—8166)

資料 6 - 4 松原市開業獣医師会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西田獣医	松原市上田 5 丁目 10 番 11 号	072-331-5454
松原動物病院	〃 田井城 1 丁目 174 番地の 1	072-331-3493
宇野犬猫病院	〃 高見の里 3 丁目 1 番 8 号	072-331-8569
あわづ動物病院	〃 立部 2 丁目 6 番 21 号	072-336-0099
田中動物病院	〃 天美我堂 4 丁目 10 番 28 号	072-330-3191
中島獣医科医院	〃 天美南 6 丁目 5 番 1 号	072-333-1565
梅原動物病院	〃 東新町 3 丁目 5 番 17 号	072-335-8341

松原市開業獣医師

サクライ動物病院	松原市岡 2 丁目 6 番 23 号	072-331-9171
天美動物診療所	松原市天美東 8 丁目 9 番 27 号	072-349-8064

資料 6 - 5 医療救護所の設置予定施設一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立保健センター	松原市田井城 3 丁目 104 番地の 2	072-336-7100
市立中央公民館	〃 新堂 2 丁目 683 番地の 2	072-334-1330
市立三宅公民館	〃 三宅中 3 丁目 17 番 15 号	072-331-0039

7 食料・給水・備蓄等関係

資料7-1 応急給水拠点箇所一覧

応急給水拠点	所在地	電話
丹南浄水場	松原市丹南2丁目241番地	072-332-3345
阿保浄水場	〃 阿保5丁目20番4号	072-332-1122
天美我堂配水場	〃 天美我堂3丁目124番地の1	072-335-7575

資料7-2 緊急給水拠点一覧

名称	上下水道部 (本部)	丹南浄水場	阿保浄水場	天美我堂配水場	合計	
住所	松原市阿保 1-1-1	松原市丹南 2-241	松原市阿保 5-20-4	松原市天美我堂 3-124-1	—	
配水池	(給水塔)	○	○	○	—	
応急給水関係	給水車	1台 (2m ³)	1台 (2m ³)	—	—	2台 (4m ³)
	給水タンク	2基 (1.0m ³)	2基 (1.0m ³) 2基 (0.3m ³)	1基 (1.5m ³) 2基 (0.3m ³)	2基 (0.3m ³)	1基 (1.5m ³) 4基 (1.0m ³) 6基 (0.3m ³)
仮給水栓 (4栓式)	7基	4基	2基	3基	16基	

資料7-3 災害用井戸 (生活用水用) 設置箇所一覧

災害用井戸設置箇所	所在地	電話
松原市民運動広場	松原市岡7-212	072-334-1550 (危機管理課)
市立松原第七中学校	〃 一津屋2-1-9	072-339-2570
市立松原中学校	〃 新堂1-604	072-339-2501
市立松原第二中学校	〃 三宅西2-12-1	072-339-2502
市立松原第三中学校	〃 東新町3-1-23	072-339-2503
市立松原第四中学校	〃 別所3-19-28	072-339-2504
市立松原第五中学校	〃 天美我堂3-124-2	072-339-2505
市立松原第六中学校	〃 岡1-340	072-339-2506
あと小学校15校		
阪南大学系3箇所		

資料 7-4 大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

1 重要物資確保の基準について

(1) アルファ化米等

避難所生活者数の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(2) 高齢者用食

避難所生活者数（要援護高齢者等）の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄

（人口比2%で算出）

(3) 粉ミルク

避難所生活者数（乳児）の1日分以上を府及び市町村がそれぞれ備蓄

（人口比1.5%、人口授乳率70%で算出）

(4) 哺乳瓶

避難所生活者数（乳児）分を市町村が備蓄。府は予備分を備蓄

（人口比1.5%、人口授乳率70%で算出）

(5) 毛布

避難所生活者のうち災害弱者分〔子ども、高齢者等〕（人口比30%）を市町村が、その他を府がそれぞれ備蓄

(6) おむつ

避難所生活者数（乳児）の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄

（人口比3%、1日5個で算出）

(7) 生理用品

避難所生活者数（女性）の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄

（幼児、高齢者を除いた人口〔人口比65%〕のうち女性〔人口比51%〕、1日5個で算出）

(8) 簡易トイレ

避難所生活者数100人に1基を市町村（ボックス型）が備蓄。府は組立て型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保

2 避難所必要面積について

避難所生活者数（一人当たり1.65m²）を収容することができる避難所面積を確保

3 広域避難地必要有効面積について

延焼火災から一時的に避難することができる広域避難地（一人当たり1m²）の有効面積を確保

4 応急仮設住宅建設予定地について

全壊に焼失を加えた世帯数に救助法の設置戸数（3割）を勘案し、1戸当たり50m²（救助法の住宅基準の約2倍）で算出した応急仮設住宅建設予定地面積を確保

（大阪府の被害想定に基づく松原市の整備目標）

（最大避難所生活者数：17,700人）

（平成19年3月31日現在）

	アルファ化米 （食）	高齢者用食 （食）	粉ミルク （人・日）	哺乳ビン （本）	毛布 （枚）	おむつ （個）	生理用品 （個）	簡易トイレ （個）
目標量	17,700	354	186	186	5,310	2,655	29,338	177
備考	1食分	避難所生活者の2%	避難所生活者の1.05%	避難所生活者の1.05%	避難所生活者の30%	避難所生活者の3% 1日5個	避難所生活者の51% 1日5個	避難所生活者100人に1基

8 輸送等関係

資料8-1 市有車両一覧

車番	車種
1 和泉77ね1243 ETC	小型乗用ハイブリ
2 和泉43け7066 スピーカー付	軽貨物天然ガス
3 和泉301せ7173 ETC	普通乗用ハイブリ
4 和泉800さ1399	小型特殊セレナ
5 和泉80あ2135	軽特殊
6 和泉480こ6552	軽貨物
7 和泉43え2307	軽貨物天然ガス
8 和泉41ゆ7305	軽貨物
9 和泉41る2935 スピーカー付	軽トラ
10 和泉41る4113 MT	軽ダンプ
11 和泉41る4266 MT	軽ダンプ
12 和泉41る4499 MT	軽ダンプ
13 和泉43え1857	軽貨物天然ガス
14 和泉480え7155 スピーカー付 MT	軽ダンプ
15 和泉480け6975 スピーカー付	軽貨物天然ガス
16 和泉880あ1373	軽貨物
17 和泉43き8337	軽貨物天然ガス
18 和泉100さ8110 MT	普トラック天然ガス
19 和泉43え1855	軽貨物天然ガス
20 和泉43え2077	軽貨物天然ガス

車番	車種
21 和泉41ひ8980 スピーカー付	軽貨物
22 和泉41ゆ8984 スピーカー付	軽貨物
23 和泉41る3531	軽貨物
24 和泉43あ4864	軽貨物
25 和泉301つ6254 ETC	普通乗用ハイブリ
26 和泉54や2891 ETC	小型乗用
27 和泉480あ9710	軽貨物天然ガス
28 和泉77ね1241 ETC	小型乗用ハイブリ
29 和泉77ね1780 ETC	小型乗用
30 和泉77ね4106 ETC	小型乗用
31 和泉41ゆ7306	軽貨物
32 和泉41ゆ8408 MT	軽ダンプ
33 和泉50よ7096 スピーカー付	軽乗用
34 和泉50よ7097 スピーカー付	軽乗用
35 和泉41よ3573	軽貨物
36 和泉200さ 32 ETC	普通マイクロバス
37 和泉41る3733	軽貨物
38 和泉41る3734	軽貨物
39 和泉100さ2044 スピーカー付	普トラック
40 和泉300ぬ1969 ETC	普通乗用ハイブリ

車 番		車 種
41	和泉43え1854	軽貨物 天然ガス
42	和泉43え1858	軽貨物 天然ガス
43	和泉43え1856	軽貨物 天然ガス
44	和泉43え2310 スピーカー付	軽貨物 天然ガス
45	和泉43き8782	軽貨物 天然ガス
46	和泉43き8336	軽貨物 天然ガス
47	和泉43け5892 MT	軽ダンプ
48	和泉300む5409 ETC	普 通 用 乗 用
49	和泉480あ9711 スピーカー付	軽貨物 天然ガス
50	和泉100さ8111 MT	普トラック 天然ガス
51	和泉501め4195 ETC	小型乗用 ハイブリ
52	和泉501も337 ETC	小型乗用
53	和泉480こ6553	軽貨物
54	和泉301と243 ETC	小型乗用
合 計		5 4 台

資料 8 - 2 市内緊急交通路一覧

路 線 名		区 間			
広域緊急交通路	自動車専用道路	阪神高速大阪松原線 近畿自動車道 西名阪自動車道 阪和自動車道	大阪市境～松原 J C T 大阪市境～松原 J C T 藤井寺市境～松原 J C T 堺市境～松原 J C T		
	一般道路	国道309号 大阪中央環状線	大阪市境～堺市境 大阪市境～堺市境		
	地域緊急交通路	府道	堺大和高田線 大阪狭山線 大阪狭山線	堺市境～羽曳野市境 堺市境～府道堺大和高田線 堺市境～大阪市境	
			市道	矢田堺線 大堀堺線 堺港大堀線 郡戸大堀線	堺市境～大阪市境 大阪狭山線～府道郡戸大堀線 国道309号線～府道郡戸大堀線 大阪市境～府道堺大和高田線
				上田新堂東線 新堂南線	府道堺大和高田線～市道新堂南線 国道309号線～大阪中央環状線

資料 8 - 3 災害時用臨時ヘリポート一覧

名 称	所 在 地
一津屋運動広場	松原市一津屋 4 丁目 334 番地の 3
大塚運動広場	立部 3 丁目 399 番地の 1
天美西運動広場 ※	天美西 4 丁目 230 番地の 1
松原市民運動広場	岡 7 丁目 212 番地
大和川西運動広場	天美北 4 丁目 112 番地の 2 先
大和川東運動広場	若林 2 丁目 138 番地の 1

※ 陸上自衛隊大型ヘリは不可。現地飛行確認の結果着陸できない。

資料 8-4 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

1	地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
2	地面斜度 6 度以内のこと。
3	離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。 〔必要最小限度の地積〕 ◎大型ヘリコプター … 100m 四方の地積 ◎中型ヘリコプター … 50m 四方の地積 ◎小型ヘリコプター … 30m 四方の地積
4	二方向以上から離着陸が可能であること。
5	離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
6	車両等の進入路があること。
◎	なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。
1	風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。 これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
2	着陸点にはHを表示すること。
3	状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

資料 8-5 物資輸送拠点一覧

名 称	所 在 地
一津屋運動広場	松原市一津屋 4 丁目 334 番地の 3
大塚運動広場	立部 3 丁目 399 番地の 1
天美西運動広場	天美西 4 丁目 230 番地の 1
松原市民運動広場	岡 7 丁目 212 番地
天美西公園	天美西 5, 6 丁目地内

資料 8 - 6 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

1 緊急通行車両確認事前届出書

(表)

緊急通行車両事前届出書		() 第 号
大阪府公安委員会 殿		年 月 日
申請者住 所 (電 話) 氏 名		
行政機関等 の名称等	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関
	3 地方公共団体(執行機関を含む)	4 指定公共機関
	5 指定地方公共機関	
	名称 ()	
業務の内容	1 警報の発令	2 消防等の応急措置
	3 救難救助等	4 救難救助等
	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧
	6 保健衛生	7 社会秩序の維持
	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等
	10 その他 ()	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
大阪府以外での災害 応急対策に関する活動 計画の策定の有無 及びその活動地域	有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他の都道府県 ()
		無
車両の 使用者	住 所 氏 名	() 局 番
番号票に表示されている番号		
出 発 地		

注：この届出書を2通作成し、申請にかかる車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署(指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署)に提出すること。

2 緊急通行車両事前届出済証

(裏)

() 第 号
年 月 日
緊急通行車両事前届出済証
大阪府公安委員会
注意事項
1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。
2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。
4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
(1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
(2) 当該車両が廃車となったとき。
(3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

資料 8 - 7 緊急通行車両確認申請書及び確認証明書

1 緊急通行車両確認申請書

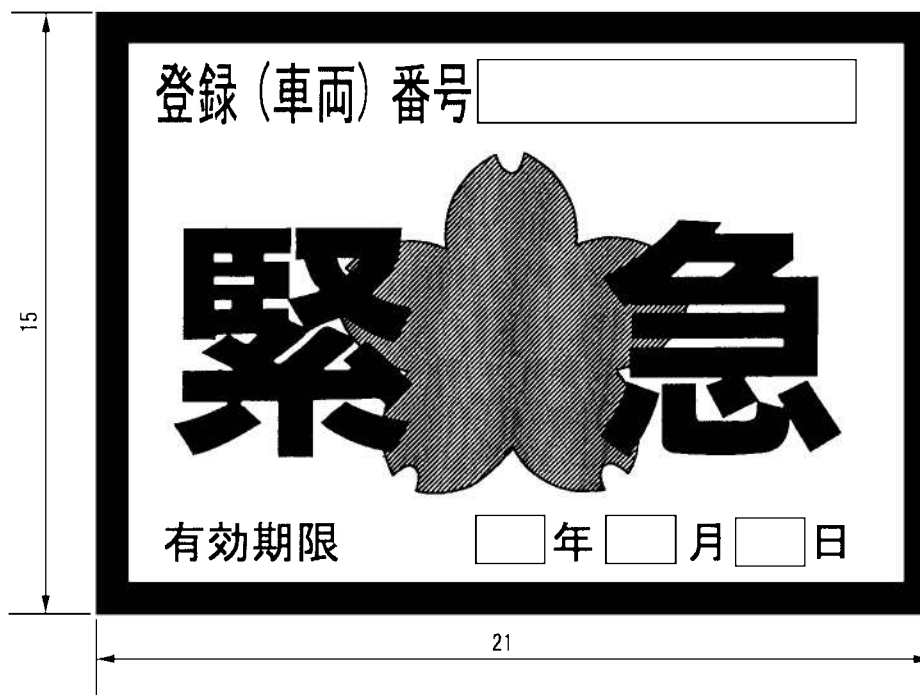
緊急通行車両確認申請書		年 月 日
大阪府知事 殿 大阪府公安委員会		申請者住 所 (電 話) 氏 名
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む） 5 指定地方公共機関 名 称（ ）	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関
業 務 の 内 容	1 警報の発令 4 児童等の教育 7 社会秩序の維持 10 その他（ ）	2 消防等の応急措置 5 施設等の応急復旧 8 緊急通行の確保
番号票に表示されている番号	3 救難救助等 6 保健衛生 9 災害の防御等	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
車 両 の 住 所 使 用 者 氏 名		() 局 番
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地 目 的 地	
備 考		

2 緊急通行車両確認証明書

緊急通行車両確認証明書		年 月 日
大阪府知事 大阪府公安委員会		
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路		
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料 8 - 8 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白地、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 8 - 9 緊急通行車両事前届出済車一覧

車 両 番 号	種 別	用 途	形 状
和泉54や2891	小型	乗用	箱型
和泉77ね1241	小型	乗用	箱型
和泉77ね1780	小型	乗用	箱型
和泉77ね4106	小型	乗用	ステーションワゴン
和泉41ゆ7306	軽自動車	貨物	バン
和泉41ゆ8408	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉50よ7096	軽自動車	貨物	バン
和泉50よ7097	軽自動車	貨物	バン
和泉41よ3573	軽自動車	貨物	バン
和泉200さ 32	普通	乗合	バス
和泉41る3733	軽自動車	貨物	バン
和泉100さ2044	普通	貨物	キャブオーバー 2t
和泉300ぬ1969	普通	乗用	箱型
和泉43え1856	軽自動車(天然ガス)	貨物	バン
和泉43え2308	軽自動車(天然ガス)	貨物	バン
和泉43き8782	軽自動車(天然ガス)	貨物	バン
和泉43き8336	軽自動車(天然ガス)	貨物	バン
和泉43け5892	軽自動車	貨物	ダンプ
和泉300か5409	普通	乗用	箱型
和泉100さ8111	普通	貨物	トラック
和泉501め4195	小型	乗用	箱型
和泉501も337	小型	乗用	箱型
和泉480こ6553	軽自動車	貨物	バン
和泉301と243	小型	乗用	箱型
和泉43え1855	軽自動車(天然ガス)	貨物	バン
和泉88す7979	普通	特種	給水車
和泉800す5655	普通	特種	給水車

9 防災プラネット関係

資料9-1 防災プラネット設置箇所一覧

防災プラネット		所在地	電話番号
第1地区	松原中学校	松原市新堂1丁目604番地	072-332-0216
第2地区	天美北小学校	〃 天美東4丁目240番地の1	072-335-7400
第3地区	布忍小学校	〃 南新町1丁目6番17号	072-332-0001
第4地区	松原北小学校	〃 阿保1丁目16番3号	072-332-0431
第5地区	天美小学校	〃 天美東8丁目12番22号	072-332-0333
第6地区	松原南小学校	〃 岡4丁目1番5号	072-332-1650
第7地区	恵我小学校	〃 大堀3丁目4番17号	072-332-1212

資料9-2 防災プラネットの配備車両及び配備資機材一覧

1 配備車両

防 災 プ ラ ネ ッ ト		広報車又はパトロール車
第1地区	松原中学校	1
第2地区	天美北小学校	1
第3地区	布忍小学校	1
第4地区	松原北小学校	1
第5地区	天美小学校	1
第6地区	松原南小学校	1
第7地区	恵我小学校	1

2 配備資機材

(各箇所当たり)

番号	品名	数量
1	コードリール	1基
2	バール	10本
3	大型ハンマー	5本
4	大ヨキ	5本
5	ノコギリ	10本
6	ツルハシ	10本
7	スコップ	10丁
8	チェーンソー	1台
9	シンタッチリヤカー	1台
10	角型組立水槽	1基
11	二つ折担架	1基
12	サイレン付メガホン	1個
13	油圧ジャッキ	1台
14	発電器	1台
15	投光器	1台
16	可搬式動力ポンプ一式	1台
17	炊飯装置	1台
18	ろ水機	1台
19	作業服	30着
20	ヘルメット	30個
21	雨合羽	30着
22	長靴	30足
23	メガホン	2個
24	ライト	5個
25	ロッカー	2台

10 災害対策本部等関係

資料10-1 松原市防災会議委員一覧

会 長：松原市長

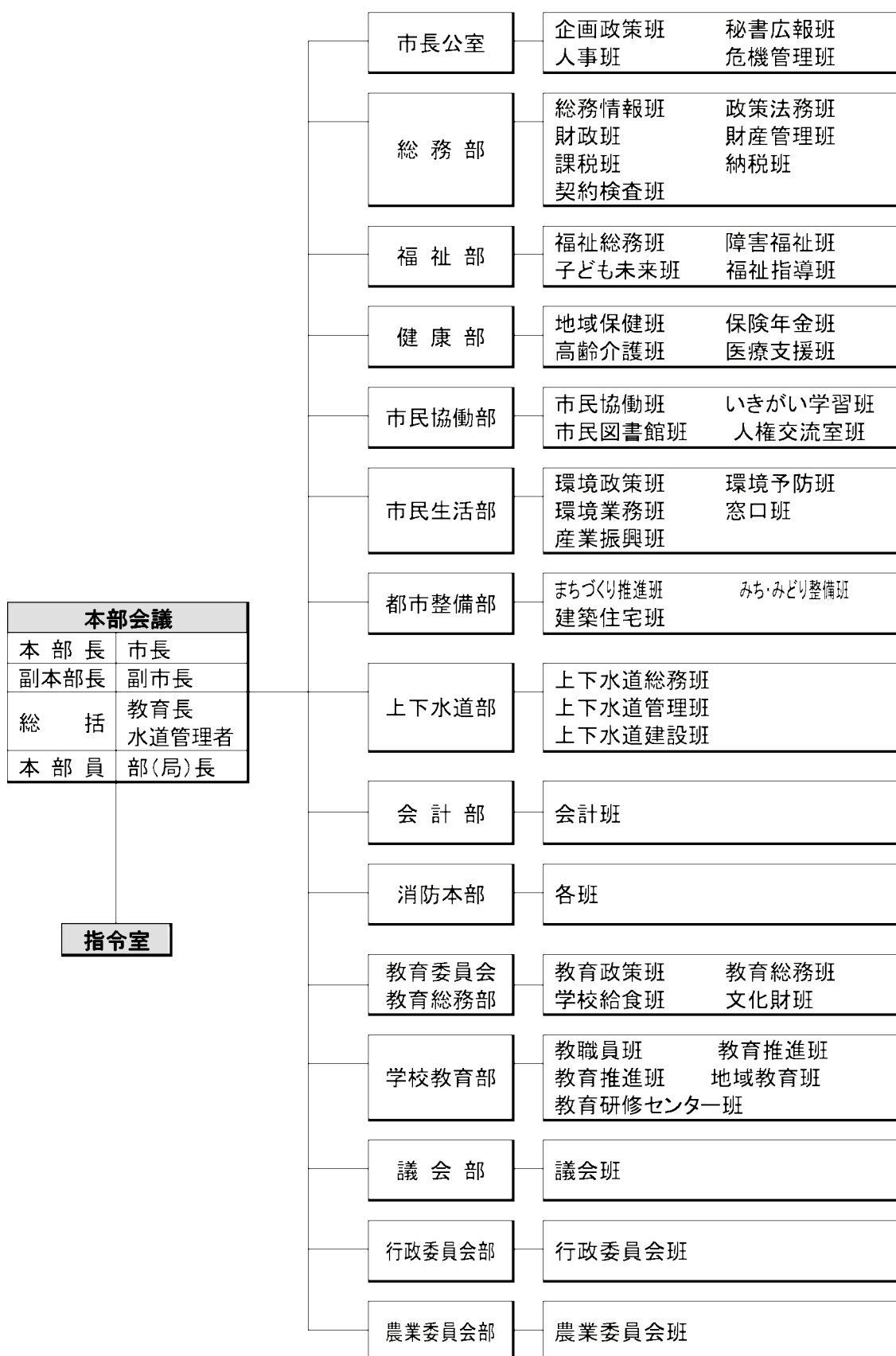
	職 名
条例第3条第5項第1号委員 (指定地方行政機関の長)	近畿地方整備局 大和川河川事務所長
	国土交通省大阪航空局八尾空港事務所空港長
条例第3条第5項第3号委員 (大阪府知事の部内の職員)	大阪府富田林土木事務所長
	大阪府藤井寺保健所長
	大阪府富田林土木事務所地域防災監
条例第3条第5項第5号委員 (市長が指定する市職員)	副市長
	市長公室長
	上下水道部 水道事業管理者職務執行者
条例第3条第5項第8号委員 (指定公共機関又は指定地方公共機関の長)	西日本電信電話株式会社大阪支店 設備部長
	近畿日本鉄道(株) 藤井寺駅長
	近鉄バス(株) 営業部 松原営業所長
	関西電力(株) 羽曳野営業所長
	大阪ガス(株) 導管事業部 南部地区保安統括
	日本郵便株式会社 松原郵便局長
条例第3条第5項第9号委員 (学識経験者)	松原商工会議所 (会頭)
	松原市医師会 (副会長)
	松原市町会連合会 (会長)
	松原市赤十字奉仕団 (委員長)
	阪南大学 (経済学部教授)
	松原防犯協議会 (会長)
	松原市自主防災組織連絡協議会 (会長)
	松原市婦人防火クラブ連合会 (会長)
	松原市地域婦人団体協議会 (会長)
	松原市民生委員児童委員協議会 (会長)
	松原市 PTA 協議会 (副会長)
	松原市老人クラブ連合会 (女性部長)
	松原青年会議所 (理事長)
	松原市社会福祉協議会 (評議員)

(任期指定のない委員)

条例第3条第5項第2号委員	陸上自衛隊第37普通科連隊第3中隊長
条例第3条第5項第4号委員	松原警察署長
条例第3条第5項第6号委員	松原市教育長
条例第3条第5項第7号委員 (消防長及び消防団長)	松原市消防長
	松原市消防団長

資料10-2 松原市災害対策本部の組織及び事務分掌

1 災害対策本部の組織



2 災害対策本部の事務分掌

部 名 (部長)	班 名 (班長)	分 掌 事 務
市長公室 (市長公室長)	企画政策班 (企画政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関する事。 2 各部及び各執行機関との総合連絡調整に関する事。 3 災害復興計画に関する事。 4 災害救助法の適用申請に関する事。
	秘書広報班 (秘書広報課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害時の広報活動に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 自主防災組織との連絡調整に関する事。 5 災害記録、写真の撮影及び各種資料の収集に関する事。
	人事班 (人事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員に関する事。 2 職員の動態及び被災に関する事。 3 災害応急活動に従事する職員の給食及び宿泊に関する事。
	危機管理班 (危機管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関する事。 2 災害対策本部の設置等に関する事。 3 配備指令に関する事。 4 災害情報の収集・伝達に関する事。 5 避難勧告・指示に関する事。 6 府、他市町村等への応援要請に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 警察、関係機関等との連絡調整に関する事。 9 消防本部、消防団との連絡調整に関する事。 10 災害情報の収集及び府等への報告に関する事。 11 他部からの被害状況のとりまとめに関する事。 12 防災行政無線に関する事。 13 他部・他班との連絡調整に関する事。 14 各部・各班との連絡調整に関する事。
総務部 (総務部長)	総務情報班 (総務情報課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電子計算システムの管理及びデータ保存に関する事。 2 部内の応援調整に関する事。
	政策法務班 (政策法務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係文書の收受、配布及び発送に関する事。
	財政班 (財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算措置に関する事。 2 災害に伴う財政計画に関する事。

	財産管理班 (財産管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内放送に関する事。 2 庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 3 市有車両及び民間車両の確保に関する事。 4 緊急輸送車両の確認申請に関する事。 5 市有財産の被害状況調査の総括に関する事。 6 市有財産の緊急使用に関する事。
	課税班 (課税課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地、家屋、設備等の被害調査に関する事。 2 災害による市税の減免等に関する事。 3 災証明の発行に関する事。
	納税班 (納税課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 課税班の応援に関する事。
	契約検査班 (契約検査室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者(傷病者、死亡者を含む。)の調査に関する事。 2 応急用災害物資の調達に関する事。
福祉部 (福祉部長)	福祉総務班 (福祉総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉対策の総合企画、調整及び救助の実施に関する事。 2 部内の応援調整に関する事。 3 救援物資の受入れ、仕分け等に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 民生委員及び児童委員等との連絡調整に関する事。 7 ボランティアの受入れに関する事。
	障害福祉班 (障害福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合福祉会館の被害調査及び応急対策に関する事。 2 障害者等の被害調査及び応急対策に関する事。
	子ども未来班 (子ども未来室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 園児の安全確保に関する事。 3 臨時保育所の開設に関する事。 4 保護者との連絡調整に関する事。
	福祉指導班 (福祉指導課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉事業者の被害状況の調査及び連絡、調整、報告に関する事。 2 利用者等の被害状況の調査及び連絡、調整、報告に関する事。
健康部 (健康部長)	地域保健班 (地域保健課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害状況の調査に関する事。 2 医療救護所の設置及び運営に関する事。 3 医療救護班の要請に関する事。 4 感染症予防に関する事。 5 医療助産活動に関する事。 6 被災者の医療看護に関する事。 7 被災者への臨時健康相談、健康診断に関する事。 8 避難所への巡回相談に関する事。 9 被災者に対する心のケアに関する事。 10 保健センターとの連絡調整に関する事。 11 保健所との連絡調整に関する事。 12 医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社等関係団体との連絡調整に関する事。 13 医薬品及び医療用資器材の確保に関する事。

	保険年金班 (保険年金課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び収容者への食料、諸物資の給与に関すること。
	高齢介護班 (高齢介護室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人センターの被害調査及び応急対策に関すること。 2 高齢者の被害状況の把握及び救護に関すること。 3 高齢者への避難勧告・指示に関すること。 4 高齢者の避難誘導に関すること。 5 老人福祉関係団体との連絡調整に関すること。
	医療支援班 (医療支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域保健班の応援に関すること。
市民協働部 (市民協働部長)	市民協働班 (市民協働課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治振興会(町会)との連絡調整に関すること。 2 被災住民への相談活動に関すること。 3 外国人等の避難勧告・指示に関すること。 4 外国人等の避難誘導に関すること。 5 外国人等の被害状況の把握及び救護に関すること。
	いきがい学習班 (いきがい学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育の被害調査及び応急対策に関すること。 2 少年自然の家等所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 社会体育施設の被害調査及び避難誘導に関すること。
	市民図書館班 (市民図書館長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館等所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
	人権交流室班 (人権交流室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 部内の応援調整に関すること。
市民生活部 (市民生活部長)	環境政策班 (環境政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿、ごみ等災害時の廃棄物関係の総合対策に関すること。 2 災害時の総合環境対策に関すること。 3 清掃施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 清掃、し尿業者等関係団体との連絡調整に関すること。 5 部内の応援調整に関すること。
	環境予防班 (環境予防課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の処理及び埋葬に関すること。 2 獣医師会に関すること。
	環境業務班 (環境業務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの処理に関すること。 2 がれきの処理に関すること。 3 感染症の予防対策に関すること。 4 防疫対策の実施に関すること。
	窓口班 (窓口課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の管理及び収容者への食料、諸物資の給与に関すること。 2 身元不明及び行方不明者に関すること。

	産業振興班 (産業振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 生活必需品等の調達に関すること。 4 主要食料の調達に関すること。 5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6 商工業者の災害復旧資金のあっせん等に関すること。 7 農業金融に関すること。 8 商工会議所との連絡調整に関すること。 9 農協、土地改良区水利組合等との連絡調整に関すること。
都市整備部 (都市整備部長)	まちづくり推進班 (まちづくり推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等上木関係の総合対策に関すること。 2 搬送車両及び重機類の確保・調達に関すること。
	みち・みどり整備班 (みち・みどり整備室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市公園施設等の被害調査に関すること。 2 都市公園施設等の応急対策に関すること。 3 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 治水対策に関すること。 5 道路交通の確保に関すること。 6 道路情報の収集・伝達に関すること。 7 障害物の除去に関すること。 8 道路・橋等の災害復旧資機材に関すること。 9 土木業者との連絡調整に関すること。
	建築住宅班 (建設住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急対策に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 公共住宅への入居措置に関すること。 5 被災者の建築相談に関すること。 6 建築業者との連絡調整に関すること。
上下水道部 (上下水道部長)	上下水道総務班 (上下水道総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道復旧の総合対策に関すること。 2 下水道施設被害のとりまとめに関すること。 3 今池水みらいセンターとの連絡調整に関すること。 4 部内の応援調整に関すること。 5 上水道復旧の総合対策に関すること。 6 上水道施設被害のとりまとめに関すること。 7 上水道工事業者との連絡調整に関すること。 8 節水、給水等の広報に関すること。
	上下水道管理班 (上下水道管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査に関すること。 2 排水設備工事指定業者との連絡調整に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 上水道施設の被害調査に関すること。 5 応急給水に関すること。

	上下水道建設班 (上下水道建設室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 下水道災害復旧資機材の調達に関すること。 3 河川・下水道施設の復旧に関すること。 4 上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 避難場所の給水設備等の点検整備に関すること。 6 上水道災害復旧資機材の調達に関すること。 7 上水道施設の復旧に関すること。
会計部 (会計管理者)	会計班 (会計室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金、見舞金の受付及び保管に関すること。 2 災害経費の収支に関すること。 3 災害用応急物資の検収に関すること。
消防本部 (消防長)	各班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防法に基づく消防活動に関すること。 2 水防法に基づく水防活動に関すること。 3 被災者の避難、誘導、救出、捜索に関すること。 4 消防団（水防団）との連絡に関すること。 5 対策本部との連絡に関すること。 6 緊急消防援助隊に関すること。 7 消防・水防資器材等の整備及び調達に関すること。
教育委員会 教育総務部 (教育総務部長)	教育政策班 (教育政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設避難所との連絡調整に関すること。 2 教育部内の応援調整に関すること。 3 避難所（市立学校）の開設及び運営の協力に関すること。 4 防災ステーション（市立学校）の管理及び運営の協力に関すること。
	教育総務班 (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立学校施設の被害状況及び応急対策に関すること。 2 市立学校施設の災害復旧計画に関すること。 3 被災児童・生徒の学用品の支給に関すること。 4 学校施設の避難所の開設及び運営に関すること。
	学校給食班 (学校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食センターの被害調査及び応急対策に関すること。 2 学校給食に関すること。 3 炊き出しに関すること。 4 学校給食センターとの連絡調整に関すること。
	文化財班 (文化財課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の被害調査に関すること。
学校教育部 (学校教育部長)	教職員班 (教職員課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における教職員の確保に関すること。 2 児童・生徒の安全確保に関すること。
	教育推進班 (教育推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童・生徒の学用品の支給に関すること。 2 被災児童・生徒及び教職員の保健管理に関すること。
	地域教育班 (地域教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
	教育研修センター班 (教育研修センター長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援調整に関すること。

議会部 (議会議務局長)	議会班 (参事)	1 議会との連絡調整に関する事。
行政委員会部 (行政委員会総合事務局長)	行政委員会班 (参事)	1 他部の応援に関する事。
農業委員会部 (農業委員会事務局長)	農業委員会班 (参事)	1 産業振興班の応援に関する事。

11 条例等関係

資料11-1 松原市防災会議条例

(昭和37年9月28日)
(条例第14号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、松原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうち市長が指定する職にある者
 - (2) 市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の中隊長又はそれに準ずる職にある者
 - (3) 大阪府知事の部内の職員のうち市長が指定する職にある者
 - (4) 市の区域を管轄する警察署の署長
 - (5) 市長がその部内の職員のうち指定する職にある者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち市長が指定する職にある者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第1号、第2号（中隊長を除く。）、第3号、第5号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第5号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料11-2 松原市防災会議条例施行規則

(昭和43年 8 月28日)
(規則 第 23 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、松原市防災会議条例（昭和37年条例第14号）第5条の規定に基づき、松原市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

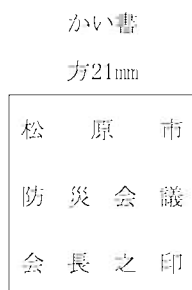
(専決処分)

第3条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないとき、若しくはやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項を処理する場合においては、会長は、会議が処理すべき事項（松原市地域防災計画の作成及び修正を除く。）を処分することができる。

- 2 前項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(公印)

第4条 会長の公印を次のように定める。



(庶務)

第5条 会議の庶務は、総務部市民安全課においてこれをつかさどる。

(補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 松原市災害対策本部規程（昭和39年規程第2号）は、廃止する。

附 則（昭和46年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年規則第26号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

資料11－3 松原市災害対策本部条例

(昭和37年9月28日)
(条例第13号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、松原市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(出先機関)

第4条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に出先機関を置くことができる。

2 出先機関に必要な職員を派遣する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

12 協定等関係

資料12-1 災害相互応援協定

中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村における広域的な災害相互応援について、下記のとおり協定する。

記

(広域的協定)

第1条 相互応援協定締結市町村（以下締結市町村という。）間における災害時の広域的な応援については、この協定の定めるところによる。

(応援要請等)

第2条 締結市町村長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の締結市町村が連携し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成することができる。

(人的応援)

第3条 前条第1項の応援要請は、受援側の市町村長（又は災害対策本部長等）が、災害の状況、出動を求める人員並びに職種、誘導員配置場所等を明示し、応援側の市町村長に対して行うものとする。

(物的応援)

第4条 災害援助及び防ぎよのため、救援物資及び機械器具、科学消火薬剤等を必要とする場合において、締結市町村長は、救援物資及び機械器具の種別・数、薬剤種別・容量等の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該必要物資等を要請地まで搬送するものとする。

3 応援要請がない場合においても、応援側において、当該必要物資等を把握のうえ、被災地まで搬送するものとする。

(指揮)

第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援地の市町村長（又は災害対策本部長等）が指揮すること。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の責任において指揮することができる。

(経費分担)

第6条 災害救助及び防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

機械器具破損の修理、自動車等の燃料、職員の出動手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

2 第1項以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

(協定なき事項)

第7条 この協定に規程していない事項又は疑義を生じた事項については、縮結市町村双方協議のうえ、決定するものとする。

上記協定縮結の証として本協定書12通を作成し、縮結市町村長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成17年2月1日

八尾市長
富田林市長
河内長野市長
松原市長
柏原市長
羽曳野市長
藤井寺市長
東大阪市長
大阪狭山市長
太子町長
河南町長
千早赤阪村長

資料12-2 大阪府下広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39号の規定に基づき、大阪府域内（以下「府下」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市等)

第2条 この協定は、府下の市町村（消防の一部事務組合にあっては、当該組合をいう。以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した協定市等（以下「受援市等」という。）の長又は消防長が受援市等の消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の協定市等（以下「応援市等」という。）の長又は消防長に対して行なうものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行なうものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資器材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに受援市等の長又は消防長に通報するものとする。

3 応援市等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、受援市等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、要請を待つことなく応援出場することができるものとする。この場合、第4条第1項の応援要請があったものとみなす。

(応援等の指揮)

第6条 受援市等における応援隊の指揮は、受援市等の長又は消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援出場に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 応援のために要した経常的な経費は応援市等の負担とする。ただし、要請により特別に調達した燃料費等は、受援市等の負担とする。
- (2) 受援市等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(協定市等以外への応援)

第9条 協定市等は、協定市等以外において第3条に定める災害が発生し消防隊の応援要請を受けたときは、積極的に応援を行うものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の長又は消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市等が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この協定の成立を証明するため、本書33通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

資料12-3 大阪市・松原市消防相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、大阪市と松原市との消防の相互応援について、次のように協定する。
なお、本協定文書は、2通を作成し、大阪市長及び松原市長において、各1通を保管する。

平成25年11月1日

第1条 大阪市（以下甲という。）と松原市（以下乙という。）との消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

第2条 甲又は乙の消防長は、火災、水災、その他の災害（以下災害という。）防ぎよのため、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し相互に応援するものとする。

第3条 前条の応援要請は、受援市の消防長が、火災等の概況、出場を求める機械種別及び数、誘導員配置場所等を明示し、応援市の消防長に対して行うものとする。

第4条 災害防ぎよのため、化学消火薬剤を大量に必要とする場合において、甲又は乙の消防長は、薬剤種別、用量及び使用場所を明示し、化学消火薬剤の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該薬剤を要請地で搬送するものとする。

第5条 受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援地の消防長又は消防署長が指揮すること。
- (2) 指揮は応援隊の長に対して行うこと。

第6条 災害防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

- (1) 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。
- (2) 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。

ア 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）

イ 化学消火に要した薬剤費（第4条の薬剤費を含む。）

ウ 建築物、工作物又は土地に対する補償費

エ 応援隊及び一般人の死傷に伴う災害補償費、特別救慰金、弔慰金等

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

3 第1項各号以外の経費分担については、その都度双方協議のうえ、決定するものとする。

第7条 甲又は乙の消防長は、災害防ぎよ以外の救急業務についても、応援を求める必要があるときは、相互に応援の要請をすることができる。

2 甲又は乙の消防長は、前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請に応じるものとする。

3 救急業務の応援に要した経費の分担については、第6条第1項第1号の規定を準用するほか、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第8条 甲及び乙の消防長は、第2条及び第7条の決定に基づく応援要請の有無にかかわらず、災害又は

救急事故の発生を認知若しくは、受報した場合において、直ちに相互に応援する必要がある地域及び応援隊数等について、あらかじめ認識のうえ、協定することができるものとする。

2 前項の協定地域内において、応援隊が現場に到着した場合における応援隊の指揮は、受援側の指揮者が到着するまでの間、第5条の規定にかかわらず、応援隊の指揮者が指揮するものとする。

3 前項の場合における応援に要した経費の分担については、受援側指揮者の指揮下における活動とみなし、第6条の規定を準用する。

第9条 この協定に規定していない事項、又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ、決定するものとする。

昭和40年12月1日

大阪市長

松原市長

附 則

この協定は、昭和40年12月1日から実施する。

附 則

この改正協定は、昭和55年2月12日から実施する。

附 則

この改正協定は、平成25年11月1日から実施する。

資料12-4 大阪府中ブロック消防相互応援協定

第1条 この協定は、中ブロック区域内（中ブロック区域内とは富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町及び千早赤阪村の区域をいう。以下「ブロック区域内」という。）において当該市町村又は柏原羽曳野藤井寺消防組合単独で処理できないような火災及びその他の災害が発生した場合、この協定加盟市町村消防機関に対し応援を求め災害を最小限度に止め消防業務の円滑を図ることを目的とする。

第2条 ブロック区域内の消防機関の消防長及び消防団長は火災その他の災害（以下「災害」という。）防ぎよのため、業務に重大な支障のない限り、次の区分により、相互に消防、救急、救助その他消防防災活動を行う隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

（1） ブロック区域内の消防機関が区域内の火災の規模が拡大するおそれがある場合、当該消防長又は消防団長が応援要請を行ったときは他の消防長及び消防団長はその区域に対して応援隊を派遣する。

（2） 各消防機関の各々の管轄区域の境界線付近に火災の発生を認知したときは、各市町村の消防長及び消防団長はそれぞれ当該区域に対して所属消防隊を派遣する。

第3条 前条の場合において、受援地における応援隊の指揮は受援地の消防長又は消防団長が応援隊の長に対して行う。

第4条 第2条による応援に要した経費の負担等については、別に定めがあるもののほか、次の区分によるものとする。

（1） 消防機器の破損の修理、機関の燃料、隊員の諸手当、被服等についての諸経費は、応援側の負担とする。

（2） 要請地の現場到着又は帰着までの途中で、交通事故による隊員若しくは住民に対する死傷に伴う諸経費は、応援側の負担とする。ただし、受援側はその解決に協力するものとする。

（3） 消防作業従事中の隊員の公務災害補償並びに賞じゅつ金についての関係事務については、応援側がこれを行うものとする。

（4） 消防作業中に発生した、建築物、工作物、農作物又は土地に対する補償等については、受援側が解決するものとする。

（5） 前各号以外の諸経費については、その都度関係市町村及び消防組合が協議の上決定するものとする。

第5条 区域内の消防長又は消防団長は、火災防ぎよ以外の消防業務（消防施設の利用等）についても、相互に応援を要請することができる。

2 前項の応援要請があったときは、互いに消防業務の執行に支障がない限り要請に応ずるものとする。この場合における所要経費等の負担は、前条の規定を準用する。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度関係市町村及び消防組合において協議の上決定するものとし、その他必要な事項については、関係する消防機関の長の間において覚書を作成するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成17年2月1日から実施する。

(協定書の廃止)

- 2 大阪府中ブロック消防相互応援協定(平成12年4月1日締結)は廃止する。
- 3 協定第2条中「その他の災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項の災害で、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、爆発、放射性物質の大量放出等大規模な災害をいい、「業務に重大な支障」とは、応援側において消防活動を用する事態発生中又は、そのおそれのある場合をいう。
- 4 協定第2条第2号中「境界線付近」とは火災を覚知した消防機関がいずれの区域内か判別し難い場合をいう。
- 5 協定第4条第1号中「消防機器の破損の修理」とは、破損した消防機器が自動車損害保険の対象となっている場合をいい、保険の対象とならない車両又は機器の破損修理費が3万円以上を要する場合については、同条第5号による。
- 6 協定第4条第1号中「被服等についての諸経費」とあるうち、消火に用した薬剤等については、同条第5号を適用する。
- 7 協定第4条第3号の職員の公務災害については、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償責任共済基金及び財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会への請求手続事務並びに支払事務を行うものであって、特別見舞金等については、同条第5号による。

資料12-5 松原市・堺市消防相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、松原市と堺市との消防の相互応援について、次のように協定する。
なお、本協定文書は、2通を作成し、松原市長及び堺市長において、各1通を保管する。

平成20年10月1日

松原市長
堺市長

第1条 松原市（以下甲という。）と堺市（以下乙という。）との消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

第2条 甲又は乙の消防長は、火災、水災、その他の災害（以下災害という。）防御のため、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対して相互に応援ものとする。

第3条 前条の応援要請は、受援市の消防長が、災害等の概況及び出場を求める機械種別並びに救、誘導員配置場所等を明示し、応援市の消防長に対して行なうものとする。

第4条 災害防御のため、化学消火薬剤を大量に必要とする場合において、甲又は乙の消防長は、薬剤種別、数量及び使用場所を明示し、化学消火薬剤の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該薬剤を要請地まで搬送するものとする。

第5条 受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援地の消防長又は消防署長が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行なうこと。

第6条 災害防御のため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

- (1) 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。
- (2) 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。

ア 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）

イ 化学消火に要した薬剤費（第4条の薬剤費を含む。）

ウ 建築物、工作物又は土地に対する補償費

エ 応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、特別給与金、弔慰金等

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

3 前各項の規定による外、出発から到着まで及び帰署途上における交通事故等に要する費用については、前各項の規定を準用する。

4 前各項に定めのないときは、甲乙協議のうえ決定する。

第7条 甲又は乙の消防長は、災害防御以外の救急業務についても、応援を求める必要があるときは、相互に応援の要請をすることができる。

2 甲又は乙の消防長は、前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請に応じるものとする。

3 救急業務の応援に要した経費の分担については、第6条第1項第1号の規定を準用するほか、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第8条 甲及び乙の消防長は、第2条及び第7条の規定に基づく応援要請の有無にかかわらず、災害又は救急事故発生を認知若しくは受報した場合において直ちに相互に応援する必要がある地域及び応援隊数についてあらかじめ協議のうえ、決定することができる。

2 前項の協定地域内において、応援隊が現場に先着した場合における応援隊の指揮は、受援側指揮者が到着するまでの間、第5条の規定にかかわらず、応援隊の指揮者が指揮するものとする。

3 前項の場合における応援に要した経費の分担については、受援側指揮者の指揮下における活動とみなし、第6条の規定を準用する。

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成20年10月1日から実施する。

資料12-6 八尾市・松原市消防相互応援協定

第1条 八尾市（以下甲という。）と、松原市（以下乙という。）との消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

第2条 甲又は乙の消防長は、火災（山林火災を除く。以下同じ）、水災、その他の災害（以下「災害」という。）防ぎよのため、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

第3条 前条の応援要請は、受援市の消防長が、災害の概況、出場を求める機械種別及び数、誘導員配置場所等を明示し、応援市の消防長に対して行うものとする。

第4条 災害防ぎよのため、化学消火薬剤を大量に必要とする場合において、甲又は乙の消防長は、薬剤種別、用量、及び使用場所を明示し、化学消火薬剤の供給について、相互の応援を要請することができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該薬剤を要請地まで搬送するものとする。

第5条 受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援地の消防長、又は消防署長が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

第6条 災害防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

- (1) 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。
- (2) 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。
 - (ア) 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）
 - (イ) 化学消火に要した薬剤費（第4条の薬剤費を含み、消防車備付小型消火器の薬剤費を除く）
 - (ウ) 建築物、工作物、又は土地に対する補償費
 - (エ) 応援隊員、及び一般人の死傷に伴う災害補償費、弔慰金等。

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

3 第1項各号以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第7条 甲又は乙の消防長は、災害防ぎよ以外の救急業務についても、応援を求める必要があるときは、相互に応援の要請をすることができる。

2 甲又は乙の消防長は、前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請に応じるものとする。

3 救急業務の応援に要した経費の分担については、前条第1項第1号の規定を準用するほか、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第8条 甲及び乙の消防長は、第2条及び第7条の規定に基づく応援要請の有無にかかわらず、災害、又は救急業務の発生を認知、もしくは受報した場合において、直ちに相互に応援する必要がある地域、及び応援隊数等についてあらかじめ協議のうえ、決定することができるものとする。

- 2 前項の協定地域内において、応援隊が現場に先着した場合における応援隊の指揮は、受援側指揮者が到着するまでの間、第5条の規定にかかわらず、応援隊の指揮者が指揮するものとする。
- 3 前項の場合における応援に要した経費の分担については、受援側指揮者の指揮下における活動とみなし、第6条の規定を準用する。

第9条 この協定に規定していない事項、又は疑義を生じた事項については、甲・乙双方協議のうえ、決定するものとする。

昭和53年11月1日

八尾市長
松原市長

附 則

この協定は、昭和53年11月1日から実施する。

資料12-7 東大阪市、松原市消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、近畿自動車道のうち、それぞれの市域間における火災及び救急救助事故（以下「火災等」という。）の処理について、東大阪市（以下「甲」という。）及び松原市（以下「乙」という。）が相互に協力し、その円滑を図ることを目的とする。

(火災等の処理責任)

第2条 火災等の処理の責任は、近畿自動車道が貫通している区域を管轄する市が負う。

(出動)

第3条 甲又は乙の消防長は、甲若しくは乙の区域内において、火災等の発生を認知したとき、又は応援要請を受けたときは、その地域に対し、相互に必要なと認める消防隊（救急隊等を含む。）を出動させるものとする。

(応援に要する経費)

第4条 応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところによる。

(1) 応援側の負担

ア 応援隊員の旅費、及び諸手当並びに服装等の補修費

イ 消防機械器具の破損、又は故障を生じた場合の修理費、及び機関の燃料費。ただし、疑義あるときは双方が協議の上決定する。

ウ 応援隊の出署から帰署までの間における、市民等の交通事故による諸経費

(2) 受援側の負担

ア 応援隊員、及び一般人の死傷に伴う災害補償費及び賞じゅつ金

イ 化学消火に要した薬剤

2 前項第2号アの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

3 第1項各号以外の経費負担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

(その他)

第5条 この協定に基づく出動区域、区分、その他必要な事項は、甲乙双方の消防長が協議し、別に覚書を作成するものとする。

昭和63年3月17日

東大阪市長

松原市長

附 則

この協定は、昭和63年3月17日から実施する。

資料12-8 大阪市・松原市航空消防応援協定

(目的)

第1条 大阪市（以下「甲」という。）と松原市（以下「乙」という。）との回転翼航空機（以下「航空機」という。）による消防業務応援については、この協定の定めるところによる。

(運航の基準)

第2条 この協定に基づく航空機の運航は、別紙「大阪府下市町村消防用航空機運航要綱」の定めるところによる。

(指揮)

第3条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の消防長又は消防署長が、機長に行なう。

2 機長は、航空機運航上、気象条件が飛行に適しない場合、又は航空機の性能限界を越える場合等、重大な支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、自己の判断により適宜運航することができる。

(賠償責任)

第4条 乙の要請に基づく運航により発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 航空機の修理費

(2) 建築物（家具什器等を含む。）、工作物、又は土地等に関する補修費

(3) 航空隊員、搭乗者、及び一般人の死傷に伴う損害補償、特別救慰金、弔慰金等

2 前項第3号に定める航空隊員及び甲の搭乗者に対する費用の支払いは、甲の定めるところによる。

3 前2項の規定に定めのない経費負担が生じたときは、双方協議のうえ決定する。

(この協定に規定しない事項等)

第5条 この協定に規定しない事項、又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ決定する。

昭和45年10月1日

大阪市長

松原市長

附 則

この協定は、昭和45年10月1日から実施する。

資料12-9 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大阪市、堺市高石市消防組合、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市（以下「14都市」という。）の区域内において、航空機の墜落等による大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合の消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、航空機災害が発生した都市（以下「受援市」という。）の消防長が、自己の消防力によって、災害防ぎよ又は援助等が著しく困難と認める場合に、前条に規定する他の都市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、及び状況
- (2) 必要とする人員、車両、及び資器材等
- (3) 集結場所、及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援市の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。なお、応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 受援市における応援隊の指揮は、受援市の消防長、又は消防署長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援出場に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援市の負担
 - ア 消防機械器具の小破損の修理費
 - イ 車両、資器材等の燃料費
 - ウ 職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合は除く。）
 - エ 応援隊員の公務災害補償費
- (2) 受援市の負担
 - ア 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援市側の重大な過失によるものは除く。）
 - イ 車両、資器材等の燃料費（現地調達したものに限り。）及び化学消火に要した薬剤費
 - ウ 受援市の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費
 - (ア) 建築物、工作物、又は土地に対する補償費等
 - (イ) 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金、特別救慰金及び弔慰金

(ウ) 一般人の死傷に対する補償費等

- 2 前項第2号ウ(イ)の応援隊員に対する賞じゅつ金は、応援市の定める例により、受援市が応援市に支払うものとする。
- 3 経費負担について、疑義を生じた事項については、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

(実施細目)

第6条 この協定の実施について必要な事項は、14都市の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に規定していない事項、又は疑義を生じた事項については、そのつど14都市が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和62年8月12日から施行する。
- 2 この協定の成立を証明するため、本書14通を作成し、14都市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

資料12-10 西名阪自動車道消防相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、奈良県広域消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合、松原市との消防の相互応援について、次のように協定する。

なお、本協定文書は、3通を作成し、それぞれ協定市の長及び各消防組合の管理者において、各1通を保管する。

平成26年4月1日

奈良県広域消防組合管理者
柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者
松原市長

(目的)

第1条 この協定は、西名阪自動車道における消防業務について、相互に応援し、消防業務の円滑をはかることを目的とする。

(消防業務の責任)

第2条 消防業務の責任は、西名阪自動車道が通過する区域を管轄する協定市町が負う。

(出動)

第3条 西名阪自動車道の消防業務について、協定市町は、応援を要請されたとき、又は事故を覚知したときは、本協定に基づく覚書により、直ちに出動するものとする。

(応援に要する経費)

第4条 応援に要する経費は応援側の負担とする。ただし重大な事項については、当事者間で協議の上、負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度協定者が協議のうえ決定するものとする。

第6条 この協定の実施にあたり、この協定に定めのないもの、その他必要事項については、協定市町の消防長間において覚書を作成する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 平成26年6月1日「西名阪自動車道消防相互応援協定」は廃止する。

資料12-11 大和市、松原市災害時相互応援協定書

神奈川県大和市（以下「甲」という。）と大阪府松原市（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、協定市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- (1) 被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- (2) 食糧・飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (4) この協定に基づき実施する応急に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げる定めるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 甲又は乙は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲乙は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年11月17日

甲 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

大和市長

乙 大阪府松原市阿保1丁目1番1号

松原市長

資料12-12 大阪広域水道震災対策相互応援協定書

(目的)

第1条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団（以下「各水道事業者」という。）及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 各水道事業者及び大阪府は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪広域水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪広域水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 中央本部は、大阪府と連絡を取り合い、協議を行い、相互に協力するものとする。

3 第一項の相互応援体制は、別図のとおりとする。

(中央本部)

第3条 中央本部は、大阪広域水道企業団震災対策本部の構成員、大阪広域水道企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）議長、運営協議会各ブロックの代表者、大阪府健康医療部環境衛生課長、及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

2 中央本部長には大阪広域水道企業団副企業長を、中央副本部長には運営協議会議長及び大阪広域水道企業団事業管理部長をもって充てる。

3 中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

(ブロック本部)

第4条 ブロック本部は、運営協議会各ブロックの担当者、大阪広域水道企業団水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

2 ブロック本部長には運営協議会各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。

3 ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、大阪広域水道企業団及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は現地連絡本部を統括する。

(中央本部等の設置)

第6条 中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、震度4以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪広域水道企業団企業長が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 中央本部は大阪広域水道企業団本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

(応援要請)

第7条 応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

2 前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあつて、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があつたものとみなす。

3 被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

(実施要領)

第9条 本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

(情報交換)

第10条 各水道事業者及び大阪府は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協カシ、情報交換を行うものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、各水道事業者及び大阪府で協議するものとする。

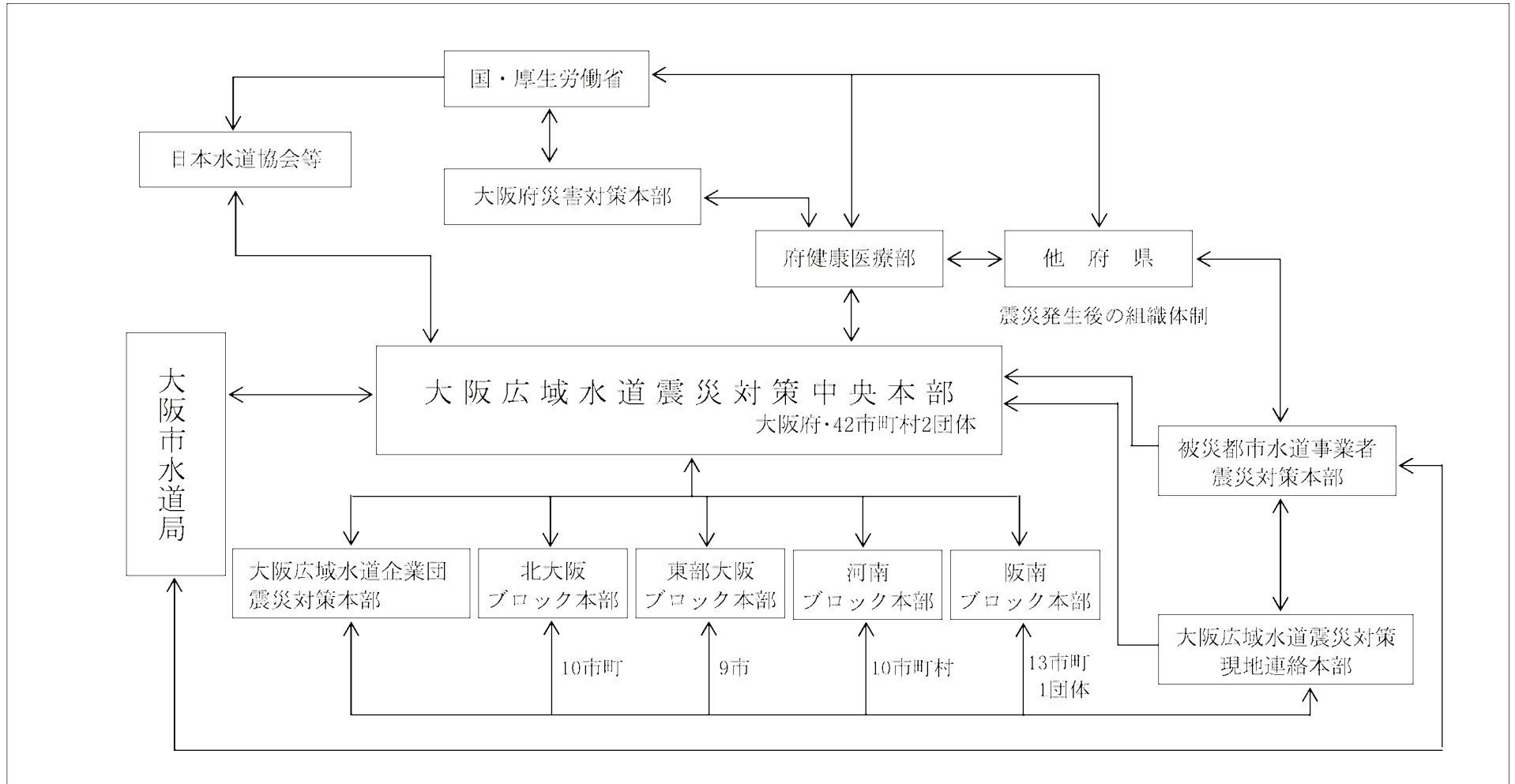
本協定の締結を証するため本書45通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月1日

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1) 大阪広域水道企業団企業長 | 竹山 修身 |
| 2) 豊中市上下水道事業管理者 | 水川 元 |
| 3) 高槻市水道事業管理者 | 倉橋 隆男 |
| 4) 吹田市水道事業管理者 | 清多 義朗 |
| 5) 茨木市水道事業管理者 | 北川 一夫 |
| 6) 箕面市上下水道企業管理者 | 埋橋 伸夫 |
| 7) 池田市上下水道事業管理者 | 嶋 俊秀 |
| 8) 摂津市長 | 森山一正 |
| 9) 島本町水道事業 島本町長 | 川口 裕 |
| 10) 豊能町水道事業 豊能町長 | 池田 勇夫 |
| 11) 能勢町水道事業 能勢町長 | 中 和博 |
| 12) 東大阪市水道企業管理者 | 井上 通弘 |
| 13) 枚方市上下水道事業管理者 | 榎本 志郎 |
| 14) 八尾市水道事業管理者 | 野村 孝次 |
| 15) 寝屋川市水道事業管理者職務代理者水道局長 | 前田 重次 |
| 16) 守口市水道事業管理者 | 砂口 勝紀 |
| 17) 門真市水道事業管理者 | 辻中 健 |
| 18) 大東市水道事業管理者職務代理者水道局長 | 松本 剛 |
| 19) 交野市水道事業管理者職務代理者 | 堀上等史 |
| 20) 四條畷市水道事業 四條畷市長 | 田中 夏木 |
| 21) 松原市水道事業管理者職務執行者上下水道部長 | 坂部 行隆 |
| 22) 富田林市水道事業 富田林市長 | 多田 利喜 |
| 23) 河内長野市水道事業 河内長野市長 | 芝田 啓治 |
| 24) 羽曳野市水道事業 羽曳野市長 | 北川 嗣雄 |
| 25) 柏原市水道事業管理者 | 松本 健太 |
| 26) 藤井寺市水道事業管理者職務代理者水道局長 | 川窪 一陽 |
| 27) 大阪狭山市長 | 吉田 友好 |
| 28) 河南町水道事業 河南町長 | 武田 勝玄 |

- | | | |
|-----|------------------|--------|
| 29) | 太子町水道事業 太子町長 | 浅野 克己 |
| 30) | 千早赤阪村水道事業 千早赤阪村長 | 松本 昌親 |
| 31) | 堺市上下水道事業管理者 | 森田 祥夫 |
| 32) | 岸和田市上下水道事業管理者 | 大崎 康雄 |
| 33) | 和泉市長 | 辻 宏康 |
| 34) | 泉佐野市水道事業 泉佐野市長 | 新田谷 修司 |
| 35) | 貝塚市水道事業管理者・貝塚市長 | 藤原 龍男 |
| 36) | 泉大津市水道事業 泉大津市長 | 神谷 昇 |
| 37) | 高石市水道事業 高石市長 | 阪口 伸六 |
| 38) | 泉南市水道事業代表者・泉南市長 | 向井 通彦 |
| 39) | 阪南市水道事業 阪南市長 | 福山 敏博 |
| 40) | 熊取町水道事業 熊取町長 | 中西 誠 |
| 41) | 岬町水道事業代表者・岬町長 | 田代 堯 |
| 42) | 忠岡町水道事業 忠岡町長 | 和田 吉衛 |
| 43) | 田尻町水道事業・田尻町長 | 金田 通 |
| 44) | 泉北水道企業団企業長 | 阪口 伸六 |
| 45) | 大阪府健康医療部長 | 高山 佳洋 |

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図



資料12-13 松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定

松原市上下水道部（以下「甲」という。）と大阪市水道局（以下「乙」という。）は、平成19年1月31日付で締結した「松原市上下水道部・大阪市水道局技術協力に関する連携協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり実施協定を締結する。

（目的）

第1条 本実施協定は、甲及び乙が災害その他非常事態（以下「緊急事態」という。）において相互に応援協力するため、その活動を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（相互応援）

第2条 甲又は乙は、緊急事態の発生又は発生の恐れがあるときは、相互に応援給水及び応急復旧に必要な役務並びに資材の提供その他の応援を行う。

（事務局）

第3条 本実施協定に基づく事務局は、甲は上下水道総務課とし、乙は工務部計画担当とする。

（応援要請）

第4条 応援要請は、法令その他別段の定めがあるものを除き、本実施協定第2条に定める必要な措置について、前条の事務局を通じて相手方に要請する。

2 前項の規定により応援要請をするときは、次の事項について相手方に連絡する。

- (1) 応援給水を受けようとするときは、水量、場所、期間、その他必要事項を連絡する。
- (2) 施設復旧の応援を受けようとするときは、これに要する資材の品目及び数量、応援職員の職種及び人数とこれらの配置場所、応援の期間その他必要事項を連絡する。

（応援経費の負担及び納付）

第5条 応援経費は、応援給水費その他必要経費とし、応援要請側が負担する。なお、応援要請側が負担する経費は、応援側の請求により納付する。

（資材等の調査情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、資材の備蓄状況及び応援に必要な情報を相互に交換する。

（施設管理等に関する情報の交換）

第7条 甲及び乙は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換する。

(合同訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、災害発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応急訓練及び運用訓練を相互間において実施する。

(協定期間)

第9条 本実施協定の有効期間は、この協定の締結日から平成20年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本実施協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(実施細目)

第10条 本実施協定に関して必要な実施細目事項については、別に協議して定める。

(その他)

第11条 本実施協定に関して協議が必要な事項が発生したときは、甲及び乙は誠実に協議を行う。

本実施協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成19年1月31日

甲 松原市 水道事業管理者職務執行者 上下水道部長 早川 洋

乙 大阪市 水道事業管理者 水道局長 近藤 明男

資料12-14 松原市・羽曳野市水道緊急連絡管に関する協定書

松原市上下水道部（以下「甲」という）と羽曳野市水道局（以下「乙」という）は、水道施設損傷等の緊急時に相互に応援協力して、互いに上水道の安全供給体制の確立を図り、かつ水道事業の健全化に資するため、次により水道緊急連絡管（以下「連絡管」という）に関し、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 水道施設損傷等の緊急時において、甲乙協力し連絡管より相互に給水することにより、上水道の安定供給の早期回復が出来るよう、相互応援の体制の確立を図ることを目的とする。

（設置場所）

第2条 松原市一津屋1丁目地内（別紙位置図）

（施設の概要）

第3条 直径150mmの耐震铸铁管とし、互いの取り出し部に仕切弁（常時閉）を設置し、中間部に緊急給水栓を設ける。

（応援の要請）

第4条 甲及び乙は、応援給水を受けようとするときは、期日、給水時間、水圧その他必要な事項を相手方に連絡し、仕切弁を操作しようとする場合は、相互の水道管に悪影響を及ぼさないよう協力して緊急給水を行うものとする。

（維持管理）

第5条 連絡管の維持管理は、甲乙それぞれ緊急給水栓までを責任範囲とする。緊急給水栓については協同して維持管理に努めることとする。

（費用の負担）

第6条 費用の負担については、次ぎの各号による。

- 2 維持管理に要する費用は、緊急給水栓までをそれぞれの責任範囲とし、甲乙それぞれが負担し、緊急給水栓部に関しては、責に帰すべき者がある場合はその者が、ない場合は甲乙折半して負担するものとする。
- 3 応援を受けた水量及びその他の費用については別途にて甲乙協議を行い費用負担の決定を行うものとする。ただし、緊急給水栓による一時的な応援給水については無償とする。

(相互の連絡先)

第7条 水道施設の損傷等の緊急事態に備え、甲乙の連絡先については別紙のとおりとし、相互に確認をしておくものとする。

(協定期間)

第8条 この協定は、締結の日から連絡管の撤去の日までとする。

(協定外事項・疑義事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成して甲、乙それぞれが記名押印の上各一通を保有する。

平成19年2月1日

甲 松原市阿保1丁目1番1号
松原市水道事業管理者職務執行者
上下水道部長 早川 洋

乙 羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市水道事業管理者
浅田 幹男

資料12-15 松原市・堺市 天美我堂水道緊急連絡管に関する協定書

松原市（以下「甲」という。）と堺市（以下「乙」という。）は、水道施設における事故等の緊急時に相互に応援協力して、互いに上水道の安定供給体制の確立を図り、もって水道事業の健全化に資するため、次により松原市・堺市天美我堂水道緊急連絡管に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 水道施設における事故等の緊急時において、上水道の安定供給を早期に回復できるよう設置した緊急連絡管（以下単に「緊急連絡管」という。）による相互応援体制の確立を図るため、一時的給水の運用及び緊急連絡管の維持管理方法の具体的な手順を明確にするとともに、緊急連絡管に関する事項について定めることを目的とする。

（緊急連絡管の名称及び設置場所）

第2条 緊急連絡管の名称及び設置場所は、次のとおりとする

- （1）名 称 松原市・堺市 天美我堂水道緊急連絡管
- （2）設置場所 松原市天美我堂3丁目地内（別図1及び別図2参照）

（一時的給水の手順）

第3条 緊急連絡管による一時的給水については、第4条から第9条までの手順で行うものとする。

（一時的給水の応援依頼）

第4条 一時的給水の応援依頼は、依頼する事業者（以下「被応援事業者」という。）から相手方の事業者（以下「応援事業者」という。）に行うものとする。

- 2 応援依頼を行う場合には、口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。
- 3 依頼する場合には、一時的給水の必要性又は理由、給水開始時期、給水終了予定時期、当該案件の担当者及び連絡先を伝えるものとする。

（一時的給水の応援受諾）

第5条 一時的給水の応援受諾は、口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

- 2 受諾する場合には、担当者及び連絡先を伝えるものとする。

（依頼及び回答文書）

第6条 一時的給水が受諾された場合、被応援事業者は、速やかに応援事業者に依頼文書を送付するものとする。

- 2 応援事業者は、被応援事業者に回答文書を返送するものとする。

(一時的給水の事前協議)

第7条 一時的給水を行う前に、開始時期、終了予定時期、仕切弁操作、事前洗管及び給水量の計量又は認定方法等について事前に協議するものとする。

(一時的給水)

第8条 前条の事前協議完了後、応援事業者から被応援事業者に一時的給水を行うものとする。

(一時的給水の費用負担及び事務処理)

第9条 一時的給水に要する費用については、一時的給水を受けた給水量に大阪広域水道企業団水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）に定める1立方メートル当たりの給水料金の額（消費税額等を含む。）を乗じて算出した額とする。

- 2 一時的給水が完了したときは、応援事業者及び被応援事業者がともに給水量を確認するものとする。
- 3 前項による給水量の確定後、応援事業者は、第1項により算出した額を被応援事業者に請求するものとする。
- 4 前項による請求があった場合、被応援事業者は、応援事業者に費用を支払うものとする。

(維持管理)

第10条 緊急連絡管の甲乙それぞれの維持管理範囲は、別図2に示すとおりとする。

- 2 緊急連絡管の維持管理については、第11条から第15条までの手順で行うものとする。

(情報の連絡)

第11条 甲又は乙が、市民等から緊急連絡管付近の漏水等の情報を得た場合には、相手方にその内容を連絡するものとする。

- 2 漏水等の情報を連絡する場合には、口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。
- 3 前項の場合においては、情報内容、当該案件の担当者及び連絡先を伝えるものとする。

(維持管理に関する事前協議)

第12条 甲及び乙は、状況により現場調査及び修繕等の担当事業者（以下「修繕担当事業者」という。）、現場調査及び修繕等の方法、費用負担等について事前に協議するものとする。

(現場調査及び修繕)

第13条 修繕担当事業者は、現場調査及び修繕等を行うものとする。

(結果報告)

第14条 修繕担当事業者は、現場調査及び修繕等の完了後、相手方の事業者の結果報告を行うものとする。報告については、文書により行うこととするが、状況によっては、他の方法により行うことも可能とする。

(維持管理の費用負担及び事務処理)

第15条 緊急連絡管の維持管理に要する費用については、責めに帰すべき者がある場合はその者が負担し、責めに帰すべき者がいない場合は別図2に定める維持管理範囲により、維持管理すべき者が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき、相手方の事業者が費用負担がある場合、修繕担当事業者はその費用を算出し、相手方の事業者へ請求するものとする。

3 前項による請求があった場合、相手方の事業者は、修繕担当事業者へ費用を支払うものとする。

(連絡先の確認)

第16条 水道施設における事故等の緊急事態は、突発するものであるから甲乙それぞれの連絡先については予め特定しておき、相互に確認しておくものとする。

(マニュアルの作成)

第17条 甲及び乙は、協力して本協定に関するマニュアルを作成するものとし、本協定とともに保存するものとする。

2 マニュアルについては、前条の規定に基づきお互いの連絡先を明記するものとする。

(附帯設備)

第18条 附帯設備の設置については、甲乙協議するものとする。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から緊急連絡管を廃止する日までとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(補則)

第21条 この協定の施行に伴い、平成22年11月30日付け締結した「松原市・堺市 天美我堂水道緊急連絡管の設置に関する協定書」は廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年3月26日

甲 松原市阿保1丁目1番1号
松原市
松原市水道事業管理者職務執行者
上下水道部長 坂部 行隆

乙 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺市
堺市上下水道事業管理者 森田 祥夫

資料12-16 大阪市と松原市の相互応援給水に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と松原市（以下「乙」という。）とは、緊急時に相互応援給水を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援給水の施設）

第1条 甲と乙は、先に締結した「松原市・大阪市 緊急時用連絡管の設置に関する基本協定書」に基づき、相互応援給水を実施するための連絡施設（以下「施設」という。）を、松原市三宅町7丁目10番地先から大阪市平野区瓜破南2丁目2番地先の区間に設置する。

2 前項に規定する施設は、甲及び乙の共有物とする。

3 施設の管理区分は、添付図面に示すとおりとする。

（1） 甲の配水管から第2バルブまでの部分 甲

（2） 前号に掲げる部分以外の部分 乙

4 施設について、改造及び補修工事等を施行する必要があるときは、甲乙協議の上実施する。

（応援給水量等）

第2条 応援給水量は、双方において適正な給水に支障がない範囲とする。

2 応援給水量は、おおむね1日あたり1,500m³とし、その都度甲乙協議の上その水量を認定する。

（連絡責任者）

第3条 応援給水時の連絡責任者は、次のとおりとする。

甲 大阪市水道局総務部総務担当課長

乙 松原市上下水道部上下水道管理課長

（応援の要請）

第4条 甲及び乙は、応援給水を受けようとするときは、水量、水圧、期間その他必要な事項を相手方に連絡するものとする。

（応援給水費）

第5条 応援給水に要する費用は、甲の市外給水料金単価に応援給水量を乗じた額とし、受水側が負担する。

（協定期間）

第6条 この協定は、締結の日から施設の撤去の日までとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立したことを証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年3月29日

甲 大阪市水道事業管理者
大阪市水道局長 白井大造

乙 松原市水道事業管理者職務執行者
松原市上下水道部長 下村 憲司

資料12-17 その他の災害関連協定（締結順）

No.	防災関係協定等名称	締結日	備考
1	災害相互応援協定【中河内3市+南河内地域6市2町1村】	H17. 2. 1	
2	災害時における応急対策業務に関する協定書【松原建設業協会】	H18. 10. 3	道路交通確保のための障害物撤去作業、応急対策
3	災害時における応急対策業務に関する協定書【南大阪災害復旧支援協力会】	H18. 10. 3	道路交通確保のための障害物撤去作業、応急対策
4	災害発生時における避難者の受入れに関する協定書【堺市】	H21. 3. 26	
5	災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書【大阪市】	H21. 3. 26	
6	避難所の開設等に関する覚書【平野高等学校】	H21. 4. 22	
7	避難所の開設等に関する覚書【松原高等学校】	H21. 5. 27	
8	避難所の開設等に関する覚書【大塚高等学校】	H21. 6. 1	
9	避難所の開設等に関する覚書【生野高校】	H21. 6. 10	
10	災害時等における協力に関する協定【株式会社セルビス】	H22. 12. 16	緊急一時避難場所の提供、遺体の搬送、安置
11	災害時等における協力に関する協定【大阪屋】	H22. 12. 16	緊急一時避難場所の提供、遺体の搬送、安置
12	災害時等における協力に関する協定【仏光殿】	H22. 12. 16	緊急一時避難場所の提供、遺体の搬送、安置
13	災害時における避難所等施設利用に関する協定書【阪南大学】	H23. 5. 16	付録「避難所の鍵に関する覚書」
14	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定【石油基地自治体協議会加盟団体】	H23. 7. 12	
15	災害時における物資調達に関する協定【セツカートン】	H23. 8. 23	段ボールベッド
16	災害相互応援協定【南河内地域6市2町1村+堺市】	H23. 9. 1	
17	災害時における相互応援に関する協定書【大和市】	H23. 11. 17	
18	洪水予測を用いた的確な避難判断手法の検討に係る確認事項【国土交通省大和川河川事務所】	H24. 7. 18	
19	災害時等の応援に関する申し合わせ【国土交通省近畿地方整備局】	H24. 7. 18	災害対策用機械等の貸付け及び職員等の派遣
20	災害時における応急食料品の優先供給に関する協定【山崎パン大阪第二工場】	H24. 9. 10	
21	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【スギ薬局】	H24. 9. 18	一般用医薬品、食料品、日用品
22	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【ウエルシア関西】	H25. 2. 20	一般用医薬品、食料品、日用品
23	災害救助物資の緊急調達等に関する協定【サンブラザ】	H25. 3. 19	一般用医薬品、食料品、日用品
24	災害時の医療救護活動に関する協定書【医師会】	H25. 4. 15	
25	災害時の医療救護活動に関する協定書【歯科医師会】	H25. 4. 15	
26	災害時の医療救護活動に関する協定書【薬剤師会】	H25. 4. 15	

27	災害時の医療救護活動に関する協定書【阪南中央病院】	H25. 4. 19	
28	災害時の医療救護活動に関する協定書【徳洲会病院】	H25. 4. 19	
29	災害時の医療救護活動に関する協定書【明治橋病院】	H25. 4. 19	
30	災害救助用精米の供給等に関する協定【幸南食糧】	H25. 6. 13	精米の供給
31	災害時における避難者の受入れにかかる確認書【堺市及び南河内地域6市2町1村】	H25. 7. 1	避難者の相互受入れ
32	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書【松原トラック協議会】	H25. 8. 12	物資等の緊急輸送
33	全国セーフコミュニティ推進自治体ネットワーク会議における災害時相互応援に関する申合せ	H25. 11. 16	
34	西除川聖堂橋西詰河川管理用スロープ扉の開放に関する覚書【河合自主防・富田林土木】	H25. 11. 20	河川管理用鍵の破壊を認める
35	災害に係る情報発信等に関する協定【ヤフー】	H25. 12. 18	避難所のマッピングやHPのキャッシュサイトの提供
36	防災への取り組みに関する協定書【グーグル】	H26. 1. 10	避難所のマッピングや安否確認情報の発信等
37	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【丹南地区連合町会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
38	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【丹南地区連合町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
39	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【立部町会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
40	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【高木第一町会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
41	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【向井連合町会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
42	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【城連寺連合会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
43	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【堀町会連合会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
44	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【堀町会連合会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
45	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【西野々第一町会】	H26. 4. 1	耐震診断あり
46	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【上田3町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
47	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【東代第1町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
48	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【岡新町町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
49	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【岡地区連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
50	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【新栄住宅自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
51	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【新栄住宅自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
52	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【阿保自治会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
53	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【池内自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要

54	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【池内自治連合会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
55	災害時における緊急避難所としての施設利用に関する覚書【別所連合町会】	H26. 4. 1	耐震診断不要
56	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定書【大阪府】	H26. 4. 1	
57	松原市地域防災まちづくり推進協定【大堀町会】	H26. 4. 2	地域における防災力の向上、市民主体の防災環境づくり

13 自衛隊等関係

資料13-1 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

文 書 番 号 年 月 日
大阪府知事 様
松原市長
自衛隊の災害派遣要請について
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の情况及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

文 書 番 号 年 月 日
大阪府知事 様
松原市長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請日時 2 派遣された部隊 3 派遣人員及び従事作業の内容 4 その他参考となるべき事項

資料13-2 応援部隊受入れ・活動拠点

受 入 拠 点 名	所 在 地	電 話
市民体育館 松原市民運動広場（付帯施設）	松原市田井城3丁目1番37号 〃 岡7丁目230番地の1	072—337—0270

14 廃棄物等関係

資料14-1 し尿くみ取り許可業者一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
脇田清掃 (株)	松原市南新町3丁目1番5号	072-331-4865	072-334-6713
泉本清掃	松原市天美我堂7丁目466番地	072-331-2777	072-335-1181
小川清掃社	松原市天美西2丁目9番17号	072-332-3294	072-337-0696
岡田清掃社	松原市新堂2丁目13番7号	072-331-5378	072-331-5378
松本清掃社	松原市岡3丁目3番3号	072-331-2862	072-331-6652
上師清掃社	松原市立部1丁目132番地	072-331-4457	072-335-2281
クリーン関西(株)	松原市小川4丁目17番5号	072-331-1014 072-331-1002	072-330-0765
(有)永田清掃	松原市天美西2丁目4番38号	072-331-4600	072-335-0202
(株)永田商会	松原市天美西5丁目129番地の1	072-336-8181	072-336-8200
岸田清掃(株)	大阪市平野区喜連1-5-40	072-331-8691	06-6707-4019

資料14-2 浄化槽清掃業の許可業者一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
脇田清掃 (株)	松原市南新町3丁目1番5号	072-331-4865	072-334-6713
泉本清掃	松原市天美我堂7丁目466番地	072-331-2777	072-335-1181
小川工業(株)	松原市天美西2丁目9番17号	072-332-3294	072-337-0696
岡田清掃社	松原市新堂2丁目13番7号	072-331-5378	072-331-5378
松本清掃社	松原市岡3丁目3番3号	072-331-2862	072-331-6652
上師清掃社	松原市立部1丁目132番地	072-331-4457	072-335-2281
クリーン関西(株)	松原市小川4丁目17番5号	072-331-1014 072-331-1002	072-330-0765
(有)永田清掃	松原市天美西2丁目4番38号	072-331-4600	072-335-0202
(株)永田商会	松原市天美西5丁目129番地の1	072-336-8181	072-336-8200
岸田清掃(株)	大阪市平野区喜連1-5-40	072-331-8691	06-6707-4019
平野工業所	大阪市平野区長吉川辺2-北4-28	06-6708-7822	06-6708-7858
新生和光(株)	八尾市沼2丁目135番地	072-949-9603	072-948-2392
柿本工業(株)	大阪市東住吉区中野1-14-24	06-6702-2722	06-6704-1180

資料14-3 し尿処理施設一覧

1 処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
松原市サニテーション	松原市天美西7丁目-217番地（今池水みらいセンター内）	072-331-7773

資料14-4 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電話番号
松原市分別（資源化）センター	松原市別所9-1-6	072-335-8055

資料14-5 清掃車両等一覧

市 所 有 車 両	台 数
バッカー車	17台
ミニダンプ	5台
垂直パワーゲート	1台
ホイールローダー	2台
アームロール車	1台
ダンプ車	1台

資料14-6 ごみ処理委託業者一覧

平成26年7月1日現在

委 託 業 者	住 所	電 話 番 号
大道興業(株)	松原市三宅西1丁目341番3号	072-332-0023
上師清掃(株)	松原市立部1丁目132番地	072-331-4457
協田清掃(株)	松原市南新町3丁目1番5号	072-331-4865

15 様式等関係

資料15-1 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く。 消防庁受信者氏名

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の業態・用途				事業所名 (代表者名)			
出火箇所				出火原因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
		軽 症		人			
建物の概要	構造階層		建築面積 延べ面積				
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼	棟 棟 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼				建物焼損表面積	m ²
		ば や			林野焼損面積	a	
り災世帯数				気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人			
	消 防 団		台	人			
	そ の 他			人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2. 危険物に係る事故
 - 3. 原子力施設等に係る事故
 - 4. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種〕 第二種、その他				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()	物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危険混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)			
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台人	
			消 防 団		台人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
		そ の 他		人		
災害対策本部 等の設置状況						
警戒区域の設定	月 日 時 分					
使用停止命令	月 日 時 分					
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名
消防庁受信者氏名
（第 報）

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都 道 府 県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報	(月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
			そ			文 教 施 設	箇所	
						病 院	箇所	
区 分			被 害					
人 的 被 害	死 者		人					
	行 方 不 明 者		人					
	負 傷 者	重 症		人				
		軽 傷		人				
住 家	全 壊		棟	の				
			世帯					
			人					
	半 壊		棟	他				
			世帯					
			人					
一 般 破 損		棟	の					
		世帯						
		人						
被 害		棟	の					
		世帯						
		人						
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数 世帯					
		世帯						
		人						
非 住 家	公 共 建 物		棟	火 災 発 生				
	そ の 他		棟					
			棟					
					建 物	件		
					危 険 物	件		
					そ の 他	件		

区 分		被 害	都 道 府 県	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	市 町 村			
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 適 用 市 町 村 救 助 法 名	計	団体		
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況							

※被害額は省略することができるものとする。

資料15-2 被害程度判定基準

被害区分	判定基準
1 死者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2 行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3 重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治療できる見込みのもの
4 住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5 棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6 世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7 被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8 住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
9 住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
10 床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11 床下浸水	建物の床上に達しない程度の浸水したもの
12 一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のも。ただし、軽微なものは除く。
13 非住家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14 非住家(公共建物)	国、県、市、J R、N T T等の管理する建物
15 非住家(その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16 文教施設	学校(含む各種学校)、全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17 病院	医療法に定める病院(20人以上)
18 流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19 冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20 農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21 林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22 農産物	食糧作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23 畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24 水産被害	養魚場、漁船等の被害
25 林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26 商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27 道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市道

28	橋	梁	市道以上の道路に架設した橋	
29	河	川	堤防、護岸、水利、床止等付属物を含む。	
30	砂	防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設	
31	下	水	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道	
32	林	道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地	
33	鉄	道	不通	自動車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清	掃	施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通	信	被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	り	災	世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	り	災	者	り災世帯の成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

16 その他

資料16-1 市内指定文化財等一覧

1 国登録

(有形文化財)

名 称	所 在 地
中山家住宅	松原市別所6丁目
田中家住宅	松原市南新町1丁目
田中家住宅	松原市高見の里3丁目
嶋田家住宅	松原市天美東8丁目

2 府指定

(有形文化財)

名 称	所 在 地
布忍神社本殿 附；木片（寛文3年銘）	松原市北新町2丁目

(天然記念物)

名 称	所 在 地
来迎寺のいぶき	松原市丹南3丁目

3 市指定

(有形文化財)

名 称	所 在 地
布忍神社 布忍八景扁額	松原市北新町2丁目
大林寺 木造 十一面観音立像	松原市北新町1丁目
栄久寺 紙本墨書教如上人消息	松原市立部1丁目

資料16-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

別表第1 (大阪府災害救助法施行細則第3条等関係)

(最新改正 平成26年規則第1号)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住 宅の供与	避難所	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</p> <p>2 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して収容する。</p> <p>3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>イ 基本額 避難所設置費 1人1日につき 300円</p> <p>ロ 加算額（冬期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に限る。） 別に定める額</p>	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。</p> <p>2 1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。</p> <p>3 同一敷地内又は近接する地域内に50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、1施設当たりの規模及びその施設のために支出できる費用は、2にかかわらず、別に定める。</p> <p>4 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要するものを2人以上収容し、並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>5 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>6 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを収容することができる。</p> <p>7 災害発生の日から20日以内に借上げを実施する。</p>	完成の日から2年以内

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,010円以内とする。</p> <p>4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、救助の期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の備上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から7日以内

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出することができる費用は、期別及び世帯区分により、1世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
----------------------	--	---------------

区 分	期別	世 帯 区 分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯	夏期	円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700	円 7,300
	冬季	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬季	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

備考 「夏期」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。

医療及び助産	医療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>4 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から14日以内
	助産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>	分べんした日から7日以内
被災者の救出	<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>2 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から3日以内	
災害した住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、及び便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>3 支出することができる費用は、一世帯につき520,000円以内とする。</p>	災害発生の日から1月以内	

<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3 貸付することができる金額は、次の範囲内とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 生業費 1件につき 30,000円 ロ 就職支度費 1件につき 15,000円 4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。 	<p>災害発生の日から1月以内</p>
<p>学用品の給与</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品をそう失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。）に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 3 支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教科書代 <ul style="list-style-type: none"> ア 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 イ 高等学校等の生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 <ul style="list-style-type: none"> 小学校の児童 1人につき 4,100円 中学校の生徒 1人につき 4,400円 高等学校の生徒等 1人につき 4,800円 	<p>災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内</p>
<p>埋葬</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 <ul style="list-style-type: none"> イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱 3 支出することができる費用は、一体につき大人 201,000円以内、小人 160,800円以内とする。 	<p>災害発生の日から10日以内</p>

死体の捜索	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2 支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。 	災害発生の日から10日以内
死体の処理	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 2 次の範囲内において行う。 <ul style="list-style-type: none"> イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 3 検案は、原則として救護班によって行う。 4 支出することができる費用は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 <ul style="list-style-type: none"> 1 体につき 3,300円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 ・ 既存建物を利用することができない場合 1 体につき 5,000円以内 ・ ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内 	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2 支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき133,900円以内とする。 	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の範囲内において行う。 <ul style="list-style-type: none"> イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 2 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。 	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第2（第4条関係）

救助業務従事者の区分		実 費 弁 償 の 範 囲		
		日 当	時間外勤務手当	旅 費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	21,700円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,600円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,100円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,600円		
	救急救命士	14,000円		
	上木技術者及び建築技術者	15,600円		
	大工	18,100円		
	左官 とび職	18,000円 20,100円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

別表第3（第5条関係）

対 象 者	支 給 基 礎 額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。 2 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。

資料16-3 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン
0	人は揺れを感じない。					
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。					
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、眼を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。				
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、眼を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]
	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ち	補強されていないブロック塀の多くが崩	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱な	家庭などにガスを供給するための導管、

5強	に支障を感じる。	る。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	破損したり、傾くものがある。	どに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]
7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]

(注) 1 気象庁震度階級関連解説表から抜粋

2 ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。